

八木葉隱

中

67
529

67-529



1200501281754



始



葉

隱

中



葉隱中

193



隱

中





大炊頭殿



葉 隱 第五卷

此の二卷は、光茂公、綱茂公、了關様、御姫様方の御事共、取交ぜ記之。

光茂公は總じて深くせんじん讒人を御嫌ひなされ、召させられし人など、延引の時分にても、「何某は未だ罷出でざるか。」とのお尋ねのをり、「未だ罷出で申さず。」と申上げ候へば、「朋輩を倒し申す心入れの者なり。」と仰せられ候に付て、出仕延引の時も、「何と御座候哉、見合ひ可申。」と申し候て、御前を立ち、使などを遣はし候由。又、「斯様の不調法何某仕り候哉。」と御意の時も、誰と申し候儀無之由。

金丸氏咄。お仙様土井大炊頭殿へ御祝言しむげん以後、光茂公仰せられ候は、「大炊殿縁者になるべからず。其許取返し、何方へなりと可遣。」と御意成され候。お仙様御返答に、「不足の人に添ひ候は恥になり

申さず候。一度夫婦となり、女の方より離別し、又二度夫を持ち候事は不義にて御座候。重ねて思召しも出されざる様に」と、屹と仰せられ候由。

金丸氏咄。申の年大火事の時分、光茂公柳原へ御見舞成され候處、早長屋に火懸り申し候。「奥は何處に立退き候哉。」と御尋ね成され候へば、「未だ御内に御座なされ候。」と申上げ候。則ち御通り成され、様子聞召され候へば、「附々の者共先程より立退き候様にと申し候へども、大炊殿御留守に、女の屋敷を立退き候事は、本意ならずと存じ候に付て、焼死仕る覺悟にて罷在り候。」と仰せ上げられ候故、光茂公御同道にて御立退き成され候由。

お春様御祝言の脇、御長屋へ御出成され、人通り御見物成され候。江戸御旗本衆、御大名方御通り御行列立派に威めしく候を御覽成され、何角御評判なされ候處、光茂公御通り遊ばされ候。何方の供廻にくらべ候ては、中々不行儀にて男振も衣裳も劣り候に付て、殊の外御不氣味に思召され候。其の後光茂公御出でなされ候に、仰せ上げられ候は、「頃日長屋より人通を見物仕り候處、何方の供廻は殊の外立派に御座候。御前様御供廻りは散々見劣り、口惜しく御座候。屹度仰せ付けられ候様に。」と、殊

の外御せき成され、御涙ぐみ仰せられ候。光茂公聞召され候て、「其方などの知る事にては無レ之。」と計り仰せられ候故、「如何様の仔細にて御座候哉。」と御尋ね成され候。光茂公仰せられ候は、「云ひても合點行くまじく候へども、餘りせき候間可ニ申聞一候。他方の供の者は見掛よき男を選び、寸尺に合せ、見場一偏に取集めたる抱者にて候。夫故すは事と云ふ時は、主をも見捨て逃ぐる者共なり。我等が家中は譜代相傳の者共ばかり故、見掛の善悪には構はず、在合せ候者を供に連れ候故、見物所は無レ之候へども、自然の時は一足も不レ退、主の爲に命を捨つる者ばかりにて候。此方の家は不男が名物にて候。」と仰せられ候由。この事は井上市五郎母御前に罷在り、承り候。」と咄にて候由。右同日承り候なり。

光茂公へ、吉良上野介殿申され候は、「御大身にては官位ひくく候ては、御不氣味にて可レ有レ之候。少將御免など候はゞ、知行半分共には御替へ成さるべくや。」と候時、御答に、「官位ばかり結構に候ても、喰ふ物なくてはならざる事なり。」と仰せられ候由。

光茂公御代

明曆三年丁酉二月御家督御相續、二十六歳

○二月十九日岡部内膳正殿、同丹波守殿、鍋島泉州御成へ召て御隠居御家督の仰渡有之、爲御禮光茂公御登城。

○三月朔御禮光茂公より御太刀豊後行平代金十枚白銀三百枚色羽二重百疋、勝茂公より貞宗御刀代金八十枚、御掛物ホツタン、御家老御禮銀馬代ツツ主水、縫之助、有田勘解由。

○正月十八日大火事、櫻田御屋敷類焼に付光茂公青山へ御移、五月四日麻布へ御越成され候。

○正月十九日又復大風大火、御城焼失西丸残る。死人三百七十人餘、道程二十二里八丁。

萬治元年戊戌二十七歳 今年五月明曆改元なり。

○二月御暇同晦御發駕、四月五日御着城なり。

○二月五日彦法師様左衛門様に御改名。

○五月當家御一族並諸士等萬部執行。

○同 十二日御代始。

○八月十六日山内御越、佐保十兵衛宅に於て三山内の者御目見。

萬治二年己亥 二十八歳。

○九月二十九日御参観のため御發駕。

○十二月二十八日侍從御昇進。

○十月六日佐賀に於て御初殿出生。

○今年より着座人數御定、御家誓詞仰せ付けられ候。

勝茂公御代迄は長袴御着せ成され候、御誓詞は御人差にて仰せ付けられ候由。

萬治三年庚子 二十九歳

○三月御暇。

寛文元年辛丑 三十歳

○九月二十八日御發駕御参観。

○七月七日盛徳院殿死去追腹の者差留められ候以來、御法度に仰せ付けられ候。其の後紀州光貞公御感心御家中追腹法度成され候。寛文三年癸卯五月二十日公儀御法度に成り候なり。

寛文二年壬寅 三十一歳

○二月御暇。

○今年向陽軒の御社御勸請。

○今年公仰出にて御家中追腹御法度に成り候。但去年盛徳院殿御死去追腹の者差留られ候なり。右の段紀伊様聞召され御感心、後御家中追腹御法度成され候由。

寛文三年癸卯 三十二歳

○九月二十九日御發駕御参観。

○六月十一日佐賀一里方大雷八十餘所に落ち、黑白の毛降る。正月二日御天守雷火にて焼失。

○五月二十日追腹御停止の段公儀より仰出さる。

○今年中院通純卿の御姫お甘様御下國二の丸に於て御祝言。

○今年御即位御使者諫早豊前茂真差上げられ候。

○今年十月非人屋相建てられ、彌陀、釋迦、觀音、藥師石佛四方に建置かれ、奉行友田彦兵衛なり。同七年國廻上使御尋聞召届られ候なり。

○四月八日北山天寺に薪山御寄附、鍋島六左衛門書出し有り、三瀬觀音寺、杠清龍寺、杠龍護寺、畑瀬曹源寺、松瀬通天庵、鹿路(ロクロ)用音寺右は山田六箇寺なり(此の外可尋候)

寛文四年甲辰 三十三歳

○二月二十八日御暇。

○四月十九日甘姫様御産右兵衛様御出生、御産所二の御丸なり。此時御城より籠上り候由。甘姫様御祈誓の初瀬觀音後に清心院へ御安置、吉茂様御代堂御立てなされ候。

寛文五年乙巳 三十四歳

○九月御参観。

○六月二十三日榮正院様御産にて御死去、御出生の御子様も御消え成され候。

寛文六年丙午 三十五歳

○二月御暇。

寛文七年丁未 三十六歳

○九月御参観。

○七月國廻上使岡野孫九郎殿、青山善兵衛殿、井戸新右衛門殿蓮池町にて公御出會。

○十二月二十五日左衛門様十六歳御一字綱御稱號四品御免、同二十六日御前髪御取成され候。綱茂公と奉申なり。

○七月津廻上使竹野又兵衛殿、向井三郎兵衛殿、寺井、竹崎、諫早、脇津、深堀、伊萬里、濱御巡見、公寺井にて御立會。

○春牛島射場に於て足輕、弓、鐵砲的、御名代翁助殿。

○秋片田江新馬場に於て御家中馬究馬責、御名代翁助殿。

寛文八年戊申 三十七歳

○二月朔日江戸大火事櫻田御屋敷類焼、御兩殿様麻生(布)に御座成され候。同四日又大火事麻生御屋敷類焼に付て青山にて和泉守殿御屋敷に御座成され候。

○二月御暇。

○十二月二十一日綱茂公御縁組、松平越前守様御姫様御願の如く仰せ出さる。

寛文九年己酉 三十八歳

○九月御参観。

寛文十年庚戌 三十九歳

○二月御暇。

寛文十一年辛亥 四十歳

○二月十二日綱茂公二十二歳御祝言、御普代様十八歳。鍋島若狭、鍋島彌平左衛門、相良求馬江戸差越さる。

○光茂公十一月朔日御着府、翌三日朝上使板倉内膳正殿。

寛文十二年壬子 四十一歳

○網茂公初て御暇、御兩殿様御同前に御下國。三月十三日江戸御立、四月十三日御着城（多久屋敷御在留。）

○三月六日光茂公御暇の上使土屋但馬殿。

○九月十三日より御兩殿様長崎御越、同二十二日（異本二十日）御歸城。

○十月（異本九月二十六日）網茂公御參觀。

延寶元年癸丑 四十二歳

○九月御參觀。

延寶二年甲寅 四十三歳

○二月御暇。

延寶三年乙卯 四十四歳

○九月御參觀。

○網茂公御暇、十二月二十九日御着國光茂公御留守なり。

延寶四年丙辰 四十五歳

○二月御暇。

延寶五年丁巳 四十六歳

○御參觀として御發駕、十一月十一日御着府なり。

○網茂公御暇御拜領、十一月晦日江戸御立。

○十二月鶴御拜領。

○今年御着府中御供廻多人數無用と思召され相減ぜらる。其の後公儀より御供廻相減じ候様にと御觸あり。

延寶六年戊午 四十七歳

○正月二十九日おきら様御祝言なり。加賀守殿御姫を公御養子成され三浦壹岐守殿へ御縁組なり。

二月十五日お春様伊東出雲守様へ御祝言なり。
○二月二十八日御暇、三月二日江戸御立、四月二日御着國なり。
○十二月三日櫻田御屋敷御納戸なんど脇より出火。本多越前守殿類焼に付て御使者丹羽新兵衛遣はさる。御遠慮に及ばず。

延寶七年己未 四十八歳

○十月十一日御參觀の爲御發駕。

○四月土屋但馬守殿（御老中）卒去。

○同月久世大和守殿卒去。

○五月二十二日櫻田西の屋敷御請取、是は愛宕下屋敷を松平若狹守殿へ遣はされ、若州高輪の屋敷を大田原備前守殿へ遣はされ、備州櫻田の屋敷此の御方の御取成され候。御願相濟み候なり。

延寶八年庚申 四十九歳

○綱茂公正月二十九日御下國、九月十三日佐賀御立。

○公四月五日御着國。

○五月二十四日江戸増上寺に於て嚴有院様御法事なまは、永井信濃守殿を、内藤和泉守殿討果され候なり。

○二月御暇。

○五月八日家綱公御他界、御使者鍋島若狹、綱茂公より鍋島十太夫仰せ付けられ候。

○綱吉公御家督御祝儀御使者村田隱岐。

天和元年辛酉 五十歳

○御參觀九月二十六日御發駕（此の年より前髪立小小姓召連れられざるなり）十一月六日御着府。

○十一月十二日堀田筑前守殿宅にて御代替に付て、公誓詞遊ばされ候なり。

○十一月二十六日綱茂公江戸御立ち成され候。

○來春將軍宣下の御祝御能御興行に付、御作事方其の外調の爲木下五兵衛仰せ付けらるゝ旨三月二十日仰せ渡され候なり。

○七月國廻り上使奥田八郎右衛門殿、戸川奎之助殿、柴田七左衛門殿蓮池町にて公御出會。

天和二年壬戌 五十一歳

○二月九日、十三日、十六日三度に、將軍宣下御祝の御能御興行、同二十一日公御供立中に御料理下され候。

○三月初日、當將軍綱吉公より御暇、御代替初めて故御腰物御拜領、同七日江戸御立、美濃路中國御旅行、四月七日御着城、同九月より長崎御越なされ候。戸町御番所にて御供の主水殿、志摩殿、番頭千葉太郎助方へ、御番の大意仰せ聞かせられ候なり。

○七月十一日、長崎御越今年新非人屋相建てられ、土手籠の者共召し置かる。

天和三年癸亥 五十二歳

○御參觀の爲御發駕なり。十一月十二日御着府、上使戸田山城守殿。

○綱茂公御暇十二月五日江戸御立なり。

○閏五月二十八日徳松様御他界「淨徳院殿靈嶽崇心大童子」

貞享元年甲子 五十三歳

○三月初日御暇出づ。此度當御代御感狀、御感書等家中迄に相改められ上覽に及ぶべき旨、正月二十一日に仰せ出され候に付、野口新右衛門罷下り御感狀持越差上げられ候（茂里御感狀相良市右衛門持越差上げ候）右に付御立御延引、三月二十二日江戸御立なり。

○綱茂公五月二日佐賀御立成され候。

○五月十五日天守修理成就に付、御親類、御家老中御供にて天守に御上り上段にて修理人主水殿へ御慰斗遣はされ候。（御城御普請頭人は昔より主水にて候由）

○八月二十八日江戸御城に於て堀田筑前守殿を稻葉石見守殿打果され候事。

○正月二十八日興國院様五十年忌御法事。

○今年光茂公思召出され幼花様御靈屋龍雲寺へ新に御立御施餓鬼仰せ付けられ、毎年御名代盆には御堂參遊ばされ候。右勝茂公の御子萬千代様なり。

貞享二年乙丑 五十四歳

○二月二十二日當將軍綱吉公御判物江戸より多久長門殿持下らる、同二十九日御本丸御書院へ召置

かれ御祝の爲御家中惣侍残らず召出され、光茂公御手自ら御酌にて御酒拜領させられ候。

○六月三日日峯様御影御讚出來、高傳寺へ公御持參遊ばさる。長崎より南蠻船來着の注進有之、道より御歸城、則ち御仕組御座候。同七日長崎御越、同十三日御歸城遊ばされ候。

○九月晦日光茂公御發駕、十一月七日御着府遊ばされ候。

○十二月四日綱茂公江戸御立。

○三月二十四日隆信様御影御讚宗龍寺へ御寺納。

貞享三年丙寅 五十五歳

○二月御暇。

○今年諸組に能仰せ付けられ候。彌平左衛門（高砂）主水（八島）志摩（加茂）圖書（田村）數馬（船辨慶）大木（藤戸）岡部七之助（源氏供養）左太夫（忠度）多久兵庫（ばせを）馬場勝右衛門（清經）石井修理（橋辨慶）百武善左衛門（元服會我）

貞享四年丁卯 五十六歳

○三月十六日公向陽軒御移徒、御作事間は彌平左衛門屋敷に御座なされ候。

○九月晦日公御發駕。

○十二月二十五日春岳邪宗企てられ候由。道心者淨心長崎御奉行業へ申出で候。相改められ候處無實に付て追て差免され候。

○四月二十八日御即位に付御使者神代彈正殿差上げられ候。

元祿元年戊辰 五十七歳

○正月十六日綱茂公御着國痲瘡流行候故、滿溝に御廻被成候なり。

○二月二十八日江戸櫻田御屋敷家老小屋出火。光茂公御遠慮。三月七日御登城御暇御延引の處御能御拜見、四月五日御暇、同十三日御發駕、五月七日御着城（此の年御家老御供無之）

○五月十六日綱茂公佐賀御立。

○九月晦日年號改元。

○十二月松平右衛門祐（光之）隱居。肥前守綱政家督相續。

元祿二年己巳 五十八歳

○九月中旬より願正寺にて密談。同二十三日夜和泉守殿、攝津守殿御屋敷御出御密談御用、同夜中野將監、馬場勝右衛門（兩人年寄役なり）大和殿御宅にて御改。同二十六日將監切腹、介錯山本權之丞。勝右衛門浪人仰せ付けられ候。

○十月朔日光茂公御發駕。

○同二十日肥前守殿家督以後初めて長崎見廻、御領内通路願正寺に於て光茂公御面談。

○供立上下千四十二人外に御雇九十人先立加へて都合千三百人なり。

元祿三年庚午 五十九歳

○正月二十六日綱茂公御着國。

○二月二十八日御暇。

○四月十一日光茂公御着國。

○四月二十一日綱茂公佐賀御立。此の日中野數馬加判家老仰せ付けらる。御加増本知合せて現米八百石下さる。

元祿四年辛未 六十歳

○九月晦日光茂公御發駕、十一月五日江戸御着。

○十二月十六日綱茂公江戸御立。

○五月二十三日公六十御賀に付綱茂公より銀の鳩の御杖遣はされ候。着座迄御料理拜領。御杖拜見仰せ付けられ候。

元祿五年壬申 六十一歳

○二月二十八日御暇、三月十三日公江戸御立。

元祿六年癸酉 六十二歳

○九月二十九日光茂公御發駕、十月二十九日大阪御着、御逗留中辨才嶽（背振山）公事御利運の段、江戸より申來り此の節御意有之。

○十月二十九日江戸御屋敷出火（田尻團平小屋より）沼津にて聞召され候。

○十一月七日光茂公江戸着。出火故暫らく御遠慮の處十四日御奉書參り十五日御登城。

元祿七年甲戌きのたね 六十三歳

○三月光茂公江戸御立。同二十六日大阪御着、四月十五日御着國。

元祿八年乙亥きのとる 六十四歳

○二月八日江戸淺布(麻布)御屋敷類焼の事。

○五月十六日お光様佐嘉御立、八月十六日榊原式郎大輔様へ御婚禮の事。但綱茂公御養子成され候。夫に付麻布御前様より葵の御紋遣はされ、諸御道具二通宛に出来立ち候事。

○十月五日光茂公御發駕、同二十二日大阪御着、二十五日大阪御立。此の御在府青山に御座成され候。

○十月二十九日光茂公御隱居綱茂公御家督相續なり。

○十二月十五日御父子様御登城御禮相濟み候なり。御献上御刀義弘代金二百枚金馬代御服二十御童繩簾細柴霞赤地錦御臺様へ新古今集二條爲重卿筆外醍醐小松院代二十五枚、桂昌院様に和漢朗詠集二條爲世卿筆代二十五枚水戸様へ盛衰記中御門定衡卿筆同宰相様へ百首軸物定爲代十枚、大久保加州へ拵御刀吉房二十枚、土屋相州へ備前兼光二十枚、阿部豊州へ延壽國資二十枚、戸田山州

へ城州菊永十枚、柳澤羽州へ備前長光十枚、松平右京亮へ備前兼光十枚、秋元但州へ備前義景十枚、加藤佐州へ青江十枚、松平彈正貞吉十枚、小笠原佐州へ三原十枚、土岐與州へ石州貞綱六枚、宮城越州へ備前盛景五枚、丹羽遠州へ青江五枚、本庄因州へ了戒十三枚、六角越州へ是助十枚、林大學頭へ信國六枚、松平右衛門佐へアサ御童、松平肥前守へ來國光二十五枚、松平右京へ駿河守鞍鐙、三十枚十五枚、其他御一門様方へ御遺物あり。

綱茂公御代略譜

元祿八年乙亥きのとる 四十四歳

○十一月二十二日光茂公御隱居御願仰せ入れられ、同二十九日召させられ、御父子様御登城、光茂公御隱居、綱茂公御家督仰せ付けらるゝ旨御家中申し渡さる。

○十二月十五日御禮仰せ上げられ候。長崎御番仰せ付けらるる旨御老中御列座にて仰せ達せられ候。委細別記にあり。

○十二月十八日待從御昇進、同二十八日御禮仰せ上げられ候。

元祿九年丙子^{ひのえ} 四十五歳

○三月朔日御父子様御登城、公方様御講釋御拜聽^{はいりやう}の事。

○二月二十七日上使戸田山城守殿御出御暇、御小袖五十白銀五百枚御拜領^{はいりやう}翁二十八日御禮の爲御登城、御前に於て御馬御拜領^{はいりやう}、長崎御番の儀上意有^レ之。

○三月十四日御發駕、四月十一日御着城、初て御暇に付御禮御使者御家老鍋島彌平左衛門差上げらる、委細別記にあり。

○三月九日御家督の御祝の爲御老中御招請御囃^{はやし}あり。

○四月朔日光茂公御暇御馬御拜領^{はいりやう}、同七日江戸御立、五月十二日御下着、東御屋敷御入。

○十一月十日本院様崩御明正院と奉^レ號なり。

○長崎御番請取。

元祿十年丁丑^{ひのとうし} 四十六歳

○長崎御番、松平肥前守殿へ相渡され候。

○當春背振山辨才天の像京都にて出來御下の事。

○櫻田御屋敷甲府様へ御成り、御殿御用地召上げられ、代地三田新堀端に於て水谷左京上り屋敷御拜領^{はいりやう}なり。

○四月二十一日光茂公御參府の爲佐賀御立、六月十五日御着府麻生^ふ御在館。

○九月二十九日綱茂公佐嘉御發駕^{はつ}御供鍋島十左衛門、原田吉右衛門、鍋島庄兵衛、鹿江伊左衛門

○十月七日光茂公江戸御立、石部にて綱茂公御面談、同二十三日大阪御着。

○十月九日珪光院様御死去中院通茂卿御母堂なり。

○十一月十七日西三條彌千丸殿御出生。

○麻布御屋敷御着府、御禮仰せ上げらる。御在府中に武藤善衛、丹羽喜左衛門、年寄役仰せ付けらる。溝口主馬と申す者御老中御用御頼、土屋相模守殿より仰せ入られ召抱えられ候。野崎吾左衛門と申す者大御目附高木伊勢守殿より御頼み、御出入扶持被^レ下候^{（三十六石か）}。

○麻布南町に於て大久保隱岐守殿又中間酒狂にてモサ馬を切り申し候。此の御方辻番の人疵馬御屋敷にて養生候、馬醫桑島新五左衛門殿御出御療治、平癒の上馬主へ相渡され候。右の中間は籠舎仰せ付けられ候。

○御在府中小石千右衛門、野田二右衛門、權藤七兵衛、惡所へ參り候段御歩^{かち}行目附直塚茂兵衛言上、

三人苗木山へ籠舎、追て切腹仰せ付けられ候。

元祿十一年戊寅 四十七歳

○二月御暇上使、御發駕、四月十二日御著城。

○長崎御番御請取。

○八月二日京都烏丸通四條下ル町水野美作殿元屋敷御求め請取り候。堺町元御屋敷御拂に成り候なり

○西御屋敷御取立成され候事。

○江戸御留守頭人丹羽卯左衛門御留守居副島五左衛門、羽室清左衛門。

○光茂公御病氣に付參觀御斷。

元祿十二年己卯 四十八歳

○光茂公當年四月中御參府候様にと御差圖御座候處、御腰痛故御斷仰せ上げられ候。

○四月十一日御前様麻布御屋敷に於て御卒去。法號寂光院殿、初は臺壽院様と御付け候を、臺の字

御遠慮の旨仰せ越され、御改め成され候。御朦氣御尋ねとして御奉書、御用番にて相渡され候。

納富九兵衛、東海道五日着にて持越し候。御禮御使者。

○鍋島主税殿召させられ候。溜池端水野松之丞殿上り屋敷御拜領三田の御屋敷召上げられ候旨、綱
茂公仰せ越さるべく候旨仰せ渡され候。

○九月二十九日佐賀御立御供。

○閏九月二十一日佐嘉御本丸にて、御姫様御出生申し奉る、伊勢峯様なり。

○溜池御屋敷御在府成され候。

○八月十二日（詳かならず）洪水、諫早、山潮出て人畜死傷多し。

元祿十三年庚辰 四十九歳

○二月御暇、上使。

○御留守頭人鍋島市兵衛、武藤主馬、御留守居羽室清左衛門、大塚平次兵衛。

○五月十六日光茂公御卒去、十七日夜高傳寺へ御入寺、二十日御野焼、二十二日御骨拾、六月十四
日御葬禮、其の日より御中陰一七日、五月二十九日より七月二日迄千部御執行の事、御法事頭人
鍋島内記殿仰せ付けられ候。

○六月三日江戸溜池御屋敷へ上使田村右京太夫殿御出御香典銀子三百枚御拜領、御朦氣御尋の御奉書、右兩様三上新助、中島三左衛門持下、六月十八日佐賀參着、即ち御寺へ綱茂公御持參遊ばされ候。

○御法名は初は大輪院様と御付け候を、大の字御遠慮にて邦輪様と御改め成され候。高傳寺了爲和尚御引導なり。

○十二月二十日長崎に於て高木彦右衛門中間と深堀三右衛門、志波原武右衛門喧嘩、同夜彦右衛門家來共打返し夜明に深堀の士十九人立越、彦右衛門以下數人打取り候事（委細別書に記レ之）

○光茂公御卒去に付剃髮染衣の人、牛島源藏（一仲）同女房、山本神右衛門（常朝）同女房、落髮の人江副彦次郎、野田元右衛門、村岡五兵衛、原清右衛門、高木忠五郎、竹下八兵衛、戸田次郎兵衛、三谷助右衛門、山崎惣右衛門、半髮御駕副四人、此の外隠居等有り。

元祿十四年辛巳 五十歳

○四月十七日長崎御奉行丹羽遠江守殿下向、寺井に於て御面談、此の節御墨印御下知狀御條目の御寫御請取御拜見成され候、是は前方御願遊ばされ候なり。公儀へ御禮使者の事。

○長崎御番相渡され候。

○十月朔日佐賀御發駕、御供諫早豊前、成富九郎兵衛。

○月日御禮仰せ上げられ候。溜池御屋敷在府なり。

○正月鶴姫様御抱瘡、綱吉公御姫紀綱教御簾中なり。

○今年御家中手明槍迄親族改めて有レ之。

元祿十五年壬午 五十一歳

○二月御暇の上使。

○三月二十九日御着城。

○御留守頭人平右衛門殿、後、登太郎殿、御留守居大塚平次兵衛、鐘ヶ江左衛門。

○長崎御番御請取。

○三月九日桂昌院様従一位御叙位、綱吉公の御母堂なり。

○七月北山所々洪水、山潮出づ、八月大風。

元祿十六年 癸未 みづのとひつじ 五十二歳

○稻葉對馬守殿、安藤筑後守殿、萩原近江守殿、石尾部殿所々巡見として長崎迄御下向御領内御通に付て、四月十七日神崎に於て御參會成され候。

○長崎御番相渡され候。

○十月朔日佐賀御發駕。

○御參觀の御禮仰せ上げられ、溜池御屋敷御在府なり。

○十一月十八日麻生(布)御屋敷類焼、坂部源右衛門、仁戸田文右衛門焼死。

○十一月二十一日夜大地震、手男一人塀に押されて死す。

寶永元年 甲申 きのとら 五十三歳

○二月御暇、上使、三月晦日御着城。三月五日江戸御立なり。

○三月晦日年號改元の仰渡有之。

○四月十二日鶴姫様御逝去。

○五月八日嚴有院様二十五年忌御法事。

○九月十七日御老中阿部豊後守武卒去。

○十二月五日甲府中納言綱豊卿御養君、同九日家宣公と改めらる。

○當年御留守頭人鍋島市兵衛、武藤主馬、御留守居鐘ヶ江左衛門、石井彌左衛門。

寶永二年 乙酉 きのとら 五十四歳

○正月九日綱吉公六十の御年賀なり。

○三月五日綱吉公右大臣、家宣公從二位大納言御任叙なり。

○六月二十二日一位様御逝去、綱吉公の御母堂なり。六月萬部御執行導師本庄社大乘院覺賢僧正。

○十月朔日御參觀の爲佐賀御發駕。十一月十日江戸御着。御供鍋島十左衛門、大阪より成松又兵衛

御國許へ遣はされ十月七日下着、神代彈正様同十五日御出足、十二月十日江戸御着成され候。

(又兵衛は御國元より御用仰せ付けられ江戸へ遣はされ、大阪へ打向ひ罷り着候なり)

○十二月二十六日綱茂公彈正様召させられ、御老中御列座にて秋元但馬守殿御願の如く御養子に仰せ付けられ候旨仰せ渡され候。彈正様御名乗改められ、矩茂(元直利なり)

○彈正様今年四十二歳。公儀へ御願書には四十歳と遊ばされ候なり。

寶永三年丙戌^{ひのえね} 五十五歳 吉茂公 四十三歳

○二月二日櫻田御屋敷御拜領^{はりやう}、代地として麻布御屋敷差上げられ候。

○二月御暇、上使井上河内守殿、三月五日江戸御立、同二十九日御着國。

○四月四日長崎御番御請取。

○當年御留守頭人副島五太夫、成松貞右衛門、御留守居鐘ヶ江平左衛門、石井彌左衛門なり。五太夫、貞右衛門は彈正様年寄兼役なり。溜池御屋敷北東の隅長屋に御座成され候なり。

○三月二十四日泰盛院様五十回忌御法事有^レ之。(高傳寺にて千部執行)

○五月十六日乘輪院様七年忌御法事有^レ之。(千部同斷)

○十二月五日彈正様召させられ御元服仰せ付けられ候、御稱號御一字四品御刀(則光)御拜領^{はりやう}。左衛門佐吉茂公と御改稱。即日御禮相濟候なり。

○綱茂公御病氣の段申來り候に付て御典藥相願はれ、長島の庵老御看病仰せ付けらる。吉茂公御暇御願、十二月六日曉御用番大久保加賀守殿宅にて仰せ付けられ候。御關所御證文相渡され候。道中にて若御惡^さ左右相達し候共御當番の事に候間、直ちに御下國成さる旨相達せられ翌七日江戸御立、同十三日熱田にて二日御卒去の御到來聞召され、同二十八日御着城なり。

○十二月六日晚病氣御尋の御奉書御留守居へ相渡さる。

○十二月二十二日上使水野監物殿御香典銀子^{ぎんす}三百枚御拜領^{はりやう}なり。御朦氣御尋の御奉書御留守居へ相渡され候、彼是別記に委^{まか}し。御法事頭人村田宮内殿御引導行寂和尚千部御執行。

寶永四年丁亥^{ひのえね} 吉茂公四十四歳

○四月二十一日長崎御番所相渡され候。同二十六日吉茂公佐賀御立、五月九日大阪御着、五月二十五日江戸溜池御屋敷御着遊ばされ、御參觀時分の儀に付て、段々御伺の上、公儀より御差圖有^レ之なり、別記に委^{まか}し。

○三月二十八日高傳寺行寂和尚隱居、當住川久保松陰寺寂照仰せ付けられ候。

○五月二十日隱居松平右衛門佐光之筑前福岡に於て病死。江龍院殿淳山宗真と號す。

聞 書

金丸氏咄。慶安四年將軍家綱公御代替にて候。此の暮、勝茂公御參府の處、御道中にて御病氣、

御着府御延引、御代替り初めての御参観に付、別けて御氣の毒に思召され、御急ぎ成され候へども、御力付き遊ばされず候。扱御着府即朝御老中廻り遊ばさるべくと、右御延引の謂れ、御口上書御案文成され候へども、一圓御心に叶ひ申さず、其の中時刻押移り、御老中御出仕時分に相成り候に付、殊の外御世話成され候。光茂公御次に御座成され候が、御差出で仰せ上げられ候は、「今朝の御着、御老中登城前に御届け成されず候ては罷成らざる事に候。御病氣故御着御延引成され候處、早速の御出は不相應に御座あるべく候。今朝は先づ某を御名代に遣はされ、晩景に御廻り成され候ては、如何御座あるべきや。」と仰せ上げられ候。高源院様も御同座に御座なされ候が、聞召上げられ候て、「丹後守申し候儀尤もに御座候。彼者に御任せ成され候へ。時刻も押移り候。」と仰せ上げられ候に付、勝茂公も、「尤も至極、よく氣が付き候。夫とても口上書は遣はずべき」由、仰せられ候。光茂公又仰せられ候は、「御口上は篤と合點仕り候。御書付には及び申さず候。」と仰せられ候に付、「さらば申して見候へ。」と仰せられ、即座に御口上仰せられ候。御夫婦様ながら仰せられ候は、「唯今迄の僉議の書付よりはよく聞え候。其の通り申達し候様に。」と仰せられ、御後にて、「あれ程智慧可有とは思ひ寄らず候。」と、殊の外御褒美成され、其の以後は潜かの御指南共御座候由。其の前は餘り御親しくも御座なく候由。御十九の時の由。

金丸氏咄。光茂公御十四歳の時御詠歌

さむき夜にはだかになりて寝たならば明日の朝はこごえ死ぬべし

是れ、御詠歌の始の由申し傳へ候。又一説に、多久美作より、「唐の山邊も紅葉しにけり」と申す歌を聞召され候て、御歌の御執心に相成り候由。

元祿十年櫻田相屋敷甲府様へ御成、御殿の御用地に召上げられ候。光茂公御隠居以後、四月御参観御旅中に右の段申し來り、御供立の上下不氣味に存じ、御前にも御残念に思召さるべくと存じ候處、御意成され候は、「扱々信濃は冥加に叶ひたる事なり、有難き事かな。」と御意にて候。御参府の上御城に於て、御老中御列座の席にて、「今度信濃守櫻田屋敷御殿の御用地に召上げらる、斯ばかりの御用にも相立ち候儀、冥加に叶ひ候儀と、難有奉存候。私儀は數年相勤め候に、何事の御用にも罷立たず候。信濃守代に罷成り間もなく右の仕合せ、某は羨ましく存じ候。」と仰せ述べられ候。

御老中廻り遊ばされ候節は御道練無之、御順の通り、御廻り成され候由。

金丸氏咄。御側の者共への御話にも、御旗本衆の事は、「何某殿斯様にしやつて。」と仰せられ候。御小身の衆の事にも、公儀衆の御事は、陰にても疎略に仰せられず候由。

金丸氏咄。先年長崎御越し前、御子様方御病氣にて、御出立少々御延引候故、「早々御出會遊ばされ候様に。」と、年寄中より申上げらる。さらば即ち出立すべし。」と仰せられ、「御膳召上られ候様に。」と仰せ付けられ候へども、出来合ひ申さず候に付て、半分煮の御飯を澤山に召上られ、御往來六日何にても召上らず、御歸城の上、御膳召上られ候。惣て御膳方尋常にて無之、一度に十度分も召上られ、又幾日も召上らざる儀も御座候。常體の御生付にて無之と、取沙汰仕り候由。

御法事の節は御寺へ御參詣、讀經の間は御堪忍遊ばされ候。頓寫有之節は、硯の水を始終御はこび遊ばされ候由。金丸氏咄。

金丸氏咄。何方にても、「江戸の方を御枕元に御床取り候様に。」と仰せ付け置かれ、道中などにて御寝なされ候節は、「江戸の方は何方にて候哉。」と御尋ね遊ばされ候由。

死罪の者披露聞召され候節は早速仰せ出されず、暫く御案じ成され、免るべき方無之時は一等づつ御減じ仰せ出され候由。金丸氏咄。

御側の者へ御意見など仰せ聞けられ候節は、「外様の者承り候はゞ、側の者故に懸にする様に可存候へども。」と毎度仰せ出され、全く御側、外様御隔て成されず、仰せ分け御座候由。

金丸氏咄。先年御子様附の悴共へ、能稽古仰せ付け置かれ候。田中覺兵衛に、「悴共は稽古仕り候哉。」と御尋ね成され候處、「童共故に、碌に稽古仕らず候。」と申上げ候。以ての外御立腹なされ、「幼少の者共の上を讒言仕り候。」と候て、覺兵衛は浪人仰せ付けられ候由。

御慈悲深く御座候故「御家中下々迄の上に、痛み候事無之様に。」と、平素思召上げられ候。先年堀田玄春御雇分にて罷下り居り候節、東御屋敷にて月の御詠歌の爲御座に御出でなされ、御次には玄春、藤本宗吟、恩田恕情罷在り候。水ヶ江あたりに花火あがり候を、玄春見付け候て、會釋仕り候を聞召され、御立ちなされ候て、御次に御出で、玄春へ仰せられ候は、「其方は法度の様子不存事に候。城



下にて火の取扱はきびしき法度にて候。今夜の事必らず沙汰仕る間敷候。外に知れ候へば、科申付けず候ては叶はず候。是より見候は、見ぬ分にて候。」と御意なされ候。玄春感涙を流し、「天下に於て、主君の望外に無之候。即ち御家來に罷成り候。祿は御了簡次第。」と願ひ奉り候に付て、召抱へられ候。平素公儀を望み罷在り候に付て、最前より召抱へらるべくと候へども、御斷り申上げ候故、先づ御雇分にて罷下り居り候時の事にて候由。

先年久波御泊の翌日、御供當番御小姓役中野七郎右衛門、古賀源太左衛門船にて海田へ罷越し、御供迦し申し候。僉議の上、「是より差下され候様に。」と申上げられ候へば、「夫は宮島の遊女町へは参らず候哉。改め候様に。」と仰せ出され候。又々僉議の上、遊女町へは参り申さざる通り申上げられ候。「左候はゞ差免さるべく候。供番の者供を迦し候はゞ科申付くべく候へども、彼者共は男にては候へども、小姓役と申す名に候へば、前髪立同前の者共に候。右の科には、大阪迄先に遣はし候様に。」と仰せ出され候由。

先年大阪御逗留中(御隠居以後の御参府なり)、不寝番馬渡角兵衛、矢島彦兵衛兩人相勤め候節、彦

兵衛小用に参り候後に、角兵衛寝入り申し候。其の折、御目覺まされ候て、御呼び成され候へども、御返詞申上げず候。御起き遊ばさるべしと成され候へども、御腰痛の時分にて、御這ひ成され候て、御次へ御出でなされ候。其の時、彦兵衛参り合ひ申し候。「相番は誰にて候哉。」と仰せられ候へ共、兼ての御氣質心得居り申し候に付て、兎角申上げず候。角兵衛膝立てながら、俯臥に寝入り居り申し候。角兵衛にて候を御覽じ、兩人引取り候様に、又年寄共罷出づべき旨仰せ出され、年寄衆罷出でられ候へば、「兩人不番、不届千萬にて候。夜中は唯不寝番ばかりを頼み申し候。不覺悟者共に候間、きびしく相改め、様子申聞くべき。」旨仰せ出され候。僉議の上、「不調法申譯御座なく候。此の上は御國許へ差下され、殿様仰付次第と仰せ越され候様に。」と申上げられ候。又々仰せ出され候は、「彦兵衛は科無之者にて候。角兵衛枕を致し寝入り居り候哉、改め候様に。」と仰せ出され候。改め有之候處、居ながら眠り倒れ候段紛れ無く候に付て、其の段申上げ候へば、「扱は不覺悟にて無之候。極々疲れ候時は、眠り倒れ候事不レ力事に候。佐賀へ遣はし候は休息にて候。其の上信濃承り候はば、切腹も申付くべく候。右の科には江戸へ先に遣はし候様に。」と仰せ出され候由。總べて科人の上には申開き有之事と思召され附かれ候時は、成程きびしく御穿鑿なされ、申譯を聞召され、差免され候。申開き無之事と思召され候時は、餘り御改めも無之、御前より色々かはりたる道理を御附け成され、差免され候。斯様の事

共一入御慈悲深く御座成され候故と、諸人感じ奉り候由。金丸氏咄。

御參觀大阪御逗留中、伊東大和守様御出の時分、藥酒出し申し候。御酌取遠藤六兵衛、米兜羅瓶を脇差の鐔に當て打破り、御座無興にて候。六兵衛儀可差下一旨申上げられ候へば、「皆案じても見候へ。客人の前にて瓶を打破り、興をさまさせ可申と存じ候て、仕る者可有之哉。知らざる誤は科に成らず候。」と差免され候由。金丸氏咄。

公は何事にも筋々押出し候て申上げ候事ならでは、聞召上げられず候。御目附より言上の書付は、御近習頭取次ぎ差上げ候。御請取成され、「其處立ち候へ。」とて御近習頭御退け成され、多分封の儘刀箱に御入れ、御覽成され候分にて、毎年暮、御焼かせ成され候由。金丸氏咄。

金丸氏咄。先年密通事披露の節、御意成され候は、「他人の妻を犯すと云ふ事、終に聞かざる事なり。重罪の者なれば仕置すべし。」と仰せ出され候由。

私に曰ふ、環翠軒式目の抄に、「密懷の箇條に昔はありたる事にや、源氏物語にも見えたり。今はなき事なり。」と書かれしなり。

光茂公御若年の時分、何事にも思召立たれ候御慰事は一偏に御はまり成され候。御年寄何某あれもこれも差止め申し、何れ後々には害に成るべしと存じ候て、差止め申され候。人並の御生付にて無之、一途に御傾き成され候故にて候。御十九歳の時より御歌書御好みなされ候。是は御好み過ぎ候ても苦しかる間敷と御心に任せ置かれ候。夫故萬事を御捨て、御歌書一偏に御貪着成され候。此の事勝茂公聞召され、以ての外御立腹、嚴敷御意見成され、御歌書残らず御屋敷にて焼捨てに成り、年寄役兩人差迦され、光茂公へも二度御歌書御覽成さる間敷由、御神文仰せ付けられ候。歌は公卿の所作なり、武家に用なし。面々家職を捨て、何として國家相續可成哉。唯武邊政道の事を心懸く可き事なり。と、嚴敷御意見にて候。それより御歌も御止め成され候。數年過ぎ候てより、公思召附かれ候は、「政道を脇になし、歌道一偏の貪着を御制道成され候祖父様の御心入れ、御尤も至極にて候。政道を専に心懸け、其の際に歌道を弄び候事は、祖父様御存命にても差免さるべき事に候。扱又御先祖様方は亂國に御生合ひ、日本に名を御揚げ成されたる御武邊にて候。適人とし生れ、後々迄名を残す事をせでは無念の事なり。然れども御治世なれば武邊を以て名を残すべき事叶はず、亂世ならば御先祖様に

劣るまじきと思ふなり。今の時に名を残すべきは歌學を遂げ、日本第一の寶、武家に於て幽齋ならで類もなき古今傳授を受け、一生の思出にすべし。政道の障にさへならずば、祖父様への申譯も有之、不孝にも成るまじ。さりながら御制道に成りたる事に候間、隱密にすべし。」と、思召しはまられ候てより御末期迄に、古今傳授相濟み、誠に例なき御事に候。又世上に御詠歌洩聞ゆべき事も深き御愼にて候。幽齋傳授も一物残り申し候由。公の御傳授は西三條家の正統にて、無雙の御秘書迄相渡され、御家に残り居り候事、不思議の次第に候。正統の古今御傳授は、今仙洞様、西三條家、此御方、此の三所に留り居り申し候由。

興國院様五十年御回忌の節、惠峯和尚へ御弔の成され様御尋の事。

御參觀の大阪御逗留内、辨財嶽境公事御利運の段、申し來り候節、「同役と云ひ、隣國の事なるに、笑止の事。」と御意なされ候事。

右の公事、起り立ち候節、論地に成らるべくと仰せ遣はされ候儀、扱又御述懐御詠歌のこと。

御城にて御矢倉に、烏付き居り候を、鐵砲にて的つべき哉と御大名方御評判、公へ御尋ねのとき御取合の事。

徳松様御不例の節、御在國にて御上下召させられ、數日御座成され候事。

禁裡御崇敬の御心入の事。

酉の年大火事の節、夜中御巡見の事。

長崎御番所に於て鍋島主水、鍋島官左衛門、千巢太郎助へ長崎御番所の大意御物語り候事。

江戸大火事の節、御見廻に御出の時分、御供立残らず御供仕るべしと出立候を、御一言にて御分けなされ候事。

右九箇條委細追て可記之。

金丸氏咄。御病中に和泉守殿（後紹龍）御出で、御面談の節、御蒲團の上にて御會ひ成され候儀は慮外と思召され、御下り成さるべくと遊ばされ候へども、叶はせられず、御ころびなされ候て、御下り遊ばされ候へば、御氣色に中り、暫く御絶え入り遊ばされ候由。

綱茂公初めて御暇にて、御父子様御同然に御下國遊ばされ候。若殿様初めて御下國と申し候て、在々の者も道の左右に罷出で、拜み上げ申し候。後に光茂公へ、「私通り申し候を、皆々拜み申し候。」と仰せられ候へば、「夫は心入が入る事なり。我は人より拜まるゝ位などと存ず間敷由、きびしく仰せられ候由。

御病中御床擦出來候へども、終に痛むと仰せられたること無之、御苦痛の御氣色少しも御見えなされず、「機嫌はよきぞ。」とばかり、御意成され候由。

御在府中、増上寺御成の時は御上下を召し、御居の間に御座成され、御附人參り、唯今御通りと申上げ候へば、暫く御禮遊ばされ候由。

盆に御寺參り遊ばされ候砌、御道線無之、御先祖様御次第の通りに御參詣遊ばされ候由。

光茂公、水戸黄門様（光圀）と御間柄よく、折節御振舞に御出成され候。或時、黄門様船の御咄成され、「丹後守殿（光茂）は西國衆にて、殊に長崎御番御請取り候へば、船の事は、よく御存じあるべく候。いよく斯様に候哉。」と仰せられ候。公御答に、「斯様の委細の事迄、よく御存じ遊ばされ候。」と、御會釋成され候。御歸り成され候てより、「終に知らぬ事ながら存ぜずとは云はれず、漸く間に合はせ候。」と、御咄成され候由。

水戸様、紀伊守殿（元武）へ御咄成され候は、「鍋島風は丹後守殿限りと見え候。攝津守似られ候へども、遙かに似劣られたり。其方などは籓本者ぞ。」と仰せられ候由。

先年江戸にて攝津守殿供立の者何事か候て、五六人浪人仰せ付けらるべき由、家老共申上げ候へば、「仕置なれば力に及ばず、其の通りなるべし。さても不憫の事哉。さぞ難儀すべし。」と御落涙候ゆゑ、家老衆も落涙にて罷立ち候。御側の者へ仰せ付けられ候は、「浪人共罷立ち候時分、潜かに聞かせ候へ。」

てと仰含め置かれ候。今夜罷立ち候由申上げ候に付て、「さらば潜かに右の者共へ、夜更け候てより小庭の中門を開け置き候間、小者にも知らせず、罷通り候様に申聞かすべき。」由仰せ付けらる。夜更け候より、皆々忍び候て御居間に罷通り候。「扱々不憫の事哉。何として暮すべき哉。仕置なれば我一人の了簡にも任せぬ事なり。最早老體に成りたれば、其方共が歸參迄生きながらへて又逢ふべき事不定なり。暇乞と思ひ召寄せ候。歸參間もあるまじく候條、隨分息災にて暮し候へ。命あらば又逢ふべし。」と仰せられ、御落涙候へば、皆々立場も忘れ、泣き沈み罷在り候を、脇より、「時移り候。」と申し候に付て、漸く立上り候由。(中西氏咄)

攝津守殿佐賀へ御越、今宿御通り成され候が、牢屋を御覽候て、「あれは何家か。」と御尋ね候ゆゑ、「牢屋にて候。」と申上げ候。「扱々この温氣にあの内に居て、さこそ窮屈なるべし、不憫の事なり。」と仰せられ、御歸り候て、「我が内に牢に入りたる者は無き哉。」と御尋ね成され候。「鹽田に兩人入れ置き候。」と申上げ候。「今日佐賀の牢屋を見て思ひ付きたり。殿様の御仕置は成さるべき様尤もなる事なり。我が内に左様致し置き苦しめ候事如何にも勿體なく、不憫に思ふ間、早々出牢させよ。」と仰せ付けられ候由。

攝津守殿毎朝御手習成され候。是は義峯様御存生の時、「手習を仕り候へ。」と仰せられ候事忘れ奉らず、せめて御死後になり共御心に叶ひ候様にと思召し候て、御習ひ成され候由なり。又御參觀の時は御靈屋へ御參詣、御存生の時御暇乞なさるゝ如く御詞仰せられ、直ちに御發駕、御下國の時も直ちに御靈屋へ御參詣、御詞仰せられ候て、より御入城の由なり。又先年誰かに御物語成され候は、「最早よい年に成り候間、隠居したく思へども、家中の者が不憫にて、今に勤めて居るなり。甲斐守今少し年更け、家中憐愍の心など付き候迄と思ひ、延引する。」と仰せられ候由。

了關様辨財天を信仰有るべき由にて、秘法傳授の出家を御招き、辨天の法を行はせられ候。左候て家中の者皆々罷り出で、禮拜信心仕り候様にと御申付け候。其の後仰せられ候は、「我は老命纒の儀なれば、辨財天に用事少しもなし。甲斐守家督以後、家中に地三部を懸けて取上げ候。もとの儘でさへ難儀の者共が、何として續くべきや。頓て飢ゑ申す可くと存じ候へば、如何にも不憫に候故、數のあまり辨天の法を修し、家中の者、内證續き候様にと祈ることに候間、隨分信心をして呉れ候へ。」と仰せられ候由。(蒲原彌左衛門咄)

牛島源藏京都聞番、山本甚右衛門御歌書御用に付て在京の時分、光茂公より御書の内に、「源藏事を目附共より言上致し候へども、何事にて候哉、早打忘れ候。神右衛門も其の座に居合せ候とやらん申聞かせ候へども、何事にて候か忘れ候。兎角源藏事身持たしなみ候て可然候。」と仰せ下され候。その後綱茂公へ御目附中より、源藏不行跡の段及言上候付、差下され、相改めらるゝ筈にて候。此の段光茂公聞召され、綱茂公へ仰せ入れられ候は、「源藏事我等慰方に持たで叶はぬ者なり。今度下り候上にて、國家の害に成らぬ事ならば科を宥し、我等へ與申され候へかし。若し其方氣に入らぬ事あらば、入道させて使ひ度き。」由仰せ遣はされ候。綱茂公聞召され、「扱は左様に思召上げらるゝ者にて候哉。全く國家の害に罷成る事にて御座なく候。何事なりとも孝行申上げ度く候。せめて斯様の事なり共思召に叶ひ候様仕る可く候。彼者科僉議に及ばず、其の儘京都に罷在り御用相調へ候様に申付くべき。」由仰せ上げられ、相濟み申し候由なり。

光茂公の御乳兄弟高山宇兵衛、母は御國に納まり申され候由。(宇兵衛母法名峯照院、正定寺に位牌有之、宇兵衛子孫相知れざる由。元文五年八月八日太田喜内にて御知らせ下され候。) お岩様御乳兄弟太田良庵。お春様御乳兄弟羽室清左衛門なり。

光茂公御在府の時分、誰か御心安き御旗本衆御申し候は、「疱瘡をきびしく御嫌ひ成され候が、御大名様には差支へ申し候事御座あるべくと存じ奉り候。」由御申し候。公聞召され、言下の御返答に、「親の敵と存じ候に付て、嫌ひ申し候。」と仰せられ候由。

光茂公金丸氏より聞書

- 寛永九年壬申御誕生、同十一年甲戌御中剃並御袴著。
- 同十二年乙亥霜月、初めて御内方より家光様へ御目見。
- 慶安元年戊子十二月二十二日御元服、御名字御一字御免。
- 同月二十五日御前髪御取。
- 同二年己丑卯月十六日御祝言。
- 同三年九月お仙様御誕生。○十月光茂公御痲疹。
- 承應元年壬辰正月十八日御老中仰請はる。
- 二月勝茂公光茂公江戸御發駕。
- 三月上關に於て光茂公御疱瘡。

- 五月彦法師様御誕生。
- 十一月光茂公御参府。
- 同二年癸巳六月二十六日光茂公日光へ御参詣。
- 十月お岩様御誕生。
- 三年甲午三月二十六日光茂公江戸御發駕。
- 十一月光茂公御参府。
- 四年乙巳正月七日晩はは様主殿頭殿御内儀様此御方へ御嘉例御振舞。
- 四月九日晚山の手へ御振舞に御出、四月十日晩酒井讃岐守殿へ御振舞に御出、御相客松平右衛門佐殿、黒田市正殿、大久保加賀守殿、松平山城守殿、舟越越中守殿、道春の由。
- 二月朔日初めて御鷹の雁御拜領、上使下會根三十殿。
- 同右雁御披御囃子あり。
- 七月二十三日はは様光茂公へ雲雀三十宛御拜領上使三十殿。
- 八月十三日晚右お披き。
- 九月二十九日亥子御祝に付御登城被_レ遊候様にと御奉書遣はされ候。

- 十月八日朝鮮人御城へ御禮に付て、御衣裳にて御登城成され候様にと御奉書到來。
- 十二月十三日勝茂公鶴御拜領の御禮として御老中へ御出。
- 同月十四日右御禮の爲御登城。
- 明暦元年乙未二月二日雁御拜領。
- 三月四日右御披き。
- 同二年丙申二月五日お仙様お紐とき。
- 二月お春様御誕生。
- 八月彦法師様袴着。
- 十二月二十三日勝茂公御参観の御禮物、光茂公御名代にて上る。
- 同三年丁酉正月二日御登城、御流れ御頂戴。
- 同月十九日大火事に付、光茂公御二方様御子様方青山へ御移り。
- 二月八日勝茂公御煩に付上使阿部豊後守殿召出、則ち御禮の爲神尾備前守御同道にて光茂公御登城
- 同月十九日御家督の儀に付岡部内膳正殿、丹波守殿、和泉守殿御城へ召出され、仰せ渡され候に付、同晩御禮の爲御登城。

○三月初日御家督の爲御禮に御登城。

○五月四日青山より麻布へ御移り。

○同十六日御老中へ御出、但し御忌あけさせられ候に付て。

○同二十六日御應。

○鶴五羽御拜領。

○六月十三日右御披き。

○同十六日御嘉祥に付て御登城、初めて御着座。

光茂公御隠居以後、御參觀の御供、御家老色々御相談の上、中野數馬(是水父なり、利明)仰せ付けられ候。御發駕前に數馬御用の由にて、光茂公御前に召出され、誓詞を仰せ付けられ候。「前書を中島善太夫讀聞かせ候様に。」と、仰せ付けられ候。其の趣は、「某儀信州様御若年の時分より付き奉り候て、信州様御身の上委細心得罷在り候。此の以後信州様御身の上何事に依らず、丹州様へ申上げ間敷候。若相背き候はゞ。」との趣なり。數馬落涙仕り、「扱々有難き御心いれにて御座候と、憚りながら感心し奉り候に付て、覺えず落涙仕り候。」と申上げ候由。御前に居合せ候人の咄の由。

先年小城・蓮池・鹿島御三人の御方々へ、公儀より御役等仰せ付けられ、献上物等御並の通り、段々差上げられ候格に相成り候。其の時分、綱茂公御部屋住にて御在府成され、右の段聞召され、御格式相違に相成り候儀仰せ達せられ、御國元へも相聞え、光茂公より御三所の御方、御取合御座候へば、不合點の返答共有之、以の外六ヶ敷、不和に成行き、御家老中晝夜御僉議にても埒明き申さず、其の時中野數馬唯一人御前へ罷出で申上げ候は、「頃日より御三人の御衆御取合、今に相濟み申さず、不熟の上は御家の大事にも罷成るべくと存じ奉り、色々了簡仕り候。夫に付き私存じ寄り御座候を申上ぐべく候。私儀御懇に召仕はれ、子供迄銘々御知行下され、御厚恩身に餘り申し候。私へ御知行下さるゝよりは、子供へ御知行下され、御懇に召使はれ候が、別して有難く存じ奉り候。是は親子の道かと存じ奉り候。然候へば、御三人の御事をよく了簡候へば、公儀の御三家、他方の分知とは違ひ申し、勝茂様御子様公儀へ御勤め遊ばさるゝ迄の御事に候へば、何時何時迄も御子様方と思召され、御前には信州様御同前に思召上げらるゝ筈に候。其の時は公儀首尾よく候程、御前は御大慶に成る筈に候。御三人公儀前よく候とて、御家の害に成り候事無之、結局御家の御威光にて候。此の根元の御了簡、行違ひ候て、御三人の衆の、御上の首尾よき事を御立腹成され候に付て、御三人の衆は御情なき儀と御憤り、御互に惡事を見出しくらべに成り申し、此の末は何と納り申す可き哉相知れず候。泰盛院様御代迄は、御三人

へ相付けられ候者共、御用の節は直に御前へ罷出、御禮日御祝事などの時、少しも取分け成されず、御懇に成され候を、近年又家中などにて御阻て成され候に付て、何も不氣味に存じ、佐賀を立退き申し候。斯様の事共にて、御主人も御憤出來申し、其の上に御三人の衆、上前首尾よく候を、御立腹成され候ては、不合點の筈に候。然れば御非議は此方より始まり申し候。然れば唯今の成され様は、加州を御呼び成され、御面談にて仰せらるべく候は、扱々我等無調法痛み入りたる事にて候。若き者共の何彼と申し候に、年寄りたる者同意し、何角と双方の非議を言募り、言語同斷、是は我等一人の無調法にて候。實に誤りと知り候。此上は何も信濃守同前に一和致し、國家相續の所頼入り候。其の方年役に候間、餘の者へも此の旨聞かせられ得心させ給はるべく候。信濃守へは我等より申聞かすべくと仰せらるべく候。必定加賀守殿感心にて無事に罷成るべく。と申上げ候。光茂公不圖御得心遊ばされ、尤至極、我等誤にて候。加賀守迎には、其方罷越すべき。由仰せ付けられ候。將監(中野數馬)存じ候は、此の半ばに候へば、小城へ罷越し候ても加州御面談可有儀不定にて候。女房共へ續も有之候に付て深江藤右衛門を先達て小城へ參り候様申聞け、將監(追て)罷越し候、御用は加州様殊の外御大慶遊ばさる儀にて候間、御面談成され候様申上ぐべき旨申含め遣し候。左候て小城へ罷越し候へば早速御面談にて候故、丹州様御直に仰せ達せらるゝ御用御座候間、二兩日中に佐賀へ御越し成され候様にと御意に御座候。

御用の筋は何れも相心得ず候へども、御双方御大慶成さるゝ儀にて、御座あるべき様存じ奉り候と申し候に付て、何日に御越なさるべきとの御返答にて、將監は罷歸り候。其の日になり候へば紀州も御同道にて、「自然其方も承る事にも有之べく候間、西の丸へ控へ居り候様に。」と御申付け、加州は御城へ御出成され候。光茂公御面談にて「頃日より三人に對し何角六ヶ敷取合出來、今に相濟ます候と承り候、よく了簡申し候處、畢竟我等實に誤り候。」と一々仰せ碎かれ候に付て、加州様頻に御落涙、「最早末まで仰せらるまじく候。扱々有難き御心入、篤と合點仕り候。年打寄候某罷在りながら、若き者共に斯様の儀を申させ候儀、某の無調法此上御座なく候。某請取申し候間、少しも御心に懸けさせらる間敷候。紀伊守も召寄せ置き候迎もの儀に彼者へ、御直に仰せ聞けらるべく。」と申され、早速紀州御出、委しく聞かれ候上にて加賀守殿午王を御乞ひ、御前にて、父子血判誓詞成され差上げられ、忽に無事に相成り申し候由。

此事御前に申上げ候段、將監終に他言仕らず、偏に御前の思召寄に仕成し申し候。實に忠臣の心入にて候。此の儀常朝へ密談の由正徳三年十二月七日安住にて潜に物語承り候。此の序に、總べて器量の奉公人、智慧深く御意見など申す人は、我が手柄に仕成し、殿には耻をかかせ申す事、古來より數多見及び申し候。御意見などと申すは、殿の思召寄にて、殿自身思召置かれ候と、皆人存じ候様に密々

に仕り、殿の悪事は我身に引き被り候てこそ、御譜代の士の覺悟とは申すべく候へ、中野内匠有馬一番乗をも隠し置き候。又右の通に御味方の者一人にて潜に申上げ候時は、御得心遊ばさるゝ筈に候。扱又御三所の事古老の評判には、「末々御家の崩れ申すべきは三所の不熟よりにてあるべし」と申し候由。古老の士の物語には、勝茂公御代には、御三人の衆御子様方にて候へば、御取分け遊ばされず、若殿様御四人御座候様子にて候故、御家の御威光と相見え候。何も御城内の屋敷々に御座候て相付けられ候衆、小城へは直茂公御取立の名士、蓮池鹿島へも御頼切の衆、數人相附けられ、御家の骨切士共に、御堀を取廻し、住宅致し、勝茂公へ申上げ候儀有之節は、御次へ罷通り御用御座と申上げ候て御前へ直に罷出、扱又役儀御使者等多く要し候時分は孰れも御用仰せ付けられ、御祝儀事御禮日等には、御家の都合打込み、少しも御取分成さるる儀無之て、一味に召し仕はれ候。然る處に勝茂公御卒去光茂公の御代になり、江戸御育立にて、御家の古き事共御存じ遊ばされず、年寄中も御家風相心得ず、高傳寺月堂様御靈屋をかかえ直し、垣にて仕切り、御三人を公儀御三家の格に仕成し三家と名を付け、附々の衆を又家中と取成し、御城へ罷出で候時分も、御式臺などに待たせ、少々にては面談も仕らず諸事に付き、阻出來候に付て、御三人附の者共立腹致し、御家の御譜代、御國を取固め候は、此方共に候に、蹴下られ是非に及ばず候。二度御城へ罷上らず候などと憤り候て、皆々佐賀を立退き、御主

人方も在在所へ御引取、月堂様御靈屋宗智寺に引取り、隔心出來、其の後殿様を御本家と唱へ、御主人方を殿様と申して、別簀立て申し候。他家の内分分地などと申し候とは様子違ひ、勝茂公思召入にて成されたる儀、罷違ひ候段、歎かはしき由申し候に、近年又又純熟の様子に相見え、目出度御事と物語にて候。又前山本神右衛門咄に、「小城御家中は直茂公御頼切の衆にて候。追腹數人、其の後も段々相果て、昔の衆纒か半分生残り申し候。此半分に殿様御家中残らず比較候ても、中々及び申す間敷。」と申され候由。同席にて咄なり。

申の年大火灾の時、櫻田御屋敷に火懸り候を、取消し申すべくと仕り候處、光茂公御意成され候は、「大名衆屋敷皆焼け候處に、此方屋敷ばかり消留め候事無用に候。その儘にて焼き候へ。」と仰せられ候。左候て、御父子様御出成され候。諸方燒塞がり申し候。中野數馬罷出で、「某御先乗可仕。」と申し候て、乗り廻し申し候。數馬儀、江戸詰中、隙の時は道筋の僉議仕り、毎度見分に罷出で、平素よく案内存じ居り候。此時、御先乗の働、其の時分摩利支天と申し候由。翌夜明に、漸く淺部（麻布）御屋敷迄御越し成され候處、又々出火、麻生（麻布）御屋敷に火懸り候に付て、「此度は孰れも精を出し消留め候様に。」と仰せ出され候。若殿様は長屋の屋根に御上り、御采配にて御下知成され候。光茂公御覽成

され、「見苦しき仕方にて候。」と御叱り遊ばされ候。御家に火懸り、諸方燒塞がり候に付、「最早手に及び申さず、御退道危く候間、早々御退き遊ばされ候様に。」と、度々申上げられ候へども、御退き遊ばされず、「命限に防ぎ候へ。」と御下知に付て、下々ども燒疵、燒死に申し候。其の時、相良求馬罷出で、申上げ候は、「下々ども段々燒死に手負ひ申し候。御慈悲に御退き遊ばされ候様に。」と申上げ候に付、さらば御退き遊ばさるべく、と仰せられ候へども、早御門々々燒け塞がり申し候。其の時御歩行野中左兵衛刀を抜き、塀を切破り、總人數取て懸り、塀を押し倒し、石垣の上より、御兩殿様ながら御馬を御飛ばせ成され候て、御退きなされ候由。

一年、攝津守殿へ公家衆御馳走仰せ付けられ候節。何分へ仰せ付けられ候節の聞合せ共有之候中、武家の家來不馴にて、公家の御家來に取合候ては、間迦れの事のみ有之候に付て、御馳走方前々より致付け候者を一兩人御雇候て、其者に御任せ候がよろしく候由に付、兩人御雇候。攝津守殿は平生の御律義の儘に、唯御禮を成され候に付、公家方も御迷惑にて御手を御突き御會釋成され候。右馳走人内意申し候は、「今度の御役は別て御首尾宜しく候間、御心遣成さるまじく候。公家方より武家に手を突き候御會釋は終に無之事に候。頃日御供の衆に、今度の馳走人は殊の外時宜深き人にて候。必ず慮外な

ど仕らず候様にと仰せ付けられ候。」と咄し申し候由。蒲原彌左衛門咄なり。

光茂公御隱居當座青山御屋敷にて、御年寄中島善太夫、江副彦次郎なり。御隱居附人數書附御目に懸けられ候處、以の外御立腹成され、「國家を付屬したる上に、何か隱居の物あるべきや、然れども事缺ぐるに付て、信濃守が物を當分差借りて濟む事なり。隱居附と名を付け、仕分け候に付て、早父子の間に阻て出來て宜敷からぬ事なり。父子の間阻て候様に仕成し候儀不届至極。」の由、きびしくお叱り遊ばされ候。其の後御讓道具度々に御請、御意候に付て、一式目錄にて濟し候様にと仰せ出され候て、不殘遣はされ候。其の内御讓御懸硯は「御家一大事の御讓り御相傳有之事に候。御兩殿様御隙の節御直傳遊ばされ候てより、遣はさるべく候、殘し置き候様に。」と仰せ付けられ、追て御國元にて御相傳御座候由なり。又青山御在府中、御道具等何にても無之候故、御客などの時分は、時々櫻田より取寄せ申され候。御書物の外には、何にても御貯へ遊ばされ候儀御座なく候由なり。

光茂公御卒去の節、願にて出家仕り候人數、(落髮半髮末に記す)

牛島源藏(一中)、山本神右衛門(常朝)、江口幸左衛門母御局(清印)、嬉野九郎左衛門姉(妙雪)、増

田藤次左衛門母(慈俊)、木塚市之允姉(桂室)、小森九兵衛姉(空月)、石井久彌(道閑)(石井久彌は願奉らず候處、後日仰せ付けられ候て出家仕り候)

自分に出家仕り候人數

野田元右衛門(捨入)(是は御遺言の通最前は落髮仕り、隱居以後出家仕り候)松崎彦右衛門、同女房、中島善太夫、前山又兵衛、三谷如休、同女房、野口宗慶女房、牛島源藏女房、山本神右衛門女房、御臺所男(直禪)、鍋島、本庄の百姓五人剃髮十徳着仕り候。(鍋島村兩人、今泉忠左衛門法名元眞、同名新右衛門法名元亨、本庄村三人、山田刑左衛門法名道香、近右衛門法名覺圓、御厨利左衛門法名宗賢。)

了關様或時、高傳寺御參詣成され、出家衆へ色々御咄成され、唐茶御好き、豆腐煮へ御好きなどと仰せられ候に付て差出し候。暫らく御休息成され、御立の節、「長咄を仕り、いづれも御退屈にて有之べく候。さりながら供の者休息させ候。」と仰せられ候由。高傳寺出家咄。

忠直公御卒去の時、翁助様四歳に成らせられ候。御幼少にて候へば、勝茂公御家督甲州様へ遣はさ

るべくと、御夫婦様御相談にて、先づ惠照院様を甲州様へ御婚禮成され候。其の時上藤小倉殿(元來下總守殿御一門なり)鬱憤にて御供仕らず、翁助様御養育に晝夜心を盡し、片時も離れ申さず、御食事は干物の御汁、花鰹の外には何にても上げ申されず、一人にて守立て申され候。然る處に甲州様御取立の儀、御家中上下共に合點仕らざる様に僉議仕り候に付て、美作殿態々江戸罷越され「翁助様を差置かれ、甲州様御取立の儀、御家中合點仕らざる。」通り申上げられ候。勝茂公聞召され「尤の儀に候へども、我等餘命なく候へば、幼少の嫡子にては長崎御番相濟む間敷と存じ候。」由仰せられ候。美作殿申され候は「夫は翁助様御物立申されざる節は、甲州に御譲り成さるべく候。御家中請合ひ申さざる儀は、何分に思召され候ても相叶はざる。」通り申上げられ候に付て、御納得成され候。然れども御前様思召共候て、御老中御招請成され候。其の前日に紀州様御出で、小倉殿召出され「翁助殿御爲にて候間、明日は御座へ、不圖翁助殿を懷き候て罷出で申候へ、されど定めて御立腹にて科をも仰せ付けらるべく候。」と仰せ聞けられ候へば、「そは固より一命を捨て罷在り候。」由申し請合ひ申し候。翌日は酒井讃岐守殿(一説に土井大炊頭殿)初め御老中御出で、御夫婦様御盃事相濟み、讃州盃御かゝ候時分、甲州様御呼出し成さるべくと仰せ談じ置かれ候處、紀州相圖成され候に付、小倉殿御座へ罷出で、翁助様を御目に懸けられ候。紀州御差寄り「肥前守忘れ形見にて候。御目に懸け置き候間、御盃下され

候様に。」と御申し候に付て、御老中方御悦び「斯様の御子御座候事終に承らず、扱々目出度き御事、よき御世繼にて候。」と仰せられ、御盃事相濟み申し候。此の上は御夫婦にも成さるべき様無之、御議定成され候。小倉殿心氣を碎き御意見申上げられ候に付て、翁助様御成人の後も、如何様の儀を仰せられ候ても、「小倉殿叱り申され候。」と申上げ候へば、御留り遊ばされ候。何方へ御振舞に御出での時分も、小倉殿相付き罷越し、御膳の向に据り居り候て、袂より花鯉を出し、餘の物は何にても上げ申されず、御養育よく候故、御達者に成らせられ候由なり。

小倉殿老後に、食物衣類等の儀迄光茂公御差圖成され、朝夕の料理百疋宛に定められ、其の外種々拜領數限りも無く候。夫を皆以て御祈禱の爲に擲ち申され候由。藤本宗眞の養母なり。（小倉殿寺唐人町一向宗妙念寺、慶安二年己丑八月十六日死去、元祿十一年五十年忌。）

光茂公御代加判御家老、相良求馬、生野織部、鍋島彌平左衛門（後に御家老の家に仰せ付けられ候）中野數馬、原田吉右衛門。

同御傳父、納富九郎兵衛、同御年寄馬渡市之丞、副島五左衛門（此兩人御部屋住の時分相付けられ

候。勝茂公より蟄居仰せ付けられ候。）

紀州様御病氣の段、光茂公御參觀の御道中にて聞召され、道中御急ぎ成され、旅籠飯を召上がられ候。大石小助申し候は、「平生の御物嫌とは違ひ申し候。」由。右の通り御急ぎ成され候へ共、御着前に御死去なり。加賀守殿は御死去前に御着成され候。紀州御悦び「頃日より晝夜相待ち候は、別の事も無之候。浮沈共に丹州に一味同心可仕と、我が目の前にて誓詞を致し、午王を焼き、呑みて見せ候へ。」と御申し候。加州仰せられ候は、「其の段は御心安く思召さるべく候。日來其の覺悟に御座候。」と即座に血判誓詞成され、午王を焼き呑み候て、御目に懸けられ候へば、「安堵なり、外に言ひ置く事はなし。」と仰せられ、頓て御死去の由なり。

光茂公御家督御相續の御禮として方々御廻り成され候節、紀伊様へ御出で成され候へば、取次の衆申され候は、「丹後守様御出で成され候は、御目に懸るべく候條、奥へ御通り成され候様に。」と申付け置かれ候由に付、公御通り成され候處、即ち御面談成され、御吸物御盃事の上にて、「今度御家督御相續、一入目出度く存じ候。御手前御年若にて、御存じ有る間敷候。拙者儀信濃守殿御内方と同部屋にて

育ち候に付て、別て御心安く存じ候。御夫婦御大慶たるべくと存じ候。御祝儀申し候段、御心得仰せ達せられ候様に。」と仰せられ候由。御門外にて御駕籠に召させられ候節、右の趣百武伊織に仰せ聞かせらる。即ち御夫婦様へ仰せ遣はされ、御禮有之候由。

綱茂公御若年の時分、北條安房守殿御弟子に成らせられ、軍法御稽古成され、小師には福島傳兵衛殿參られ候。此の段光茂公聞召され、御家には御相傳の御軍法有之事に候間、他家の軍法稽古無用の由仰せられ候に付て、御止め成され候。又廣瀬傳右衛門事御見限り成され候事有之候に付て、召寄せられすと、綱茂公御意の趣は、常朝御直に承り候由なり。

興國院様五十年御忌の節、光茂公江戸にて御老中へ仰せ達せられ候は、「父肥前守死去の時分、某四歳に罷成り、何の孝行も仕らず、當年五十年忌の法事は何、卒追善仕り度く候。夫に付、肥前守早世故諸大夫にて相果て候。此度の追善に侍従の贈官を願ひ奉る。」由仰せ達せられ候。然れども先例も御座なき事に候へば、仕難き由御返答に付、「左候は、某侍従官返上仕り候間、亡父に仰せ付けられ候様奉願候。」由仰せられ候。御老中御感心、「左様の思召入に候は、例にも依り申す間敷。」とて、相濟み申し候由。

其の後、京都へ御裝束の儀仰せ遣はされ、中島五郎右衛門持下り、高傳寺へ差上げ申し候。扱又御位牌御仕直し遊ばさるべき由にて、「鍋島家三代相續前肥州太守興國院殿敬英賢崇大居士」と御差圖成され、是亦京都にて出来立ち御下り候を、伊東新五郎高傳寺へ持上り申し候由。

右御贈官の事、江戸にて御老中方へ役人など近年取沙汰仕り候由に候。御裝束御寺納成され候へば、御願相濟み申す爲にて可有之候。追て可尋。

光茂公有馬陣の時六歳に成らせられ候。勝茂公御金言仰せられ候由。追て承知すべき由なり。

光茂公御卒去の節、落髮差免され候面々、

御年寄江副彦次郎、御同役野田先右衛門、御懸視役村岡五兵衛、御書物役竹下十助、同原權兵衛、同高木忠五郎、同戸田次郎兵衛、御馬役山崎惣右衛門、御駕籠心遣三谷助右衛門、御駕籠副四人半髮願の如く差免され候。此の外落髮願深江六左衛門、半髮願の衆數人差留られ候なり。

中野氏咄。木下五兵衛宅出火、御家に火の子參り候に付、火消共御家に上げ可申哉の段、御年寄

相良求馬、山崎藏人より中野市左衛門（後十右衛門と呼ぶ、時に十三歳）を以て御意を請け候處、「我はねむたき程に唯今寝入り候。火懸りて出でよき時分起し候へ。家は焼けても苦しからず、書物藏へ火消を上げ候へ。」と仰せ出され、其の儘御寝み遊ばされ候由。

御隠居當時青山御屋敷にて、臺所役野田左五右衛門、明朝の御膳圖を相伺ひ候處、御添削成され差出され、御客前にて御膳召上らるべき山仰せ出され候。左五右衛門承り違ひ致し、御客前にて相濟み候儀と心得、御膳の用意不仕候。然る處に御客御相伴相濟み候に付、御膳差上げ候様にと仰せ出され候へ共、用意仕らず、俄に取懸り候へば延引致し漸く御飯ばかり出来立ち候に付て、右の段御耳に達し候處、花鯉ばかりにて差上げ候様にと仰せ出され暮に及び御膳相濟み候。年寄共を召出され、老人を一日こなし寒氣にあたり候様に仕り候謂れ、きびしく相改む可き由仰せ出さる。左五右衛門相改め候處了簡違ひ仕り、無調法の由申上げ小屋に引取り、相仕舞ひ、仰せ出を相待ち候處右の段聞召され、左五右衛門儀明朝より風毛申す間敷由誓詞仕らせ、遠慮に及ばず御膳差上ぐべき由仰せ出され候。

究事披露聞召され候節、究役口書を讀み候内に、一方よりは御意を請け候事を申上げ候に、一方には、

仰せ付けられ候事を御意成され、其の身様は御書を遊ばされ候。一度に四筆も五筆も御すまし遊ばされ候。さ候て究事など違却の事は少しも聞落し遊ばされず、御穿鑿遊ばされ候由。

光茂公へ江戸にて誰か御會釋、「御道中御乗馬の儀不思議に存じ候。一日二日さへ難儀仕り候。如何様御傳授御座あるべく候。御弟子に罷成り度き。」由仰せられ候。公御答に、「傳授とては御座なく候。馬に乗りたると存せず、疊の上に座し候心持にて候へば、少しも草臥れ申さず候。」と御意成され候由。

御參觀御往來、陸路御通り成され候に、御馬ばかりに召させられ候。上感の御馬にて無之候へば續き不申候。箱根八里の山坂は何時も早乗遊ばされ候。扱又御膳は御泊にて一度づゝ召上がられ、其の外何にても召上がられず候。「何時に御膳上げ置き候様に。」と仰せ出され候に付、盛立て差上げ置き、役人は先の御泊宿へ罷通り候。遅く御着遊ばされ候ても、冷え申し候御膳の儘にて召上がられ候由。

光茂公より加賀守殿へ遣はされ候御文

昨晚は音信御心はせ、今満悦に候。扱々竹取の翁が成ししは玉とかがやく姫とこそ聞き候。竹の中よりウマキ肴の出候例は昔も知らず、今よりは竹の子の料理を禁物にして、斯かるウマキ肴も出そうなる大竹を噛み割りたるこそ右の物を便りに興を増し最中の月とは知らねども、もゝを突きぬく様に若衆を取持ち酒宴を催し、東の方聞きなれし武藏野といふ盃を取交し、夜を明かしの無限遊興に候。

恐々拜具

萬治元年八月十六日

小城五品殿

肥前の侍従 段子のかひみつすき

或時一日に御膳を一度召上られ、松永宗雲へ御腹御伺はせ成され候處、「平生の御腹體に相替る儀無之。」と申上げ候由。

先年諸組に能仰せ付けられ候節、御書物役牛島源藏、山本權之丞兩人は御用多く候に付て、差出さる儀相叶はざる由仰せ出し置かれ候。然る處に御能の日に相成り候てより、仰せ出され候は、「家中一人も残らず能役を任り候に、兩人の者ばかり罷出でず候ては如何。」と思召され候。當日ばかり一組の

人數に交り居り申すべき由仰せ出され候。扱又組頭、組振舞の日を御尋ね成され、御書物役一日の隙も差免されず候へども、組に付け置かれ候者を、一年に一度づゝの振舞に遣はされず候はゞ、寄親存所も可有之候間、組振舞には罷越し候様にと仰せ出され候由。

光茂様御城御退出の時分、御長袴の裾を、誰か御踏みかゝり候に付て、少し御跌き遊ばされ候。加賀守殿御覽候て、御行抜け、其の人の長袴の裾を、確かと御踏み候に付て、俯に倒れ申され候由。

光茂公御卒去、御塔石、川上より出し申し候。未だ人夫の當觸も無之處、山内の者、川上近くの者、聞付けノ、駈参り、佐賀へ引届け候。遂に公役の者一人も要り申さず、人數は大分餘り申し候由。

綱茂公御乳兄弟、坂部又右衛門なり。(東陽院と云ふ)

綱茂公御卒去の節、願にて出家仕り候人數。年寄相談人生野孫左衛門(冲天一志)○御側野口千左衛門(本宗・一通)○年寄相談人田原源兵衛。○御道具役御切米四拾石田尻次左衛門(鐵關・真人)○御

神事役御切米二十石伊東喜兵衛(量外五虚)○御茶道御切米二拾石山本玄囃(不峯了白)○御茶道御切米二拾石増田宗信(鐵關不芳)○御茶道御切米秋山良甫(眞叟未生)○手明槍御居間番深堀長兵衛(心海常安)○手明槍坊主小出三甫(樂郡淨念)○坂部又右衛門母御局(了心院眞寂性空)○綱姫様の御袋京都吳服所鳥谷太京妹京都罷歸候於花樣(性海院)○京都女中於竹殿京都罷歸候(眞觀貞心)○小石軍平娘(屋バセ良桂)。○出家仰せ付けられ候人數○丹羽喜左衛門(笑山愚叟)○原伊三衛(幼外長空)○原口刑左衛門(實相無三)。○自分に出家仕り候人數○相浦清五左衛門(鐵舟宗國)○高城寺東林西堂弟子○清五左衛門儀太鼓御門番仕り罷在り候處御棺御通りの節不圖髮を切り、出家仕り候。追て跡式相立てられ候○浪人内石井傳右衛門○手明槍御扶持取放され候者栗浪彌右衛門○丹羽喜右衛門女房○隱居人田代孫助○鍋島本庄の百姓剃髮十徳著仕り候。

光茂公候目附中へ

御目附共心得

- 一、我等身の上の事
- 一、信濃守行跡の事

- 一、江戸批判の事
 - 一、家中武道の事
 - 一、親類家老其外請役所覺悟の事
 - 一、公儀御法度附私の法度肝要の事
 - 一、奉公感不感色々有る可き事(付病氣の者出仕其の他不動の者極老致し奉公は罷成らず候て隱居の願も仕らざる者)
 - 一、請役方の風俗何より以て我等信濃守是に極り、深く存入り候事。
- 以上

貞享四年卯二月 日

寛永十三年丙子、勝茂公土井大炊頭殿御招請、此の時元茂公密かに小倉女に御下知成され、翁助様を小倉女懷き奉り、元茂公御附添御書院に不圖御出で、「肥前守嫡子翁助にて候。」と元茂様御會釋成され候。大炊頭殿御面談有之「肥前守殿御嫡子、御家御長久目出度く存じ候。」由、御取合成され候。是は甲州様御取立の御様子に付、右の通り成され候なり。

一、小倉女、父は藤本誓宗と申し候て、河内の國の人にて、八歳より京に居り、十四歳にて伯父村上周防守（加賀分國の内領主）の國許へ連れ下り養育、五百石扶持あり。小倉女母は同國七萬石の領主戸樫の末孫江沼郡蓮谷山の城主の娘を、周防守養子にして誓宗妻とす。法名妙念。此の腹に嫡子藤本宗甫（妙念寺親藤本清左衛門祖父なり）二男同久徳（同宗吟祖父なり）三女小倉女なり。久徳子宗眞を小倉女養子にして京六條に居住す。

一、秀頼公の御前様、大阪落城の節大堀に御落ち成され候折、小々姓三人御供に召連れられ候。此の内一人は誓宗の娘なり。松平下總殿權現様へ仰せ上げられ、誓宗娘を下總守殿内室に仰せ付けられ候。法名妙源院殿。此の御娘惠照院様なり。忠直公御祝言の時、小倉女相頼まれ、上臈を相勤められ候。惠照院様の御伯母なり。小倉女、慶安二年八月十六日死去。

勝茂公有馬御陣の後、御評定所御出の上、自然御改易杯の時、光茂公はねぶ川通御立除成され候様にと、納富九郎兵衛仰せ付けられ七箇所御屋敷、御仕組仰せ付け置かれ候。

櫻田、中屋敷、麻生、三島町、打越、青山、御藏屋敷

寛永二十年夏、淺草川へ光茂公（十二歳）御遊の爲に御出なされ候節、尾張義直卿も御出で御座候て「誰にて御座候哉。」と御尋に付き、納富九郎兵衛御答仕り候。尾州御船に相招かれ、「信濃守殿内方とは兄弟分の儀に候處、初めて御面談大慶の事に候。向後御心安く成さるべき。」由仰せられ、御退出にて候なり。

慶安元年十一月二十二日光茂公御元服、御献上御太刀（國行）小袖二十、白銀三百枚、右は家光公へ。御太刀白銀二百枚、小袖十、右は大納言様へ。白銀十枚御袋様へ。上は白銀十枚宛、中は五枚宛、下は三枚宛、右は女中方へ。御太刀金馬代御小袖十宛、堀田加賀守殿、井伊掃部頭殿、酒井河内守殿、松平和泉守殿へ。御太刀金馬代御小袖五宛、右は酒井修理亮殿、松平甲斐守殿、中根壹岐守殿、朽木民部殿へ。御太刀小馬代御小袖五宛、右御奏者番、證人、奉行衆、大目附衆、町奉行衆、寺社奉行へ。御太刀小馬代御小袖三宛、右は小目附衆、二荷三程尾州義直卿紀州光貞卿御父子、水戸様へ。

慶安三年十二月五日、勝茂公御人差の人数。

光茂公へ御家誓詞仕り差上げ候旨、翌年勝茂公江戸御持越し相渡され候なり。

萬治元年五月十六日、納富九郎左衛門へ御加増御自筆の御書

其方儀我等夫婦子供に至つて奉公振、中々申し所なく、陰日向も無_レ之、瞋候時分なども色を變へず、萬事苦勞に不_レ拘、精々人に抽_レで候儀、感じ入り候。殊に我等幼少の時分より九郎兵衛苦勞、尤も失念不_レ申候。旁今度加増申付け候。少分の事に候へども、先以加_レ斯候。彌精を入れ、奉公申すべき儀肝要に候。

五月十六日

光茂御判

納富九郎左衛門殿

萬治元年六月十五日、仁比山山王へ御參詣、御願書。

今日社參仕り候處、先づ以て公方様、御氏神、次に四人の子供も乍_レ恐御同然に奉_レ願候はで叶はざる御事に候。殊更山王權現は就中難_レ有神慮の儀、度々身に覺え申し、一入信心奉り候。

右乍_レ荒増_二書立_一て候覺

- 一 在所へ勤請致し重く信心奉るべきとの事。
- 一 領中に於て猿殺生禁斷早々申付け候事。
- 一 以來申の年、此の地御祭の度に、神馬二疋づゝ幾久しく拜進可_レ仕の事。
- 一 大分小分に依らず、毎度奉_レ願相叶ひ候儀、今更能く申上げず、神慮申上げ盡し難く候事。

一 今日社參仕り候は、お江戸六月十五日御祭に候。此地は十三箇年目の事に候故、如_レ斯候事。右五箇條、一に成され御受納下さるべく候。公方様御長久、天下御平安の儀、諸人に勝_レり祈り奉り候も、某式却つて推參がましく申上げず候。唯公様御嫌事又は少々御災難にて遁れさせられざる刻は、某儀御身に代り候様にと迄を奉_レ願候。某儀長崎御番迄仰せ付けられ、忝き次第に奉_レ存候。併し何時迄も延命仕り候様にとも只管には存じ致さず候。唯左衛門に家相渡し候ても、心安き時分、三人の娘共も抱瘡如何にも軽く相濟み、夫夫縁に付き安堵致し、四十の上にては内々の望相叶ひ候へば、相果て候ても苦しからず候。併しながら罷成るに於ては、何時迄も延命の儀奉_レ願候。今に一人の親の事に候へば、一入子供武運長久息災延命の儀、夫のみ朝暮案じ申し候。彌奉_レ願候。御氏子數々御座候處、四人ながら物強く無病にて成長仕り、偏に神慮の御かげと申上ぐるも大方の御事に候。誠に此の趣抽んで願ひ奉り候條、御守護成さるべき儀、偏に仰ぎ奉り候。仍つて精誠如_レ件。

明曆四年六月十五日

肥前侍從藤原光茂敬白

興國院様御菩提の爲開基の地興國山長安寺、萬治元年御建立、御位牌安置仰せ付けらる。賢崇寺前住萬休和尚相居られ、御切米拾貳石、敷地田畑御免許成され候。

萬治二年卯月四日仁比山山王へ三拾石御寄附、御印山王權現、御社領として當年より永代米三拾石寄進し奉り候。右祈願は四人の子供武運長久息災延命、殊に左衛門當年嫌年に候。増々平安四人ながら悦のみ重り候儀、偏に抽んで祈奉る所仍狀如レ件。

萬治二年卯月四日

肥前侍従光茂朝臣敬白 吉祥院

寛文元年八月十六日、小倉十三年忌菩提の爲、宗真一門の者九歳に成り候を、願正寺に於て剃髮、知觀と申し候。本願寺に仰せ入れられ、小倉山誓宗寺と御命名、大財村に向寺御建立成され候。寛文十三年二十五年忌に寺地御免成され候。右心遣相良求馬、藤本宗真仰せ付けられ候。寛文三年公儀より新規の寺社御法度に付、田代の妙念寺破壊の寺號を引承け「幸ひ小倉母の法名に付、妙念寺と改め候様に。」と仰せ付けられ候。

寛文二年、御武運長久、御子孫繁昌の爲、向陽軒御建立。奉行永山十兵衛、惣大工西原與兵衛。寛文六年、左衛門様、お仙様、お岩様、お春様の御爲に拜殿一字御建立。奉行重松善左衛門、惣大工西原與兵衛。

天照太神宮外宮内宮兩社 住吉 天満宮 玉津島 人丸社 御祈禱所 御門。加茂社 素盞鳴尊
(石社なり) 上兩社は御門外にあり。

東照宮 彦山 山王 八幡 水無瀬 春日 稻荷(石社なり)此の七社は萬部島に建立。此の内八幡、水無瀬、春日三社は寶永二年六月十八日綱茂公向陽軒に御移しなされ候。

右社々御祭御供祓あり。

春日社 二月十一日初午

彦山 二月十五日

天満宮 二・六月二十五日

水無瀬 二月十二日

人丸 二月十八日。五月二十五日

東照宮 四月十七日

加茂 五月五日

山王 六月十五日

住吉 六月二十九日



玉津島 九月十三日
太神宮 九月十六日
八幡宮 十一月中ノ卯
稻荷 十一月八日

寛文五年九月二十五日より光茂公德善御參籠、御自筆の御願文二十六日朝御法樂御歌

維寛文五年乙巳九月二十六日己酉吉日良辰乎擇天掛毛畏氣大日本國天神七代地神
五代天孫降臨三十二神式内式外案上案下三千一百三十二神總天波宮中洛中洛
下六十餘州仁跡乎垂禮坐須程乃大小神祇冥道別天波彦山大權現廣前仁恐美恐美毛
申賜波久止申左久誠吾國乃源者天地乃兩儀陰陽乃尊形也寒暑晝夜者陰陽乃進退也
此神風乃作法者者身口意乃三業清淨乃密法也皆天地乃行比陰陽乃本多利故天地
乃間仁鎮座乃尊神降臨影向志無不歡喜給殊彦山大權現當家代代爲守護神故如何云
仁先祖鍋島平右衛門十八年歲籠仁志而奉祈念所靈乎受既俗體嶽釋迦尊像授
給雖末世信心輩爭佛力神力乎得左良牟元元吏无事迷則可謂凡夫故深歎御坐天

五濁塵交給是廣大神德也爰乎辨天无他念无他心爲凝精誠奉抽丹祈上者心中大
願不空仁速仁納受御座天加護冥助授賜陪止恐美恐美毛申須辭別仁申佐久若不慮外
仁不信不淨乃事在止毛只今乃啓白乃驗仁因天曲邪乎退毛猶々冥應乎加賜比无咎毛无
崇毛護幸賜陪止恐美恐美毛申須

大願主肥前侍從從四位下行松平丹後守藤原光茂朝臣敬白
從四位下行松平丹後守藤原朝臣光茂

たのもしななほゆくすゑもかぎりなくまもるめぐみのかみのちかひは

寛文八年家綱公御判物御頂戴、十郡の御書附なり。此の前は八郡の御書載なり。右は勝茂公より一
國御繪圖差上げられ候村附には、十郡の御書載に候へども、御判物の御副書には、松浦、高來の兩郡
の村を杵島、彼杵の内に書入れ有之候故なり。家綱公御代に成り候へども、御幼年故御判物巡見使も
御延引、去年巡見使當年御判物差出され候に付、多久長門仰せ付けられ、江戸差越され候處、此度より
十郡の御書附出で候なり。

同三月島原城主高力左近殿改易。上使松平備前守殿上下七百人内騎馬三十七人 御目附加藤新五郎殿上下七十五人、上使附森川小左衛門殿上下四十五人、内田傳右衛門殿上下四十五人、御勘定頭青木此右衛門殿、酒井甚之丞殿、御代官松村吉左衛門殿、小野七左衛門殿、四月十六日神代御着。翌二十七日島原城入、小笠原内匠殿三千人内騎馬百騎、松浦肥前守殿三千人内騎馬百騎、同二十日湯江村多良村に陣取り、上使同前に城入、異議無く相濟み候。御領内御泊此方より御使者、上使へは城受相濟御上御使者遣はされ候。

寛文十二年、高來郡井樋の尾にて、乗掛馬の口副ひ、馬の跡より口繩を取り、馬を追懸け候處、馬ころび、乗人あやまち仕り候。公の御耳に達し、馬方を井樋の尾にて生害仰せ付けられ、以來追懸け馬御法度の旨仰せ渡され候。その後、公儀御法度に成り候なり。

勝茂公御逝去の節、光茂公へ孫平太殿仰せられ候は、不幸にして御逝去の節伺候仕らず、是非なき仕合にて候。責めて、御焼香差免し下され候様にと相願はれ、御許容なされ候。さりながら御面談は遊ばされず候なり。

延寶元年丑五月二十五日エケレス船三艘長崎入津。商賈の訴訟仕り候へども、相叶はず、七月二十六日歸帆仰せ附けられ候。右に附神代左京殿長崎へ差越され、深堀に相詰め、七月十六日大木勝右衛門、多久兵庫遣はされ、聞番廣木八郎兵衛遣はさる。其の後鍋島志摩、同安藝、中野九郎兵衛、喜多島外記、土肥藏人、志摩組より鐵砲物頭深堀新左衛門、相浦源左衛門、深堀頼母、石井權之丞、堤六左衛門、石井十郎左衛門、西五太夫、石火矢役原次郎兵衛、大家兵左衛門、平方利兵衛、伊東八右衛門、武富平兵衛、富永次右衛門、井原八郎左衛門、高木與左衛門、内田作右衛門、島内三兵衛、武富三之丞、大庭六右衛門、馬場新右衛門遣はされ候。多人數一同に参り候儀目に立ち宜敷からざる由、左京殿より申し來り、追々罷越し候。左京殿初め、海上に備へ有之候に附、手頭を以て備仕組あり。

手 頭

一船懸場へ差廻し候儀、エケレス船歸帆前の夜に、銘々の懸場に段々潜かに可レ置事

一番 白崎に懸り候。鍋島志摩

右乗組所、西濱北の先

二番 神の島の前に懸り候。中野九郎兵衛一手の船

右乗組所、同所志摩の次

三番 神の島の前沖の方に懸り候。鍋島安藝一手の船

右乗組所、中野九郎兵衛一手の次

四番 博奕島と一ツ家との間に懸り候。左京一手の船並多久兵庫船、大木勝右衛門船、西五太夫船

右乗組所、大波止の前

五番 高鉾臺場の北に懸り候。喜多島外記船、土肥藏人船、原次郎兵衛船、石火矢船五艘

右乗組所、マヨメの下

一諸手雜兵共に認め仕組、前晚、明日一日の内用意仕るべく候。若し滞留致す儀も可^レ有^レ之候間、兵糧覺悟致し、夜々に明る一日宛の拵^{こしらへ}仕り置き然るべき事

一船印角取紙迄にて銘々船印并指物都合無用たるべき事

一縦^{たもと}ひ雨降り候ても筈^{とま}仕らざる事

一銘々船に相かぎ、がんづめ用意の事

一鐵砲相止め、何も手振に申付け候事

一合圖の事、左京船より大旗を振立て并に貝立つべく候。其の節總船綱を切り押懸くべく候。右合圖

無^レ之間は曾^{かつ}て船を動かし申す間敷候事、附石火矢荷船は總船押懸け候時分も動き申す間敷候事

一石火矢放ち候儀、左京船より鐘を鳴らし次第放ち可^レ然事

一石火矢荷船を押し追懸け、石火矢を放ち候儀、停止たるべき事

一火矢の儀、石火矢同然に召置き、石火矢合圖有^レ之候てより、見合次第火矢を放ち懸くべき事

一エケレス船或は乗取り、或は乗沈め候節は、此方相残り候船の儀は、エケレス船を取包み、次第不

同に懸け置くべく候。左京無事に罷居らざるに於ては、相残り候組の内、頭立ち候人より、早速其の

場の次第御奉行所並に佐嘉へ註進可^レ仕、若し左京別條無きに於ては、其の節申付くべく、エケレス

船の儀は御奉行所へ引渡し候て、行儀よく深堀の様に罷歸るべき事

一エケレス船何事なく、よく返り候時、御上使^{じやうし}より相付けられ候船歸り候上、諸手の船懸場を動かす左

京船より貝を相立つべく候間、一番貝にて碇^{いかり}を取り、船間に部^ばり罷在り、二番貝にて左京船を押し

し、其の次に鍋島安藝組家中、次に中野九郎兵衛船、鍋島志摩組家中、次に喜多島外記、土肥藏人、石

火矢船召連れ、熟^いれも罷歸るべく候事

一深堀に於て船上の儀、乗組所に段々行儀よく上り申すべき事

一船行儀の儀、西五太夫より船頭共へ兼て申付け置くべき事

七月十九日

神代 左京

エケレス船異議に及ばず七月廿五日歸帆、左京殿初め廿七日深堀出足、同廿九日佐嘉着。
一船數三十四艘

一柳河の家老十時攝津守、左京殿船に見舞、行儀褒美申され候なり。

延寶二年江戸へ御急用にて原口作右衛門罷越し荒井にて馬より下り候節、脇差ぬけ懸り候を存ぜず馬の首に押かけ候に付て、馬の首深く斬れ、血出で候。馬子ネダリ銀拾枚出し候様にも申し候。此の取合を御番衆見付けられ、三人參られ、鍋島殿より急の御使者にて候、六ツかしく申しかけ、不届に候。御構なく船に乗られ候様にと申され候に付、一禮を遂げ罷通り候。平素御往來ともに御付届ついでよろしく候に付て、右の通りの由なり。

御隠居の時、御一門様方へ御遺物

松平兵部様御茶入○榊原様駿河守鞍貞誠鐙(三十枚、十五枚)○お光様縮緬紅白一卷箱肴○水野隼人正様貞宗鞍辻山城鐙(十枚、三枚)○伊東出雲様貞宗鞍辻山城鐙(十枚、三枚)○水中書様御刀寶壽(五枚)○水刑部様御刀波平(三枚、五兩)○お長様繻子三卷緞子二卷○伊東駿河様御刀備前盛景(五枚)○松主

殿々御懸物林良筆二幅對○松左膳殿天方山城守鞍辻山城鐙(五枚、三枚)○岡部美濃守殿辻左近鞍辻山城鐙(五枚、三枚)○相良上野介殿御懸物雪舟文珠○大加賀守殿内方色繻子五卷色緞子五卷○大隠岐守殿辻山城鞍鐙(五枚、三枚)○大長州様辻山城鞍御定紋付(五枚)○宇津雲州様辻山城鞍鐙御定紋付(五枚、三枚)○岡部丹州様辻山城鞍鐙御定紋付(五枚、三枚)○岡部兵庫様御刀重國(三枚、五枚)○お龜様縮緬紅白五枚箱肴○内匠様御刀青江(三枚)○内匠様御内方繻子二緞子三卷。

元祿十三年四月二十六日光茂公江副彦次郎へ仰せ付けられ善應庵へ御収め成され候品々。

○御胞の緒一包、包紙に御誕生年月日書付、高源院様御自筆。

○御生衣四(白二淺黄二)御附帶二(黒縮緬一赤羽二重一)

是は勝茂様御夫婦様より進られ候。

○御生髮一包高源院様御自筆の書付あり。

○御前髮一包書付右同、お虎様へ申渡し置き候由の御書載あり、右御前髮を薬にて結付あり、是は武士の前髮を取り男になるは穀に付く始と申し候故に右の通なり。住持取除け申さざる様にと御意なり。

○御珠數一聯(袋あり)是は勝茂様へ南光坊より御授物遊ばされ候に付、南光坊より遣はされ候を、

御守に御持成され候様にと勝茂様より遣はされ候ものなり。

玄梁院様寶永三年戊戌十月十二日より御不快の事、同十五日の御禮は請させられ候。十一月朔日御不快にて御親類御家老中ばかり御目見、其の外御禮無之、大阪町醫青木林性召下され同月十一日より御藥召上られ候。同十五日御親類御家老中ばかり御目見、同二十二日晚より以ての外御重り、江戸へ御註進の爲、三上新助早打にて二十三日夜罷立ち十二月三日江戸參着、同四日御典藥御願長島の庵仰せ付けられ、同六日夜發足有之候。

御本丸御書院にて五壇の法御執行、白山八幡にて溫座護摩、十二箇寺社にて大般若、其外諸寺社御祈禱扱又御家中残らずより御祈禱御願書等差上げ候。

十一月二十六日夜田中九左衛門江戸へ差立られ、御容體差詰られ候趣、御註進、長崎御奉行衆へも右の段、山崎九太夫御使者にて仰せ遣はされ、同二十八日の夜明、御祈禱、非常の大赦、御國中諸罪人總て差免され、當時究め懸け居り候者も、残らず差免され、牢舎悉く出牢仰せ付けられ候。但し牢舎の内母を縛り候者一人残る。

同二十九日、御親類御家中御居間通御目見。

十二月二日、夜五ツ時御逝去、同夜江戸へ飛脚、扱又御註進の爲原權兵衛、御典藥間に杉町甚五左衛門差立らる。

同五日夜、鍋島彌平左衛門、武藤主馬江戸へ差越され候。同七日夜、十左衛門江戸へ差越され候。

同三日夜御入棺、同四日酉の刻御出棺、御本丸東の堀の内を取明け御出で、片田江小路より北御堀端、西御堀端、十五繩手に御通り遊ばされ候。此の節御側の者残らず御供、御親類御家老中御本丸に於て御焼香の上、御先に高傳寺に罷越され堪忍、着座獨禮高傳寺山門の外に堪忍、惣士以下手明槍、御歩行、足輕迄片田江より十五繩手迄一組一組堪忍。

同五日夜御野燒、此の節御親類御家老中着座獨禮迄高傳寺に罷出堪忍。

同六日御骨拾、此の節は孰れも罷出づるに及ばず、同七日より十八日迄千部御法事。

同二十二日より二十八日迄御中陰、御親類御家中孰れも毎日御堂參堪忍、同二十四日申ノ刻御葬禮、御親類御家老中孰れもいろ着にて御供。御名代内記殿、御膳御持御供着座の内あらあら御供御側の衆の内あらあら御供、着座獨禮惣士、並に又家來の士迄罷出、白砂に順々に堪忍。御引導師當住行寂和尚。諷經の出家百六十人。諷經の次第二十三日曹洞宗、天台宗。二十五日眞言宗、濟家宗、黃蘗宗。二十六日淨土宗、法華宗、律宗、一向宗。二十七日、山伏、盲僧。

同四年^亥正月二十四日、出家願出相濟み候人數、丹羽嘉左衛門、生野孫右衛門、田原源兵衛、野口千左衛門、原口形左衛門、田尻次左衛門、伊東喜兵衛、原喜右衛門、増田宗愼、秋山良甫、山中玄疇、手明槍深堀長兵衛。

無届に出家仕り、唯今の通り罷在り候様にと仰せ付けられ候人數、相浦清五左衛門(出家)、江里口九郎左衛門(出家)。追て跡式仰せ付けられ候。

寄親迄落髮の願差出し、差免されざる處に、申付を用ゐず落髮仕り候に付、遠慮仰せ付けられし人數山崎平次郎、山田藤五郎、石橋太左衛門。追て跡式相立てられ、右の外落髮半髮數人有之。

御朦氣中に付歳暮年始御規式無之、門松は太鼓御門二御丸御門ばかりに相立て、其の外御國中相立てず、元日には御親類御家老中は麻上下着、諸士は袴羽織にて御機嫌伺に罷出、年始の御禮は申上げず候。

公儀より御病氣御尋の御奉書國繼にて^戊十二月十七日到着、嘉村太郎左衛門を以て封の儘江戸へ差戻さる。

御香奠三百枚御拜領、原權兵衛江戸より持下り^亥二月七日到着、翌八日、高傳寺へ吉茂様御持參、此の御禮使者隱岐殿同十日發足。

^戊十一月十八日、十二月二日、松平右衛門佐殿より御見舞の使者、二日晚景に筑前家老中より御家老中へ御機嫌伺の使者有之、御逝去の由承り罷歸り候。其の以後東は神崎、西は牛津へ士遣置かれ、隣端の御衆より、御見舞の使者飛脚差留られ候。

^亥正月六日水野隼人正様より御見舞の爲、江戸よりの使者參着、同正月八日松平肥前守殿よりの御悔御使者吉田久太夫、同大隅守殿より四宮庄助江戸より參着。

^戊十二月十八日伊東駿河守様、三浦壹岐守殿より御家老中へ御悔、且又御代香として御使者差し越され候。御中陰前に付き取次にて御香奠寺納め。

松平大膳太夫殿御香奠白銀十枚十二月二十三日(御使者)梨羽源左衛門○松平右衛門佐殿同白銀十枚同二十五日(御使者)田中傳左衛門○松平主殿頭殿同白銀五枚同二十七日(御使者)田村市左衛門○五島主税殿同五枚十二月二十九日(御使者)三輪長兵衛○伊東大和守殿同五枚正月九日(御使者)俵佐熊○土井周防守殿同五枚同十三日(御使者)山本諸右衛門○松平肥前守同三十枚同二十日(御使者)御家老鎌田八左衛門○同大隅守殿同十枚同日(御使者)杉山四郎太夫○水野隼人正様御父子様より同十枚同二十六日(御使者)坂部藤太夫○松平兵部太輔様二十枚同監物殿同十枚同二十七日(御使者)垣岡安右衛門○榊原式部太輔様同十枚二十八日(御使者)河野徳右衛門。

彦山座主より使僧、二十五日參堂納經あり。

癸^ろ正月二十九日高傳寺に於て寂光院様御改葬。玄梁院様と御靈屋御一所に入らせらる。

同二月六日慶間寺に於て榮正院様御改葬、新に御靈屋相立て入らせらる。右兩御改葬の節、吉茂様御自身いろ御着け御供遊ばされ候。高傳寺にては大木八右衛門御骨箱持ち候。慶間寺にては深江六左衛門御骨箱持ち候。

葉 隱 第六卷

此の一卷は、御國古來の事取交ぜ書き記し候なり。

隆信公、豊軍(大友勢)と御取合の半ばに、敵陣より使者を以て酒肴を贈り申し候。公は則ち召上がらんとせらるゝを御前の人々、「敵方の贈物、毒害のおそれあれば、大將たるものの召上がらるべき物にあらず」と、留め奉りしを、公聞召され、「何毒なればとて、いかほどの事のあるべきぞ。」とて其の使者を呼びて、即座に樽を打破り、大盃にて三度召上がられ、使者へ御盃下され、御返答仰せ聞かせられ候由。(博多御在陣の時、立花道雪參禮の時乎)

鍋島舍人助草履取、十四歳になるが、諫早家へ御供仕り、供郎屋にて、石見殿(諫早)の中間を切り殺したるが、仕方よろしくて、たすけられしが、此の者存じ立ち候は、適^{たく}く人間に生れきて、思ひ出なくて死なんことは、無念なり。いでこれより、天下を取るべし。と思ひ立ち、日夜工夫しけるが、

尙又考ふるに、天下を取ること、確かに手に入るとすとも、非常に骨の折るゝものなり。よし天下を取りしとも、仕置など、萬端苦勞多し、一生を、苦勞に果つるも詮なき事なり。夫よりは却つて、出家になりて、成佛したる方甲斐あらん。と出家の修行を又工夫し、眞言宗に成り後に温泉のホトケと言はれ日本に名を揚げ候名僧にて候。詠歌に

我他彼此と思ふ心のけぬれば自己智もなくて無性なりけり。

有馬落城二十八日詰の丸にて、三瀬源兵衛壘に腰掛け居り申し候。中野内匠通り懸り、仔細尋ね候へば、「疝氣起り、一足も引かれず候。組の者は先へ遣はし候間、下知よろしく頼み申し候。」と申し、が、此の様子、御目附言上に及び、腰抜けの由にて切腹仰せ付けられたり。昔は、疝氣の事を臆病草と申し候。突然遽かに差し起り、働きたらぬ故なり。

玉林寺金峯和尚の時、末寺禮徳寺に實萌の紅梅あり。金峯割けて玉林寺に植ゑらる。爾來梅の名を禮徳寺と唱へ來れり。金峯此の梅を二本接生けて、一本を直茂公へ進上、今多布施の宗智寺にあり。一本は金峯隱居の地嘉瀬に植ゑらる。東光寺と號す。落命の地なり。梅、今にあり。

寺社縁起に、靈壽・德壽の二兒植ゑらる、とあり。玉林寺末寺帳に、禮徳寺無之由。

隆信公島原にて御戰死の所、沖田太原と申し候。此所に御卒都婆御座候を今は温泉山眞言宗一乘院へ引直され候。御崇有之故となり。

高木鑑房、龍造寺家に背き、前田伊豫守を頼み、寄宿せられ候。鑑房は、無雙の勇士、早業打物の達者なり。家來に因果左衛門、不動左衛門とて、これも劣らぬ曲者あり。晝夜鑑房の身邊を離るゝ事なし。斯くて、隆信公より鑑房征伐の事を伊豫守へ頼み遣はされけり。或時、鑑房縁に腰を掛け、因果左衛門に足を洗はせられ候を、伊豫守、鑑房の後より走り懸り、首を打落す。鑑房、首の落ちざる間に脇差を抜き、振上げて打ちければ、因果左衛門が首を打落し、二人の頭盃の中に入る。鑑房の首は座中に飛上りたり。如斯の早業、常々魔法の術を得たり。

佐嘉、神埼の文字相違の事 嚴有院様御代替の時、御判物差出され候前方、郷村帳差出され候。先づ小川舍人持越し申され候。江戸にて御役人方へ相納められ候處、右、信濃守殿差上げ置かれ候御

帳に、「佐嘉」、「神崎」此の文字書載有之候。今度の御帳には、「佐賀」、「神崎」と書載有之候。以前
の如く書直し差出され候様に。」と有之候に付て、書替へ相納められ候。其の以後、「嘉」、「崎」の字用
ひ申し候。正徳三年十一月十九日承り候なり。

鐵砲改め御帳には、「佐賀」と書載有之候。先年鐵砲替目書附に、「佐嘉」と書載仕り候處、御役人家
來より、「本帳に賀の字有之候。最前相納められ候御帳の通り書載可然」由申され候。其の以後鐵砲
改め書附ばかり「佐賀」と書載仕り候。此段江戸置物帳の袋に書載有之候なり。

○天正六年寅十一月十二日、日向耳川にて、豊後の大友殿没落。

○同 十五年亥四月二日、秋月殿落城。

○慶長元年申閏七月九日、大地震。

○同 三年戌八月十八日、太閤様御他界。

○同年十月高麗より惣歸陣、在陣七年なり。

○慶長五年子六月下旬、關東御越、江州八日市に五日御逗留、盆の頃は彼地にて相撲など御取らせ成
され候。

○元和六年申三月、福島左衛門大夫殿改易。

鍋島和泉守直朝の御内方は、花山院定誠入道自寛の御妹にて候なり。

御國執行名字根元の事、昔神崎櫛田宮の祭禮に、毎歲勅使下向あり。數度下向の公家衆神崎に住宅、
社務を勤められ候。社務を執行と申し候。年を経て社職の執行を其の儘家の名字と定められ候。此の
末、執行越前守等なり。

佐嘉御城御普請、御圍堀御堀らせ成され候時分、黒田長政殿より加勢にて北の御門の際堀らせ申さ
れ候。此の御返禮として筑前福岡城普請の時、圍堀此御方より御堀らせなされ候。今に肥前堀と唱へ
申し候。此の堀に付、直茂公御賢慮有之由。

政家公口宣の事

上卿中山大納言

天正十六年七月六日 宣旨

豐臣政家

宣令叙從五位下

藏人頭左近衛權中將藤原慶親奉

上卿中山大納言

天正十六年七月六日 宣旨

從五位下豐臣政家

宣令任侍從

上卿式部大輔

天正十六年七月二十八日 宣旨

從五位下豐臣政家

宣叙從四位下

藏人右中辨藤原宣泰奉

鍋島平左衛門尉清久公、本庄村に御座成され候。所の祭禮前方には、毎夜御夫婦様棹を御持ち御出で、終夜堀を御突き方々成され候。祭禮用に、人々堀を干し、鮒を捕り候に付、魚逃げ候様にと思召され右の通り遊ばされ候。其の外、御善根御慈悲限り無く候。平素、彦山御信仰成され、毎歳年越に御參籠成され候。或る時上宮成され候處、大雪降り道筋相知れず、崖墮ち成され、谷へ御落ち成され候。其の邊を御探し成され候へば、彌陀の三尊御拾ひ成され候。御持歸り成され、徳善彦山御勸請の御本尊に遊ばされ候。彦山の本地彌陀の三尊にて候由。不思議の御事に候。其の御功德にて御家御繁昌と相見え候由。古老の咄にて候。

徳善權現御本尊の寫、彦山増了坊の御本尊にて候由。一とせ焼失の時分、御本尊は井戸へ沈め申し候に付て恙なき由に候。先年住持の咄承り候なり。(徳善權現の御神體、御代替の時御拜見遊ばされ候由。)

鍋島主水殿御幼稚の時分、直茂公御養子にて召置かれ候處、勝茂公御出生に付て、横岳の跡知行を主水殿に遣はされ候由。

字、太郎五郎、左衛門大夫、平五郎、主水佐。直茂公御付人別に記之。一説に、主水殿は、梯淡路守子にて候を、石井安藝守養子の由。

同主水殿(直朝)御男子出生に付て、光茂公へ、「名御附け下され候様に。」と申上げられ候へば、「産名は親の附け候ものにて候。先づ何となりとも附け申すべく、追て名を遣はさるべき。」由にて、萬五郎と御附け候。其の後、光茂公より掃部と御附け成され候。其の時の御意に、「先手の家に候へば、井伊殿を取つて附け候。成長の後、江戸へ罷越し候時分は遠慮にて候間、替へ申すべく。」と仰せ出され候由。後に主水直恒、正徳二年、茂の一字拜領、茂主と改められ候なり。

多久長門殿隠居の時、光茂公仰せ出され候は、「伊豆を長門子に仕り置き候へども、幼少に候間家督は兵庫に仰せ付けらるべき。」由に候。此の段家來共承り、「太守の御子様を養子仕り置き候へば、彌々伊豆殿に家督仰せ付けられ被下べく候。兵庫を主人に仕る儀罷成らざる。」由申し候に付て、伊豆殿に家督仰せ付けられ候。夫より伊豆殿を譽め立て崇敬致し、恙なく家連続にて候。多久家中の義敦き事と沙汰有之候由なり。

清光院殿二歳の時、政家公御卒去に付て、妙安様御養育成され候。妙安様御死去の後、直茂公御養子なされ候て鍋島隼人助意安へ御祝言あり、婚禮は直茂公御卒去の後、陽泰院様御心遣にて遣はされ候。其の時御祝言道具の事陽泰院様御自筆の御書付安達阮空所持にて候なり。

鍋島豊前守殿の御内方、確と誰とも相知れず候。一説に家來と密通候に付、切捨てられ弔とても無之、家中にも申傳へ候者無之由なり。彌平左衛門茂昌の御袋にて候由、妾は鍋島大膳殿の御妹、谷平次兵衛に嫁娶、此娘を後には本妻の様に成され候とも申し候。平次兵衛入道名は壽齋と申し候由、又馬渡氏書傳へには、茂昌の母は徳島土佐守胤順の女と有之候なり。豊前守殿知行所鹽田鹿島神代に替へ申し候由。

神代勝利遺言に、「長良事我に劣らぬ大將なれども、龍造寺の威勢追日強大に成り候へば、始終家を抱へ候事成り難かるべく候。我が死後に龍造寺に合體して龍氏の子を養ひて家を相續すべき由なり。長良情思惟して、「隆信威ありと雖仁心なし。家長久すべからず。鍋島飛驒守勇智兼備して慈悲深し、子孫繁昌すべし。」と直茂公の御弟小川武藏守殿の三男を隆信公の子として養ひ、家良と申し候なり。

高傳寺鸚峰和尚隱居の時、後住月舟和尚相願はれ候。月舟は武雄素生にて、曹洞宗のすたれたる宗風振ひ興されし名僧なり。其の頃は三河國にて、板倉周防守殿の菩提所長遠寺の住持に成り居られ候。防州と別けて入魂にて候由。高傳寺住職の儀申來り候へども、「防州の菩提寺を預り居り候者が、別に寺持ち候とて斷り申す儀罷成らず候。」由返答に付、鸚峰和尚より復々申越され候は、「高傳寺の儀は月舟に相渡すべくと決定致し候上は、外に後住相願ひ候儀、罷成らず候。下國叶はざる事に候はゞ、高傳寺は月舟に附屬申し候間、後住を月舟見立にて申付けられ候様に。」と申越され候。其の跡にて追付遷化にて候。夫に就き月舟より、「湛然梁重和尚可然」と差圖に依り、御國より、使僧懷芳を以て請待に付、下國、住持相勤められ候。其の節迄は、三河國何とか申す寺に住職なり。此前は高傳寺に小姓など召置かれ、酒の取扱共有之候。湛然和尚入院以後、禁酒嚴重の法式に罷成り候。其の頃、圓藏院村了、由緒を申上げ、「知職地の願、十二箇寺へ召加へられ候様に。」と度々訴訟候へども相叶はれず。或時光茂公慶闇寺御參詣遊ばさる。佛壇の下に隠れ居り候て、直訴仕り候。(此の時睡雲主水殿一雲彌平左衛門殿駈け付けられ候へば、村了逃げ申され候。御從の者追ひかけ、田の中にて捕へ申し候。御小姓役杯、不働にて差迦され候なり。)之に依つて御糺明の上、斬罪に仰せ付けられ候。其の時高傳寺湛然和尚、「出家を御殺し遊ばさるゝものに無之候。衣を被せ申し候間、御助け下さるべき。」由御斷り申上

げられ候。然れど御承引無之斬罪仰せ付けられ候。湛然は其の場より直に出寺致し、新庄の東禮寺へ駈入り申され候に付、光茂公より上使を以て、「高傳寺へ罷歸られ候様に。」と重疊御斷りに候へども承引なく、他國の願ひ申上げられ候に付、色々仰せられ、他國差留められ、隱居仰せ付けられ候に付、松瀬通天庵へ引越し申され候。夫に付、「隱居所御建て可被下候間、地元望み申され候様に。」と有之候て、華藏庵御取立て十石御付け成され候。十三年禁足蟄居の體にて、相果てられ候なり。湛然遷化後、高傳寺惠芳、華藏庵の十石差上ぐべき由申され候に付、上り申し、此後御僉議足らず、残念の事なり。薪山四町五反餘今に相付く。慶闇寺には惠照院様御靈屋御座候。後に高傳寺へ御直し遊ばされ候なり。

湛然和尚平生の示しに、出家は慈悲を表にして、内には飽くまで勇氣を蓄はへざれば、佛道を成就すること能はざるものなり。武士は勇氣を表にし、内心には腹の破るゝほど大慈悲心を持たざれば、家立たざるものなり。これに依つて、出家は武士に伴ひて勇氣を求め、武士は出家に便りて慈悲心を求むるものなり。我數年の遍歴に、知識に逢ひて修業の便に成りたること一つもなし。されば所々にて、勇士とさへ聞けば、道の難易遠近をも問はず尋ね行き、武道の話を聞きしが、是にて佛道の助け

と成りたること、確かに覚えあり。先づ武士は、武器を持つに依りて、夫れを力にしてなりとも、敵陣に斬り込むなり。出家は珠數一連にて、槍、長刀の中へも駈入ること、これ柔和、慈悲の心ばかりにて、何として出來うべきや。大勇氣なくしては、駈入らるゝものにあらず。其の證據には、大法事の時、焼香をする和尚などが、震はるゝなり。勇氣なき故なり。蘇生る死人を駈倒し、地獄の衆生を引上ぐる事、皆勇氣の業なり。然るに、近代の出家、皆あらぬ事を取持ち、殊勝柔和になりたがり、道を成就する者なし。剩へ武士に佛道を勧め、すくたれ者に仕なすこと、殘念の事共なり。若年の侍などの佛道を聞くは、以の外の僻事なり。仔細は物が二つになる故なり。一方向きにてなければ、役にたゝぬものなり。隱居閑居の老人などは、遊び仕事に佛法を聞くもよし。武士たる者は、忠と孝とを片荷にし、勇氣と慈悲とを片荷にして、二六時中、肩の割入る程荷うてさへ居れば、侍は立つなり。朝夕の禮拜、行住座臥、「殿様殿様」と唱ふべし。佛名眞言に少しも違はざるなり。又常に氏神に釣合うて居るべし。運強きものなり。又慈悲と言ふ者は、運を育つる母の様なものなり。無慈悲にして勇氣ばかりの士、斷絶の例、古今に顯然なりと。

相良求馬は高源院様付の手男、鶴源兵衛と申す者の子にて候。源兵衛掃除の者にて數年相勤め候處、

手明槍に召成され候。左候て高源院様より宮内と申す女中を嫁娶仰せ付けられ候。出生の子助次郎、御側にて御養育成され、光茂公御幼年の時、御遊び相手に御付成され候。段々御仕立て、千二百石被下、加判家老仰せ付けられ候。一説には成富兵庫弟、小城へ相付けられ候持永助左衛門末子にて候を、出生の時産月悪しく候に付て、捨て申され候を、高源院様潜かに御貰ひ成され、源兵衛子に召成され候。夫故成富の歸依寺本行寺を、求馬も歸依寺に仕られ候由なり。

野邊田傳之助は寺中間仕り罷在り候。光茂公御代に、「三岳寺學校の一門野邊田氏の者は無之哉と、探促仕り候様に。」と仰せ出され、僉議の處、傳之助罷在り候。御耳に達し候處、即ち侍に召成され、御切米下され候。扱又丹羽氏は學校御頼にて、御家に召抱へられ候なり。

勝屋勘右衛門は勝茂公の年寄役相勤められ候。此の末五郎右衛門なり。和泉守殿紹龍を最初は勘右衛門養子に遣はされ、後に鹿島に遣はされ候。勝屋勝一軒の末は孫太夫にて候なり。

江副彦次郎咄。四天王・十人衆と申すは勝茂公の御時、御駕籠副四人究竟の者を御選み、四天王と申

し候。御歩行の内十人御選み、長刀御差させ、御供に召連れられ十人衆と申し候。市太夫より十太夫迄有之候。御道中にては四天王の内一人御先へ罷越し、御本陣御居間の天井、初敷まで一枚宛放し改め申し候。又十人衆より一人宛御居間の縁の下に、終夜番仕り罷在り候由。今に此の例にて、御裏番と申して、御道具の者より、番所立ち相勤め申し候なり。

石井正札嫡子雅樂次男傳右衛門にて候。安藝殿子無之候に付て、雅樂を養子の處、早生致し候。然る處安藝殿實子出生後、志摩殿と申し候。然れども父子少々不愛にて、雅樂一子小左衛門を養子あるべき由、内證にて僉議候へども相濟まず候。夫故小左衛門へ安藝殿地行の内を遣はされ、今に其の通にて候なり。

一説に有馬御陣の後、勝茂公より、志摩を嫡子に仕り候様にと仰せられ、安藝殿も御同意仕り、雅樂に深堀知行の内より百石御奉公仕り候に致し、勝茂公よりも知行被下、相勤め申し、今以て百石は深堀家石高の内にて候、此の儀正説成るべし。

當國石井の元祖は駿河守忠吉なり、關東安倍野の城主石堂上總介の末なり。忠吉初めて當國下向、

與賀庄飯盛村に居住の由なり。(此事石井系圖と相違なり。可_レ糾_レ之)

前田與四右衛門と申すは、陽泰院様御里より附參り候の由。

田原次左衛門大門聞番の内、妾腹に男子出生候を、罷下し候時分、原田又兵衛、新三郎仲人にて、京都の醫師春庵とか申す者に與れ、以來音信不通の證文取置き申し候。後に次左衛門は無調法有之候て、浪人仕り候。子供は倉町勘左衛門、鶴七右衛門、小宮六兵衛等銘々養子に參り居り申し、右春庵の養子の子春宅と申し候が、徒者にて勘當致し候へば、放火企など仕り候故、養子差返し可_レ申由御奉行所へ申上げ候。其の頃七右衛門大阪御目附に罷越し候に付て、七右衛門へ相渡さるべくと存じ、右の首尾など申上げ候由。夫に付京都御留守居江副太郎左衛門召出され、春宅相渡さるべき由仰せ聞けられ候、太郎左衛門申し候は以前の儀篤と心得申さず候間罷歸り様子承合ひ候て、御請申すべき由申し達し、罷歸り候。其の頃、山本神右衛門京都御書物方御用にて逗留の時分にて相談候處に、先づ御用聞共召寄せ、以前の儀僉議あるべき由申し候に付て、呼寄せ申され候へば又兵衛新三郎心遣ひ候由にて、證文等差出し候。夫に付書付相認め實父次左衛門國許にて改易死去、跡式斷絶七右衛門は他家を繼ぎ候へば、請取候て

も渡所無^レ之殊更以後不通の證文仲人^{ぶんど}の者今に所持仕り候儀、扱又毎年人改め且那判形仕る國法にて新に國許に相加へ候儀、相叶はず候間、別に御支配願奉り候。此上にも相渡さるべき由に候へば、且那へ申越し差圖の上ならでは、請取り候儀成らず候趣、書立て申し、其の上にて雜式を御用聞所へ潜^{ひそ}かに招き、書付を見せ候處、少々添削仕り候、仰付の如く大阪へも申送り候上御奉行所へ差上げ候處、尤の由にて此方へ相渡されず、京都御拂成され候。此の趣言上一通委細^{ぶそい}に書調差越し申され候に付、御感の旨年寄中より演達なり。

小森覺右衛門は光茂公御部屋住より、御懇に召仕へられ御歌書役仰せ付けられ、京都へ差越し置かれ候。御公家方より覺右衛門へ短冊拜領^{はいりやう}させられ候。取紛^{とま}れ候て御用の物の内に入れ居り候を御覽成され平素の仰付に違ひ候に付、浪人仰せ付けられ候由なり。最初は御臺所役なり。

天祐寺御咄。本庄村東光寺は、平右衛門様歳暮・年始、御祈禱御願成され候寺なり。

室節次左衛門は勝茂公御病中に神尾備前守殿、恩田次郎は柳線院様御女中高津殿甥にて候。大猷院

様御代には御走り奉公仕り、後に浪人に罷成り居り候を、光茂公御寫物御用仰せ付けられ、召抱へられ候。山村孫太夫は土井大炊頭殿御家來にて候、家老と出入有^あ之候て、暇を取り申し、大炊頭殿御惜み、此方へ御頼み、召抱へられ候。子供十左衛門、清右衛門、助太夫、平左衛門、外記にて候。平左衛門は多久家中^{かちゅう}に罷成り候。殘四人は孫太夫知行^{ちやう}分け下され、外記事、神道傳受仰せ付けられ候處、神田様年寄罷成り候に付、神職を福地助之丞弟造^{むす}酒を養子致し、造酒女房は助太夫娘にて候を、外記娘に致し置き候を、取合せ申し候。又助太夫娘横平左衛門母常朝妻なり。大野喜内は阿部豊後守殿より御頼みにて召抱へられ候。其の後北島外記騷氣にて跡潰^{つぶ}れ候を喜内に被^か下、北島覺左衛門と申し、二の丸牡丹矢の節覺左衛門、副島兵左衛門浪人、覺左衛門は多久殿へ御預け成され候。

隆信公の御時四天王と申したる勇士は、百武志摩守、木下四郎兵衛、成松遠江守、江里口藤七兵衛なり。(江里口の末は神代家中^{かみよ}に有^あ之由)

中野名字兩流の事 中野甚右衛門一流は武雄の分れ西目の中野の城主なり。中野奎佐一流は古瀬郷中野村の城主なり。奎佐嫡子勘解由次男勘右衛門なり。

中野八兵衛、相良權右衛門、光茂公の御衣装納戸役にて候。兩人同船にて上關に於て破損、兩人共に相果て申し候。八兵衛實子無之弟宗三江戸にて醫學仕り罷在り候を、召寄せられ、八兵衛家督下され、還俗仰せ付けられ勘右衛門と申し候。始め實子無之候故、中野左次男勘右衛門を養子仕り候後に、宗三實子兩人出生仕り候。一人は竹田權右衛門へ養子に遣はし候。權右衛門は元來上方衆にて候。御料理人に召抱へられ候。段々御奉公仕上げ申し候由。左候て宗三隠居後又々醫師に成り申され候。醫師の御用にて新に百石下され候。此の御知行を實子宗見に譲り申され候。宗三江戸在番の内妾腹の子出家致し、上野三別當の内東漸院と申し候なり。又宗三娘藤井清右衛門妻なり。相良權左衛門は當歳の娘一人有之候。求馬(最前の名鶴助次郎)を家督に仰せ付けられ、權左衛門娘と後々嫁娶可仕旨仰せ出され候。其の後求馬儀、段々御加増下され候に付求馬願ひ奉り候は「相良跡式の儀は娘に似合の入婿を取り候様、仰せ付けらるべく候。娘の年某に似合申さざる。」由申上げ候に付て、權右衛門跡式は福地彌左衛門弟八左衛門を入婿に仰せ付けられ候。求馬には鍋島一雲妹嫁娶仰せ付けられ候。福地吉左衛門嫡子彌右衛門次男八左衛門三男太左衛門なり。

大木兵部入道宗繁は、堀切の城主蒲地一門にて候。鎮並御征伐の時、筑後より御國へ罷越し、御恨み

申上げ、「切腹可仕」と申し候を色々御宥め、忠心を御感成され、召抱へられ候。最前は小身にて内證支へ、組衆被官の出入に茶煙草出し申す儀も罷成らず候。夫故夫婦代り飯を取り、茶の間に麴を据置置き朝夕の米を分け候て打ち入れ、夫にて組衆の取持仕り候由。元祖兵部入道(入道宗繁)二代兵部(子息有馬働)、三代彌左衛門、四代兵部(始權之丞、後勝右衛門)、五代左助(後勝右衛門、八右衛門、兵部、牧太、道貫)。

鍋島喜雲の子五郎左衛門と申し、無双の曲者にて候。有馬討死なり。中野將監妹婿にて候。實子無之候處、鍋島市正殿の弟養子仕られ、千手外記と申し、勝茂公の御代に鍋島傳右衛門悪事仕出し、御仕置仰せ付けられ、其の後小身の者に御名字下し置かれ候へば、悪事等仕出し候節名字の難に成り候間、惣領家ばかり、鍋島を名乗り、其の外名字を替へ候様にと仰せ出され候。此時千手名字に成り候なり。

御船印角取紙の事 高麗陣の時諸手の船には印ありて此御方の船ばかり印無之候に付て、御船頭池上六太夫即座に鼻紙を収集隅取紙にて御船印に仕り候なり。

政家様御舅有馬越前守入道仙岩義貞（或は義定）と申し、前名修理太夫晴純と申し候なり。子息左衛門佐義純なり。義直は仙岩の養子波多氏なり、政家公の夫人は仙岩の女なり。

慶長十九年有馬左衛門太夫日向へ領代仰せ付けられ候節、此御方御領に成り候に付、加番の爲多久長門守罷越し十月より十二月迄相勤め罷在り候。

盛徳院殿家來何某、或時咄の次に申し候は、「頼切の人を御持ち成されず候。拙者は常々は何の御用にも立ち申さず候へども、一命を捨て候節は、拙者一人にて候。」と申し候。盛徳院殿以外の外立腹「家中の者一人も命惜む者可有哉、高慢の儀を申す。」と候て、手打あるべき様子に候故、驕より引立て申し候由。

寛永二十年長崎御番、向後松平右衛門佐殿と一年代りに仕るべき由仰せ渡され、翌正保元年二月御暇にて御下國の上、筑前より右御番の儀に付、使者参り、北の使者屋に罷在り候。此の節勝茂公使者屋へ御見舞成され候に付、座の前に中門出來申し、今に有之候。左候て御差し遊ばされ候御腰物、御

手自ら使者に被下候由、普周咄の由なり。

嘉瀬蓮乗院増闇は（能書なり）管崎の別當なり。病氣にて歸國、肉食無之候ては本復無之症の由に付、直茂公より潛に肉を遣はされ候。本復以後之を承り、扱は出家にては無之と候て山伏に成り申され、其の屋敷今の圓成院なり。重ねて直茂公より介抱の爲鹿江氏の娘を遣はされ、出生の子圓城寺美濃守なり、島原にて戦死なり。此の跡權兵衛なり。（増闇弟増算は川上實相院住持なり。）

紀州様は勝茂公の御嫡子に候へども、高源院様御子様御取立成されず候て叶はざる事に候故、直茂公思召に惣領に生れ、器量勝れ候へば後に大事も有之べくかと、養子に成られ、小城御隠居遣はされ御仕立の御家來御付け成され公儀御勤め御願成され候。甲州様は忠直公御死去後過半御惣領に相定られ、惠照院様御再嫁迄遊ばされ候へ共御家中合點仕らず候に付て、光茂公御世に成り候故、自然不氣味にも思召さるべきやと、公儀御勤相願はれ候。泉州様は初は勝屋勘右衛門養子にて候。勝茂公御舍弟和泉守殿は小川の家督にて小川平七（半助とも）と申し候。江戸へ證人差上られ候に付、小川名字にては罷成らず、鍋島和泉守と御名乗り、御上り成され候。御前首尾よく、矢矧五千石御加増にて候。御

子の孫平太殿、勝茂公御不和にて、鹿島召上られ、義絶にて候。其の節和泉守殿跡を紹龍様へ遣はされ、公儀御願御勤め成され候。前廉孫平太殿養子なり。

石井前傳右衛門江戸御參觀御供の留守、女房弟と密懷致し候に付て、一門中より打捨て申され候。彼家を其の頃畜生門と言ひて二門残らず不通に致し候。悴次左衛門女房は山本前神右衛門娘にて候を中野一門より取返し申され候。傳右衛門は江戸にて遊女狂ひ仕り候央、御式臺へ鍋島主膳様と書付け候文箱、遊女町より持參候に付、斯様の名前此方御家中に無之由申し候へば、紋所人體委しく申達し何れ相渡さず候ては罷成らざる由申し候。傳右衛門に紛れ無之候に付、引付歸し申し候。此事隠れなく、御耳に達し、科仰せ付けらるべきやと聞合せの爲、吉原へ中野將監遣はされ、其の後何となしに差下され候。一番乗仕り候者故差免され候と相聞え候。然る處、右の遊女御國へ尋ね下り候。傳右衛門力及ばず、先づ宿許へ呼入れ申し、此の事顯然切腹仰せ付けられ候。其の時分大木兵部、中野内匠、鍋島舍人御前へ罷出で候由、是は御殺し成されざる様にと、申上らる爲かとなり。次左衛門十二三年浪人にて罷在り候處、歸參仰せ付けられ候。其の子傳右衛門又浪人なり。

千葉の先祖西國下向の時、海上にて難風吹き船破れ、難儀の節、鮑集りて舟の破れ所を塞ぎ、助けたりとなり。其の後千葉一家家來迄も鮑を喰はず。若し誤つて食すれば身内に鮑の形腫れ出で候由。

松崎彦右衛門は金右衛門弟にて候。御小姓に召仕はれ、おらんと申し、後御名字下され三百石拜領、諫早豊前殿（水月院）御娘縁組仰せ付けられ候。實子無之に付て、十左衛門御末子内記を養子仕られ候。父子中惡しく公事出来身上召潰され、御扶持方下し置かれ候。綱茂公御代に松崎名跡に鍋島一雲末子源太左衛門（後に不入と申し候）を相立てられ、百五十石下され候なり。

鳥巢甚右衛門は土肥進之允組足輕にて候。女房に娘一人附け離別致し候。右女房母子共に、お春様御側に御奉公に罷登り候。娘は光茂公召仕はれ、後に岡部權之助女房に召成され候。其節實父甚右衛門侍に召成され候。母は野口新右衛門女房召成され候。新右衛門後の女房にて候。男一人出生候を、光茂公御卒去の節玉林寺に出家になし、其の身も尼に成り申され候なり。

來迎寺村は白水村と申し候、寺有之故、唱替へ申し候、川久保に白水名字有之なり。

星野惣右衛門は母懷胎の時、常に抹香を呑み候由。五歳の時、「浮世はつきせぬもの」と云ふ小歌を聞きて疑團を越し、半日程座禪致し候。一生不思議多し。上洛の時、夢中相傳の高王觀音經を、女院様より御所望に付書き候て差上げ候。御禮の爲、名香八重垣外一種拜領仕り候。此事相知れ、浪人仰せ付けられ候。二十八歳（三十一か）にて死去。元來大木正兵衛子なり。星野へ養子に參り、部屋住にて浪人故大木惣右衛門とも申し御小姓役の時文四郎と申し候。

相良市右衛門書置の奥書に、「右之通り申置き候ても子々孫々に至り相守り申す間敷と存じ候。其の謂は我等五歳の時より酒を好み、大酒仕り候に付、度々意見に合ひ申し候へども終に承引仕らず候。然れども意見に逢ひ申し候脇は少し控へ申し候。それ故書置如レ斯候。」と。

德善院の歌仙、繪は土佐、歌は飛鳥井雅章なり、彦山の歌仙（倉永利兵衛）櫛田宮歌仙（關正伯）川上社（増闇）蠣久天神（星野惣右衛門）

翁助様（宗茂公）は鍋島彌平左衛門與賀石橋の屋敷にて御出生、與賀の御氏子なり。向陽軒御普請の

間右屋敷に御座成され候。

東福寺の大涅槃、日本一幅なり（兆殿司筆）。綱茂公より藤本父子へ仰せ付けられ候へども寫し相叶はず、經師若井利左衛門へ仰せ付けられ、役僧へ頼み入り、衆會に詮議の處何れも罷成らずと申し候。役僧申し候は、「日本一幅の重寶なるが、自然燒失などしたらば斷絶なり。由ある所望と見えたり、かげを預け置き度く。」と申して寫させ候。成就なき内に御卒去に付、利左衛門より、高傳寺に寄進仕り候。日本二幅の大涅槃なり。

鍋島玄蕃は千葉なり。身上八百石、内方は壽峯妹桃隱院と申し嫡子玄蕃二百石になる。内方相良求馬娘、後に取返し申され候。玄蕃跡に志摩弟孫太郎へ五十人扶持下され、後に出入有レ之候て、召上られ候なり。

千葉氏
鍋島玄蕃
（加判家老）鍋島宗碩

千葉太郎助（初名大學）

光茂公御他界の時、御香典の儀御家老中御會議に、近年御並方の御大名の例、御悔み御奉書遣はさ

れ候迄に相極り居り候。其の頃村山長左と申す御城坊主、久敷御出入仕り、娘は寂光院様召仕はれ、此御方より御出入扶持なども下し置かれ候者にて候が、御城にて日記役柴田助右衛門殿へ申し候は、「私は古き者にて鍋島家は久しく出入仕り候。故信濃守殿卒去の時分、御香奠拜領と覚え居り申し候。明祿三年にて候御日記御覽成され度。」由申し候に付て、御改め候處、長左覺の通りにて候。助右衛門殿申され候は、「今日御僉議相々奉書判形も唯今相濟み参り、明日相渡さるる筈に候。よき折存じ付き候。則ち月番の御方へ申遣はさるべく。」と候て、夜中に伺はれ候處、「格別の通りたるべく候。明日御僉議あるべく候。御香奠は今夜御納戸へ申付け候様に。」と御返答の由、此段翌朝長左御屋敷へ参り、老後の御奉公本望の由咄仕られ候なり。

宗龍寺に佐々木宇治川先陣の時の鞍有之由、御寄進物の由、由緒尋ぬべく候。

妙雲寺は佐々木殿の寺にて候。佐々木殿へ日本の半分下さるべき由頼朝御約束の所、治世の後、右の驗しに一國に一郷宛下され候となり。宮川は佐々木殿知行の由なり。

一鼎は浪人にて、梅の山に住居にて候。倅安左衛門に知行下され、一鼎は隠居分にて山居仕られ候。御用仰せ付けられ、上京の時分、下村三郎兵衛聞番にて候が、一鼎に申され候は、「長々の浪人にて酒などもまゐるまじく。」と申され候へば、「山中にて見たこともなし。夫よりは飯もなく、麥粟ひえなど釜に入れ置き、望の時たべ申し、汁もくたことなし。」と申され候へば、先づ寒夜など酒なしには寝入られ申すまじ、其の食は喰はれ申すまじと申し候に付、一鼎申され候は、「寝られぬときは寝ず、眠らるゝときねる、喰はれぬ時は喰はず、喰はるゝとき喰ふ。」と申され候。又、「三郎兵衛もぎどうに物を反へ切る故、夫にては人の爲に成らず、徒然草のあづまをとこなり。」と意見候由。

六角主計白石六角の住人、佐々木氏の由、歸依寺過去帳に先祖書載有之候を、正徳四年下向の節改め申され候由。

多久長門殿首尾悪しく候て、隠居仰せ付けられ候節、家中大勢迎に参り候。即ち多久に引取り候様に。と申し候。長門殿御申し候は、「多久へ引取り候ては上を恨み申す様に相聞え候。一生佐賀の地を離れ候儀罷成らざる。」由にて、赤松屋敷に隠居の由。

江戸三島町とは、昔島津、鍋島、對馬（異本に福島、鍋島、久留島）屋敷有之候に付、三島町と申し候由。此御方の御屋敷は、今増上寺所化寮の邊の由、長譽咄の由なり。右の代り打越屋敷烏森の近所なり。此の代り愛宕下なり。今松平若狭守屋敷なり。此の代り櫻田西の御添屋敷大田原殿屋敷なり。

青山御屋敷と蓮池の屋敷、證人屋敷なり。其の脇に籠屋敷あり。其の脇にお長様の御屋敷あり。今は一つに成り候由。

下村左馬助三男を枝吉利左衛門と申し、善右衛門養子なり。左馬助娘石田安左衛門女房なり。下村七右衛門弟勝屋新右衛門にて候。五郎右衛門親なり。最初はシャウヤと唱へ候へども、他方の衆聞き知り申さず候に付、後はカツヤと唱へ申され候。七右衛門勝茂公の御鬢役の時分、御藏の銀五十貫目失せ申し、御藏坊主江藤傳介申上げ御穿鑿候へども相知れ申さず、傳介自分に山伏を頼み、よりを立て祈り申し候處に、より、口走り候は鬢を撫で、「是が取たり。」と申し候。扱は七右衛門にて候と取沙汰有之、御前にも聞召され、七右衛門家内改め有之候へども、相知れ申さず、其の時分御城供部屋の前に札を立て此の下に御藏失銀ありと書付有之候を、中野數馬見付け、御城にて申し達し候に付、堀らせ申

し候處残らず出申し、其の時是も七右衛門致し候事と申し拵へ候。夫に付下村一門より訴へ出で候に付、別に遊ばさるべき様無之、傳介と山伏兩人生害仰せ付けられ候。七右衛門後には御留守居役相勤め、小男白鬢御國口を申し候て、人に知られたる人にて候なり。下村の長興寺は生蓮開基にて候なり。

御寄合日の事、小寄合日（御親類、御家老、年寄、大目附、請役所、中目附、大物頭、寺社奉行、町奉行役人）

大寄合日、四日、五日、二十一日、二十二日（御親類、御家老、年寄、大目附、請役所、中目附、今は御親類なし）

評定所參會十四日（元十三日、今又十三日）二十六日。

向陽軒は勝茂公御建立召置かれ候。御宮は光茂公御建立なり。

千布太郎左衛門女房は勝茂公の御女中にて候を、太郎左衛門へ被下候。戸田殿御姫御腹に御出生の伊勢松様御死去の節太郎左衛門女房呪咀し奉り候に申拵へ、生害仰せ付けられ、太郎左衛門浪人仕り

候。其の後柴田宗俊と改め申し候。直茂公の御物語を書き集め申され候。柴田聞書と申し候なり。

盛徳院殿御死去の時、追腹人光茂公差留られ候。御使彼屋敷に参り申渡し候へども、兎角御請申上ぐる者無之候。其の中に石丸采女(後名清右衛門)末座より申し候は、「若輩者の推参に候へども、御意の趣御尤に存じ候。私儀山城殿の御恩を忝うし候者に候へば、一途に追腹と存じはまり候へども、殿様御意を承り、其の理に詰り候上は、面々は兎も角も某に於ては、追腹存じ留り、世繼に奉公可仕候。」と申し候に付て、何れも同然に御請申上げ候由なり。

大膳妻女は鍋島市佑娘にて候を、勝茂公御養子に成され、大膳へ下され候。有馬陣の時、御引離し成され候。配所へ内方より使を遣はし申され候へども、一度も文を見申されず、「可愛事は限りなき事に候へども、主人より離別致させ候女房の文を、陰にて候とて、見申す事は本意に非ず。」とて返し申され候。後には、「最早存命の用事無之。」と申し候て食を絶ち、大酒仕り候故、血を吐き相果て候由、後には妻女に飯米料百五十石下され候なり。

大膳子 (元名長助)

次郎右衛門——正左衛門——次郎右衛門(切腹跡断絶)

(有馬初陣十四歳)——岡山庄九

次郎右衛門切腹の時、四郎(天草四郎時貞)が旗預りの爲庄九へ御切米下され、旗預り申し候。御家老衆書き物副はり居り申し候。大膳事元來蒲原氏なり。始御小姓相勤め、段々立身四百石下され、無双の曲者にて候故、故鍋島大膳殿の跡式下され、武勇にあやかり候様にと仰せられ、御名字下され大膳に召成され候。御小姓三年相勤め、手枕をさせ申し候に付、片腕なえ申し候由。

深堀茂宅事太閤様より直茂公へ御預け、其の後御免成され候へども、御断にて、御家來に罷成られ候。御預の謂口達あり。

深堀猪之助は元田代名字なり。一説に鎮並落胤にて候が鎮並御征伐の後母御國に落ち來り隠し置き候を、安藝殿抱へられ候とも申し、勝茂公長崎御番仰せ付けられ、御下り深堀御逗留の内、猪之助召出され、柳川有馬の戦功に付て、諫早の内にて高百五十石下され候、右の御禮に御成り仕度き由、中野數

馬を以て願ひ奉り、成らせられ候節、御紋付御小袖二、忠吉の御腰物拜領せられ候。此の節猪之助より兼て用意仕置き候物にて候間、何ぞに召使はれ下され候様にと申し候て、銀子百貫匁進上仕り候。志は御大慶なされ候て、御返し遊ばされ候。此の節深堀置物に成り候由。深江氏咄なり。

有馬左衛門佐所替に付、島原を此御方へ御預り成され候節在番安藝殿、代官有田氏仰せ付けられ候。其節安藝殿自分に米千石籠置かれ候。此の段勝茂公聞召され、御書遣はされ候由。(右島原領、直茂公へ御預にて候。大阪御陣時分も御代官にて候由)

鍋島助右衛門殿近所の法華寺(異本浄土寺とあり)に談義有之、聽聞の爲、助右衛門殿娘參詣、寺より直に若黨と二人駈落方々探索候へども相知れ申さず、程過ぎ候てより、肥後の家老に妾奉公仕り居り申され候段相聞え、取手度々遣はされ候へども、差出し申さず候に付、成富兵庫仰せ付けられ、則ち熊本へ罷越し、加藤主計殿へ御目に懸り、「右女差出され候様に。」と申し候へども、「此方へ駈込み申したる者に候へば、相渡し候事罷成らざる。」由に候。其の時兵庫申し候は、「御自分高麗にて御難儀を見次ぎ申し候節は此返報に何事にも以來承るべくと仰せられ候。此の無心を右の返報に申請くべくと存じ

罷越し候が、御一言無に成され候哉。」と申され候。主計殿、「此上は力及ばず相渡すべく候、命を御助け給はるべきや。」と御申し候に付、「其の意を得候。」由申し候て、連れ歸り、後に生害。扱助右衛門父子には切腹仰せ付けられ候旨、檢使押懸けられ候。折節碁を打ち居り候處、檢使罷通り候へば、「御尤の事に候。先づ碁を御覽候へ。」とて、打仕舞ひ申され候。然る處家來共十八人罷出で「御供仕るべし。」と申し候。檢使「如何」と申され候へども、子息織部殿庭に下り、「思ひ切たる者共に候間、某介錯仕るべし。」と十八人共に首落し、父子切腹なり。屋敷沿ひの川、一筋血に染み申し候故、其比は血川と申し候由。助右衛門殿末子二人、乳持ども抱き逃げ申し候。蒲原善左衛門、鍋島又兵衛なり。織部殿の子後に鍋島源右衛門と申し候。右の節、直茂公仰せに、「人を持たずして事を缺ぐ。」と御述懐にて候由。是は助右衛門を申乞ひ候人無之故にて候哉となり。

高源院様御年寄朝倉久左衛門浪人に付、代役千住久左衛門仰せ付けられ候。久左衛門子善右衛門(枝吉利左衛門躰)江戸にて喧嘩切死仕り候に付て、跡式斷絶仕り居り候を、光茂公久左衛門躰今泉傳兵衛に善右衛門跡式相立てられ、今泉の跡は次男六郎右衛門に下され候。其の後傳兵衛を元の如く今泉名字に召成され、六郎右衛門を千住名字に仰せ付けられ候なり。

諫早岩見守殿の御女 鍋島玄蕃(宗碩)室、小川前舍人室此二人へは、勝茂公より化粧田五十石宛遣はされ候。

納富常院殿(始の名左馬輔、家輔、或は賢景)へ直茂公の御姫様御嫁娶成され、御姫(公御料人)一人御出生の處常院殿島原にて戦死に付て、主水殿(日妙)へ御再嫁成され、此の時納富家八千石斷絶仕り候。(一説に直茂公より後室と息女に新地千五百石下され候と云ふ)其の後公御料人へ化粧田七百石遣はされ候。須古安房守殿の三男市佑殿を公御料人へ御取合、納富家七百石にて相立てられ候。市佑殿段々加増にて千四百石に成り申し候。市佑殿隱居料三百十五石差分け置かれ候を、息子(道圓)の次男十右衛門殿へ譲り申され候。鍋島庄兵衛家なり。本家は千十五石にて候を、九左衛門殿病氣に付、領知召上られ息齋殿へ二百人扶持被下寶永六年六百石被下候なり。

成富兵庫知行千七百石にて候。實子無之故、太田殿より養子致し置き候處、山城殿(盛徳院)を兵庫養子に遣はされ候。其後實子一人出生家督を養子十右衛門に千石、實子五郎兵衛に三百石、山城殿へ四百石譲り申され候。山城殿へ新地二千六百石被下三千石になる。成富家此の時より千石に成り申し十右衛門跡式を後藤の若狭殿の弟民部殿へ仰せ付けられ候處、出入有之候て、取返され、成富家十四五年斷絶の處、山城殿御心遣にて諫早石見殿の四男十右衛門殿(獨幽)を本知千石にて相立てられ候。十右衛門殿は最前諫早の證人に江戸へ相詰められ候。幼少の時分は御城にて御育て成され候。勝茂公の御孫にて候。(五郎兵衛は肥前様へ御年寄相勤め候。忰左内の代に至り亂心自害仕り、斷絶仕り候。左内子藏人光茂公召出され候。)

近代四家よりの證人、諫早は十右衛門、須古は市兵衛(大膳)、多久は民部、武雄は十兵衛。

薩摩御和談の節人質の爲最初は小林播磨守、二番土肥出雲守弟平左衛門、三番副島長門守、右何れも五六箇月宛にて差返され、天正十四年六月半頃、彼地より納富但馬守子を質に差出され候様にと有之候て、秀島進士左衛門主従八十四人にて罷越し、薩州化導院と申す在所に簗田信濃守三百餘にて警固きびしく仕り罷在り、難儀仕り候由。進士左衛門は但馬守弟にて千石なり。薩摩へ遣はされ候節、政家様より日足の御紋、御腰物下され候て、頓て薩摩へ取懸らるべく候間其節は自害可仕由仰せ付けられ候。其の時但馬守より五郎川善左衛門相附け遣し候。然る處秀吉公御發向と相聞え候に付て、此節御歸無

く候はゞ、以後は手下に成るべくと、五郎川勸め候て、伊集院幸侃へ書狀殘し置き罷歸られ候。途中にて政家公御先陣に參會候を、御目附衆見合ひ様子承られ候。御歸陣の後五郎川へ御褒美の爲三十石被下、本知納富家にて四十石にて候。其の後又知行召上られ候。扱又勝茂公の御代には十五歳の世忤には親死後の知行召上られ十五歳以上の者も家督取り申さざる内に親相果て候へば、本知の内少しづゝ下され候。進士左衛門死後に忤九郎左衛門へ二百石下され候へば有難き仕合と早速御請申上げ候。翌日百石御加増被下候。九郎左衛門子與左衛門疎行にて浪人、其の後百石にて召直され候處、又浪人仕り候。生三の一門何某も九郎左衛門同日に親跡式の内二百石被下候處に、御請申上げず候故、召上られ、今に姉川家の家老にて罷在り候由。

御家に元來足輕は無之候。高麗にて諸家中に足輕居り申し候て、相働き候に付、二男三男とも供仕り罷越し候を、新に足輕に仰せ付けられ、此の時より始まり申し候由。(大阪御陣の時、江戸御普請夫を、俄に足輕に召成され候由。此事に紛れ候か。可改之)

關將監殿跡式二千石左京殿(觀性)へ仰せ付けられ候。然る處神代辨之助殿御死去に付、左京殿を神代の家督に遣はされ候。其の節關家の二千石も相加へられ、都合六千石になり申し候。光茂公御代右兵衛様を二歳の時左京殿へ養子に遣はされ候。左京殿御實子左近殿御出生に候を光茂公御養子に成され、右兵衛様御家督の節、關家二千石を左近殿へ遣はされ、神代家元の如く四千石に成り申し、左京殿初は岡部名字にて候。後に鍋島飛驒殿又内記殿と申し、大物頭に仰せ付けられ候節、四百石御加増にて候。高源院様御存じの山一通左京殿へ遣はされ候も、今内記殿領内に罷成り候由。

主水殿死去の時分、御加増一萬石遣はされ候へども、御請無之候故、淡路殿へ御加増遣はさるべき内存にて、公儀御代替りの御祝儀御使者仰せ付けられ、歸着の上御加増の筈にて候處、成富兵庫殿江戸勤の時分にて、淡路守殿着以前公儀御使者、兵庫殿相勤められ候。(此儀口述あり)夫に就て淡路殿は徒に罷下られ候。夫より病氣差出申し、此事御袋天林様御述懐に付、安藝殿高傳寺にて御法事の時分、兵庫殿を取伏せられ、證文差出し申され候に付、天林様へ遣はし申され候。其の證文今に有之由。(片田江川浪屋敷主水殿下屋敷なり。死去六七年前片田江屋敷にて妻子暇乞、直茂様御夫婦様も御立、夫より佐留志引込申され候。此の川浪屋敷今の鍋島六兵衛、三上與總左衛門兩人の抱屋敷なる乎。)

吉刻付の事 永祿九年大友宗麟高良山に出張して、龍造寺を圍む。時に城を開かるべきや否やの、吉凶を泰長院震龍に占はせらる。在城吉とす、と占ふ。果して御利運なり。夫より今に至りて、歳暮年始御規式吉刻付泰長院より進撰の由。

歳暮大魚の庖丁の事 天正元年十二月龍公西肥前御征伐の處、所々平均、唐津に於て御越年の節、漁人鱒を獻ず。大魚を得たりと御喜悅、則ち庖丁仰せ付けられ御祝成され候。此の吉例なり。又大イヲと唱へ申し候事も御國に限り候なり。

御鎧祝の事 元龜元年八月二十日今夜討御利運、慶長五年十月二十日柳河一戰御利運に付、正月二十日御鎧祝と云ふ。一説に古來より天下一統に正月二十日鎧祝の由。大猷院様御忌日に付て其の後十一日に替り候由。

政家公御勤御斷の事 秀吉公御前にて將棊を遊ばされ候を、大名衆拜見退出の時分、政家様御立ち成され候へども、御足しびれ御歩み成され候事相叶はず、御匄ひ成され候故、皆々笑ひ候由。政家様

は大兵御肥滿にて、常々膝御立て成され候事、相叶はせられず候。右以後御出仕相叶はれ間敷と思召され、御斷仰せられ候由。

土佐の御前の事 政家様の御姫太閤様より毛利豊前守殿（勝豊又定政とも云ふ）へ御婚禮仰せ付けられ候。其の後太閤様召仕はるべくと候へども、罷成らざる由、御姫様仰せ切られ候。此事政家様御差圖にて候儀と、太閤様御憤り候て、藤八郎殿（政家の嫡子龍造寺高房）御取立成兼ね申し候由。毛利殿は土佐にて御領地御座候故、土佐の御前と其の頃申し候由。

山内御支配の事 勝茂公御代迄は山内の者ども、神代の遺風にて佐賀へ不順事のみ有之候に付て、誰ぞ支配の爲遣はさるべくと、人柄御選み成され候へども、其の器量無之、鍋島舍人殿二十一歳にて仰せ付けられ候。松瀬に屋敷取立相越され候處、御目がね少しも違はず、山内の者共親しく罷成り、後に舍人殿を主人の様に取持ち、夫より佐嘉へも順ひ申し候。山内に刀さし五百人仰せ付けられ、鐵砲一挺宛用意致し罷在り候。皆舍人殿存じにて候。今以て山内一通は彼家の支配にて、外に被官かけ候事新には罷成らず候。近年迄は山内本庄、鍋島の代官、下代は彼家の組衆より相勤め候。初て御代替には殿

様山内又は川上迄御越し、山内の者共へ、御目見御酒拜領、献上物御禮に又々献上物仕り、大庄屋四人御城に罷出で、御酒拜領仕り候。不時に山内御越の節も同前なり。委細佐保十兵衛日記寫に在り。

勝利間者の事 小副川左衛門は神代家の者にて候を、佐嘉に奉公させ、御軍配の次第書付け、高岸の××を便にして勝利に通じ候故終に相知れず、毎度御手に入らず候由。

龍造寺御城の事 御本丸は今の諫早殿屋敷、二の丸は多久殿屋敷にて候。泰長院は元は西の丸にあり、八幡宮は武雄殿の裏門の前に有之候由。御城御普請慶長十九年の頃、今の處に直り候由なり。本行寺、北御門内より御門外に御引直しの由。

江戸御屋敷の事 家康公御城御普請の頃、勝茂公御見聞にて、櫻田、麻布、青山、龍土町、中屋敷、三島町へ六箇所仰せ請けられ御取立成され候。櫻田御屋敷前の見附、昔は無之候。今の鍋町は此御方御藏屋敷にて、中門より出入有之候。其の後見附出来候時分はくゞり門と申し後に姫門・鍋島門・油門とも云ふ。御藏屋敷町に成り候節は、江戸町敷の外にて名も無之候を鍋町と唱へ來り候由。御出入の御

用聞老人木屋次兵衛咄し申し候なり。

小川殿家督の事 武藏守殿の御子御兩人高麗にて御病死、三男は神代殿養子に付、勝茂公の御舍弟平七郎殿(半助)を小川家督に相立てられ候。然る處に平七郎殿を公儀へ證人に差上げられ候に付、鍋島和泉守と御改め、小川名字絶え申し候。夫に付神代伯耆殿へ武藏殿の血筋御尋ね成され候處、武藏殿の掣千布惣右衛門の子四兵衛其の子舍人罷在り候由仰せ上げられ候に付、小川名跡五百石にて相立てられ候由。

鍋島帶刀殿御中直りの事 和泉守殿を公儀へ證人に差上げ置かれ候處、御小姓に召成され、首尾よく矢矧にて五千石御加増下され、御息孫平太殿御子無之に付、和泉守(紹龍)を養子に遣し置かれ候。然る處に孫平太殿へ御意見成され候事共に、勝茂公度々御意見成され候へども、用ゐられず。却て存分とも申され候に付、義絶成され、和泉守殿御取返し、鹿島の領地御取上げ、和泉守殿へ遣はされ候。光茂公御代に成り、孫平太殿の御息帶刀殿の男大久保甚兵衛殿より、久世大和守殿御家中の時分、甚兵衛殿縁類に付、御中直りの儀頼み入られ、大和守殿より光茂公へ據なく仰せ入れられ候に付、御納得成され、

「孫平太事は信濃守義絶仕たる事に候へば、面談罷成らず、帶刀儀は中直り仕るべき。山仰せられ、帶刀殿御面談成され候。其の後内匠様を帶刀殿御養子成され候なり。(今の遠州の内にて候山)」

鎌倉屋太郎左衛門事 有馬一亂に付、勝茂公御下向の時分、箱根の峠鎌倉屋より、強飯酒杯を道端へ取出し、御供中に馳走仕り候。山中にて食物無之上下其日の難儀を凌ぎ候事御満悦成され、以來御本陣に成さるべき山、御詞下され候。夫より御紋下され御宿に罷成り候。鎌倉屋は元來細川の本陣にて、其の節細川と取違へ勝茂公に御馳走申上げ候山。今に御往來御立寄の節任例の強飯差出し候山。

金丸氏並立川杵右咄。小田原宿久保田屋七右衛門事有馬一揆に付、細川、黒田、勝茂公小田原宿段々御通り、御本陣亭主共出會、銘々の行列を褒め申し候處、此御方の御供立不埒の旅行にて候を、何れも誇り、「あれにては城攻心元なし。」などと申し候。其の時久保田屋立腹致し、「道中の行列が、城取の益に立ち申すものと存じ候哉、細川、黒田は旅中ばかりいかめしく、長々の道中に草臥候て、敵合には益に立ち申さず候。肥前衆は物馴れ候故、隨分道中にてくつろぎ敵合を第一に心懸け罷越し候に付、あの通り。」と申し候へば、皆笑ひ申し候故、久保田屋せきあがり、「さらば此の度の一番乗、首賭。」

と申堅め候。さて落城の早打を待懸け候處、細川の飛脚罷通り候に承り候へば、「細川一番乗。」と申し候。「約束の如く久保田屋首を出し候様に。」と申し候。然れども一番飛脚にては實否量り難く待合せ候處、黒田飛脚罷通り、「黒田一番乗。」と申し候。其の次此御方の飛脚罷通り、「一番乗。」と申し、區々にて議定仕らず候故、江戸へ罷越し、公儀御註進聞合せ候處、鍋島一番乗紛れ無き由承り届け、久保田屋相手の首を取り可申と仕懸り候。所の者ども扱ひ候へども納得仕らず。領主御聞き、「町人として武家の批判仕り、不届」の由にて三人共に追放に逢ひ申し候。後に歸參仕り今に此御方御本陣なり。

大阪御普請の時の役付、惣奉行(御家老衆)、四組頭、二百人頭、行合、奉行、下奉行、下割、副衆、浮奉行、横目、銀遣、大工頭。

賢崇寺は、肥前様御位牌堂、惠照院様御建立成され、寺號賢崇寺と申し、新規の寺社破却の時分、芝の正重寺を引直し、寺號御替成され、御寺に御取立て成され候。寶永五年當住玄證和尚、公儀へ寺號改元相願ひ、賢崇寺と改められ候。賢崇寺に長靈院様御石塔有之、是は傳高院様の御石塔の由、久我勘右衛門申され候。

御出生御屋敷の事 隆信公は水ヶ江の御館、直茂公は本庄千本松、勝茂公は龍造寺二の丸（圖書屋敷の西、多久屋敷の東、今の御馬屋なり）千本松は賢譽様の御屋敷、堤氏代々御番勤め候。（賢譽様は直茂公の御姉鍋島伊豆の御内方）

御三人御元服の事 紀伊守元茂（三平殿）慶長十九年より在府、元和五年元服。甲斐守直澄（千熊殿加賀守）寛永十二年元服。和泉守直朝（刑部太輔茂繼）寛永十七年元服。

高源院様御在國の事 慶長十年五月伏見にて御婚禮、六月御下國、元和八年夏御參府、御在國十八年なり。

慈悲小屋の事 光茂公（寛文三年亥卯十月吉日奉行友田彦兵衛敬白、四方に石佛相建てられ候。銘書如レ斯）御代初に慈悲小屋仰せ付けられ候。其の後天和二年戌、新小屋仰せ付けられ候。吉茂公御代（寶永七年寅五月より七月迄に成就）新小屋百軒仰せ付けられ、新入の非人へ一箇月飯米下され候。

多久圖書殿の事 多久長門殿（安順・天叟）御子無レ之候故、後藤貴明の實子彌次郎家忠（初め晴明）の子圖書殿を養子に成され、家忠の御内方は長門殿の妹にて候。左候て太田正左衛門茂連の息女を勝茂公御養子にて、圖書殿へ御取合せ候。後に父子仲悪しく、圖書殿は佐留志の鳥坂に引込まれ候。鍋島圖書と申し、圖書殿の子美作を長門殿の家督に相立てられ候。七歳より家來一人にて、順長老へ相付けられ、勤學なり。圖書殿へ飯米料三百石上より遣はされ候。圖書殿死後に末子小田藏人へ右三百石下され、跡相立てられ候處、藏人若死故、多久民部に仰せ付けられ候。圖書殿萬治二年己亥六月二十一日死去、法名久山隆永、八戸龍雲寺に納められ候なり。

本庄鍋島の百姓共、年頭御目見、御代替には御樽肴進上仕り候。盆には高傳寺參詣仕り候なり。毎月御先祖様方御命日毎に線香、野菜差上げ、鍋島本庄の百姓共、五六人宛、御寺參詣仕り候なり。

御聖靈祭の事 陽泰院様御剃髮の節、楊柳寺住持正意御剃髮申され候。毎年御城の御聖靈祭に、正意罷出られ候に付、今以て楊柳寺住持相勤め申され候由。

千本松御祭の事 本庄千本松は賢譽様御屋敷なり。清久公御代より千本松にて彦山祭遊ばされ候。御祭料の爲田地二反六畝五歩御附け成され、鍋島内記頭人にて、三年に一度、二月十日前後の吉日に御祭にて候。御神供直に御城に上り申し候。未明に徳善院に参り、三汁十菜の御料理畢つて其の座より、直に彦山へ参詣仕られ候。其の次に高傳寺の僧衆残らず御振舞、並に本庄郷中僧俗男女御振舞なり。賢譽様は直茂公の御姉、鍋島伊豆御内方なり。御年籠御代参、徳善院並鍋島勘右衛門、鍋島藤兵衛兩人間一人御代参隔年に相勤め申し候。徳善院下向、正月四日御目見なり。

勝茂公御代に徳善十二坊御取立成され、其の節の入具、清き銀、清き米にて可仕候由、山本甚右衛門への御印今に有之なり。

中野式部分捕の事 天正七年筑後三池の城主鎮實を御攻め成され候節、城中烈しく防ぎ、終日味方に分捕の者無之候處、式部槍下にて首一つ討取り申し候。直茂公御感にて「後陣に御座候隆信公へ、御目に懸け候様に。」と仰せられ持参仕り候時分、遠所より御覽成され、「分捕の者と相見え候、誰にて候はん哉。」と御吟味の時、「多分中野式部にて可有之」と隆信公仰せられ候處、右首持参候に付別けて御

機嫌よく今日の一番首かねての百よりも大慶の由、御褒美成され、隆信公御手にて式部の頭を御撫成され候由。

永祿六年八月十二日、後藤氏と須古の平井氏と杵島郡の内杵島にて合戦の時、中野右衛門助忠明討死仕られ候。世息式部(後名甚右衛門)幼少に候を、右衛門助出陣の時、庭中に式部を抱き、「成長の後武道の譽を取り候へ。」と暇乞仕られ候由。

山本神右衛門は一門の子供、當年子にても耳に口を寄せ、「大曲者になりて殿の御用に立ち候へ。」と申し候。「未だ聞分けぬ時より耳に吹き込みたるがよし。」と申され候由。

平戸の城主松浦道可の子息は後藤左衛門太夫惟明なり。惟明の子後藤又兵衛大阪籠城となり。(不審、中國の者とも有之、如何。)

有馬陣の時、黒田殿は御城より直に御立ち、細川殿は屋敷の玄關迄御立寄、直に御立ち、勝茂公は御屋敷に御歸り成され候處、毛利長門守殿御暇乞に御出、御立隙取申し候由。細川殿ははたご食にて

御通の由。勝茂公は御膳番御先に追越し参り候て、御膳仕度差上げ候由。細川殿黒田殿へは公議より御早船相渡り候へども、勝茂公へは相渡り申さず候。御城にて御老中へ御乗船の儀仰せ達せられ候へ共、兎角の御返答無之候由。右は有馬は御國內の儀にて、御子様仰せ乞はれ、御下り候へども落城延引に付首尾宜敷からず候由、夫に付松平下總守殿御船御借成され候。此の以後大阪へ詰船召置かれ候由なり。

勝茂公有馬御着の上、石井彌七左衛門差當り役儀も無之候に付て、美作殿へ申し候は、「請役付に仰せ付けられ下され候様に。」と相願ひ、萬端手元にて早く承り候。二十七日日出丸仕寄に人多く相見え候故、中野兵右衛門遣はされ、早々引取り候様上使御下知の旨仰せ遣はされ候。彌七左衛門、傳右衛門申し候は、「榊原殿父子唯今乗込まれ候様子に相見え候。其の節は我々一番乗可仕と見合せ罷在り候。」由申し候て引り取申さず。晚七つ時分乗入り申し候なり。追て一番乗の者御吟味の時、争論出来申し紀州様仰せられ候は、「一番乗の者公儀へ召出され御改めも可有之候。其の節一分申すべき者は彌七左衛門に續き候者有るまじく候。不調法の儀など申し候ては罷成らず候間、私家來などには合點させ可申候。彌七左衛門に御極めなされ候様に。」と仰せられ候。勝茂公仰せられ候は、「一番乗に付、争論出来候由、斯様の節は論これ有るものに候。成程よき事にて候。此の上は我等見分に極め可申候條、餘の證據を

正し可申候。黒羅紗の羽織に、猩々緋の日の丸の切入れしたるを着申し候者が一番乗なり。」と仰せられ候。其の時彌七左衛門申上げ候は、「時節悪しく爰許罷立ち難く候間、私羽織御取寄せ成され御覽候様に。」と申上げ候に付、御取寄せ成され、則ち「此の羽織なり。」と仰せられ候て、彌七左衛門、傳右衛門に相極り申し候由。

勝茂公御代中野奎之助を黒田長政より御所望に候へども遣はされず候。其の後村山覺左衛門を御所望に付 筑前へ遣はされ、子孫今にこれ有るなり。又黒田家中吉田太郎右衛門は大木兵部一門にて候なり。

奎之助は小々姓物書にて候。段々立身仕り候。初は奎兵衛と申し候。

多賀又左衛門は光茂公（異本に勝茂公とあり）御代に召抱へられ候御料人にて候なり。

久納市右衛門、大阪より黒田長政の陣屋大龜谷へ罷越し、勝茂公の御斷申し達すべくと仕り候へども、家來共出合ひ申さず候に付、市右衛門高聲に申し候は、「村山覺左衛門は腰拔なり。古主の恩を忘れ、

此の難儀の時分合ひ申さず候。」と悪口仕り候。長政、風呂の内より御聞き、「久納市右衛門が聲なり、呼入れ候様に。」と御申し候に付、御目に懸り、御斷の趣申し達し候由なり。

倉町も鍋島式部、太田も鍋島式部と申し候なり。(後の式部前名出雲、監物と申し候。紹龍様御末子も鍋島式部なり。)

中野甚右衛門子供 一、女(水町丹後次男内匠を嫁養子)。二、中野將監(前名又右衛門、知行を内匠と將監に二つに分け譲り申され候)。三、女(鍋島五郎左衛門内方)。四、山本神右衛門(山本助兵衛、道宗春養子)。五、村川傳右衛門(藤右衛門養子)。六、中野大學。七、中野權右衛門。八、中野又兵衛(末三人へは新に知行下され候。)

中野甚右衛門高麗より童子一人運越し、後、楨忠左衛門と申し候て、足輕になし、子長右衛門御直人に成り、秀島長右衛門と申し、其の子秀島五右衛門。

桑名太田惣太夫來歴聞書 關ヶ原御陣の時、桑名の城主氏家内膳(領三萬石)當町別當役太田惣助(當惣太夫高祖父なり)桑名御崎門の番を相勤め(御崎門は桑名より西へ五丁程有之、美濃海道、伊勢海道にも通る門の由、今も大手の門にして警固あり)關ヶ原没落の時勝茂公御上下十三人にて御崎門に御通りの節、番人堅く留め候を、惣助へ御頼み成され候由。御意に依り差通し、御道筋の事共御尋ね成され候に付、即ち惣助宿へ御はいり成され候様にと申上げ、御上下に粥を進め候由。(米七升五合のかゆの由)御道筋の事、「桑名より南西の隅に當りて近江越の山に、ちぐさ越と申す山道御通り、江州麴袋と申す郷へ出候道有之。」由申上げ候へば、其筋御通路成さるべき由仰せられ、惣助も御供仕り罷越し、麴袋六左衛門と申す百姓の所へ御着成され、御休息候事。右山越にて麴袋まで二十二里の道程なり。本筋の海道は十三里有之由なり。

御參觀の節、惣助を御尋ね成さるべく御意なされ、翌年御參觀の節、惣助所へ御止宿、其の後唯今迄御本陣に相成り候事。

右在府中惣助より御機嫌伺の爲、飛脚を以て二種差上げ候處、御書下され候。

爲音信鯨の肉の曲一、奈良漬曲一、到來、懇志の儀祝着候。頓て賞翫他事有間敷候。猶下村治左衛門可申候。

閏二月晦日

鍋(島)信濃守勝茂 御判

太田惣助どのへ

右治左衛門は右の後桑名へ遣はされ候由、其の節品々拜領物可有之と存じ候由、惣太夫申し候。其の儀相知れず候由。

惣助より今に至り代々別當役相勤め、桑名本町當居宅、即ち勝茂公御は入り成され候時の屋敷にて候由。其の後隣に小屋敷有之候を求め副へ申し候由。右書付は正徳四年四月十八日到來、横尾氏へ相頼み候に付て、惣太夫直に承り候由にて、江戸より差越され候なり。

藤本宗眞事、實は小倉殿の甥にて候。小堀遠州の弟子にて茶人の袋を縫ひ、渡世致し罷在り候を、小倉殿の子に召成され、二百石被下候。宗眞子宗吟の代に御呵り、知行減少なり。(小倉殿の爲に大寶村妙念寺御建立)

安田道順の事 小倉殿一門にて候故、召抱へられ候なり。

小少將殿は陽泰院様御養育成され、縁付仰せ付けられ候處、夫切腹に付、又御奉公に罷出られ候。娘二人あり、姉は榎九郎兵衛女房、妹は石井茂左衛門へ嫁娶仰せ付けられ、五十石下され候。小少將殿の跡に成られ候なり。

榎玄清事は内匠様八介様の御袋の縁に付、御切米下され候。

高木宿土器作御朱印の事 太閤様名護屋御在陣の處、御母堂御病氣にて御上り、又御下向の時は、佐嘉上道御通り成され候。川上川の下、名護屋渡りと云ふは、其の時の御渡筋申し候。其の節見物仕り候者の咄に太閤様は小男にて眼大に朱をさしたる如く、顔の色手足迄赤く、花やかなる衣裝にて足半をはかれ、朱鞘金のものし附の大小を差し、刀の鞘にも足半一足結び付け、馬上の御旅行にて、御供中駕籠に乗りたる衆一人も無之候。此の節慶闇様御了簡にて、「在々より戸板を出し、竹四本立て候て戸板を据ゑ、飯を堅く握り、土器に盛ならべ、尼寺通筋、道端に出し置き候様に。」と仰せ付けられ候。太閤

様御通懸けに御覽成され、「是は龍造寺後家が働なるべし、食物なき道筋にて、上下難儀の處に心付き候事奇特なり。」と仰せられ、手に御取り候て、「武邊の家は女まで斯様に心働き候。此の堅き握り様を見よ。」と御褒美成され候。右の土器御目に付き、名護屋御陣中毎度召寄せられ候。「土器無類の物に候。」と仰せられ、名護屋迄土器作り召寄せられ、御印下され、今に持傳へ候由。(高木土器屋は次男筋なり、御印寫所持の本家は筑後にあり。)

御朱印寫

土器手際無比類於九州名護屋可爲司者也

天正二十年極月二十六日

御朱印

土器師 家長彦三郎

此の彦三郎元名壹岐守と云ふ。後に柳河に移住す。是本家故右御朱印傳來なり。彦三郎弟長右衛門元名右京と云ふ。子孫今に高木村にあり。右の寫を今所持候。兩家共に代々彦三郎、長右衛門と申し候なり。

江戸御屋敷の事 麻布御屋敷は元は二屋敷なり。櫻田、勝茂公御繩張にて仰請けられ候由。三島町

(増上寺所化寮の邊) 中屋敷(御成橋の内) 打越(烏森の邊)

三島町の代り青山御屋敷と改むべきなり。元は一屋敷にて、奥には和泉守殿の御屋敷有之、口には四家の證人の居所四屋形有之、其の邊に半屋敷、お長様御屋敷有之候由。深江氏咄。

打越の代り愛宕の下なり。愛宕の下の代り櫻田の西、大田原殿屋敷なり。

元祿十年櫻田御屋敷、甲府様御屋敷に召上げられ、代地新堀端水谷左京殿屋敷御拜領、其の後元祿十二年溜池端水野松之丞殿屋敷御拜領、新堀端差上げらる。其の後、寶永三年二月二日櫻田御屋敷返し下され、麻布御屋敷差上げられ候。(溜池御屋敷は櫻田手近く、御勝手よきに付、麻布御屋敷差上げられ度と御願なり。)

苗木山は加賀守殿御屋敷にて候を、御所望成され候なり。甲州様最前は麻布に御座成され候。北の方の御屋敷、高源院様御茶屋など有之、後に麻布兩御屋敷一つに成され候。一萬餘坪の山。

柳河一戰の時、小野和泉手の物頭立花三太夫を後藤家より討取り候由。又三太夫首を牛島監物打取り候由。又一説に三太夫相討申し候とも、三太夫紋所二ツ銀杏にて候由。

主水殿陣幕の紋は、瓜と立花杏葉にて候由。安藝殿陣幕にも家の紋と立花杏葉付けられ候由。瓜は太閣様より御手次に拜領、其の後家の紋に付けられ候由。一説此の儀審ならず、主水出仕の時分瓜の時節に非ず、多賀主水拜領の瓜を紋所とすとあり。此の事に紛れたり。

武藤氏咄。今山夜討の時、新庄勝樂寺へ、直茂公御入り成され候節、伊東兵部少輔寺内の林にて、旗竿を切り、紙旗を付け、御供仕り候由。其の後御旗竿は勝樂寺林より出し候由。

長崎御奉行供立、凡そ上下三百人馬二疋。

寶永七年久松備後守殿下り三百十五人馬三疋。駒木根肥後守殿上り三百五人馬二疋。御領内陸路は旅籠、船中は御馳走にて候事。

御代々加判御家老衆

勝茂公御代 鍋島安藝、鍋島玄蕃(千葉宗碩なり)、中野數馬(兵右衛門)、久納市右衛門

光茂公御代 鍋島彌平左衛門(一雲)、相良求馬、生野織部、太田源右衛門、中野數馬(利明)、原田

吉衛門

綱茂公御代 鍋島志摩、成富九郎兵衛

吉茂公御代 鍋島若狹、鍋島帶刀、鍋島一學、大木兵部

御代々御年寄役

勝茂公御代 久納市右衛門、勝屋勘右衛門、關將監、中野内匠、鍋島式部、(出雲、監物なり)、中

野數馬(兵右衛門)、中野奎之助

忠直公御代 成富五郎兵衛(次左衛門組)、鍋島右近(姉川なり)

光茂公御代 馬渡市之丞、副島五左衛門、中野數馬(兵右衛門)、小川前舍人、鍋島彌平左衛門(一

雲)、大木兵部、岡部宮内、相良求馬、生野織部、山崎藏人、木下五兵衛、小川舍人、中野將監、

馬場正右衛門、土肥進士之允、中野善太夫、江副彦次郎

綱茂公御代 岩村内藏之助、鍋島内記、中野數馬(利明)、生野織部、石井修理、深堀新左衛門、原

田善右衛門、鹿江伊左衛門、鍋島庄兵衛、武藤主馬、丹羽藏人、副島五太夫、大木八右衛門、本

告七郎兵衛、中野數馬(是水)、石井傳右衛門

吉茂公御代 副島五太夫、大木八右衛門、深江六左衛門、生野織部、石田兵左衛門、石井修理、小川舍人、下村八兵衛、諸岡彦右衛門、池田彌市左衛門、中野數馬(休夢)、江副忠兵衛、安達藤右衛門、竹田文右衛門、牟田權左衛門、下村安右衛門

御家老衆家中、御目見^{め見え}座位、正徳年中

主水、彌平左衛門、志摩(深堀)、若狹(姉川)、帶刀(太田)

御代々召抱へられ候衆の事

勝茂公 朝倉久左衛門、松崎彦右衛門、松崎六郎右衛門、秋山覺左衛門、遠藤惣兵衛、龜田六右衛門、宮崎利兵衛、村松伊兵衛、大塚治部左衛門(元岡崎)

右は御前様付並跡追ひ候人なり。

山村孫太夫、竹田權右衛門(御料理人なり、中野奎之助掣、大阪籠城後西門跡、扶持料理人)、室節次左衛門、岡部宮内、太田與右衛門(御料理人)、丹羽喜左衛門(信玄の士役、學校扶助召抱へられ候。隠居して養元と云ふ)、生島作庵、籤内常知、小原幽閑、原次郎兵衛、安田道順、藤本宗眞、

近藤安右衛門(母は高源院様女中)、玉井次左衛門(後名我孫子^{わがこ}助之進)

光茂公 堀田玄春(勝茂公御代か)、堀田源左衛門(玄春跡を下され候)、南部宗壽、林順庵、松永宗雲(勝茂公御代か)、矢島玄智(勝茂公御代か)、太田長悅、中川雲庵(勝茂公御代か)、石川宗興、太田良庵、長束瑞竹、杉本道碩、坂部又右衛門、近藤伴右衛門、池田作左衛門、鈴木角太夫、羽室權右衛門、大野喜内、井内小左衛門(御料理人)、多賀又左衛門(同上)、恩田次郎兵衛、中林武左衛門、下村忠兵衛(馬乘)、下村忠左衛門(同上)、林次郎左衛門(御料理人)、片岡四郎兵衛(同上)、田中某(同上)、福所某以上追て可^レ改。

綱茂公御代 佐々木瑞庵、朝田宗壽、佐竹瑞雪、平本權之進、長森傳次郎、野崎四郎左衛門、湯原清右衛門、柏木武左衛門、中林新兵衛、坂部七郎右衛門、坂部團右衛門、伊津野新平、小原閑悅、田中小兵衛、高木作兵衛(正徳四年長崎町奉行高島四郎兵衛養子差免さる)、岡井政之丞(儒者)、溝口主馬(土屋相模守殿御頼)、岡野井玄考(天文者)、川村若元(畫家)、能役者共(此の人数は御障り下され候なり)。

右の外江戸、京、大阪にて御扶持被^{ふち}下候者別に記^レ之。

安藝殿追腹人（正徳二年己酉二月十一日）

田代三郎左衛門、深堀權兵衛、田代幸右衛門、重松彌惣右衛門、野口奎之丞、赤司内藏之丞、西條九郎右衛門、田中與右衛門、松永徳右衛門、皆良田重右衛門、深堀助右衛門、石田左馬丞、北島九郎兵衛、石丸宗左衛門、田代大九郎、江口孫右衛門、山田忠右衛門、大島達右衛門、以上十八人（此内重松、野口は組にて候故、勝茂様差免されず候處重ねて訴へ仕り候に付御免し、九月二十四日追腹なり）。

田代幸右衛門の供、山田新右衛門、荒木保喜左衛門、古賀右衛門丞、犬塚久右衛門、都合二十二
人なり。

蒲原善左衛門子供の事 娘お霜、綱茂公御守なり。子權太夫次右衛門にて候。次右衛門は勝茂公の
御茶道仕り居り候由。

鍋島周防守殿の館は本庄靜元寺にて候事。

鍋島舍人殿屋敷は二の丸南の塀の内にて候事。

鍋島舍人殿弟諸岡相左衛門、後鍋島孫左衛門と申し、大阪籠城致し、落城の時、御國罷歸り候。子
傳右衛門代に重科にて切腹仰せ付けられ候。傳右衛門は鍋島名字にて候。此の時より「本家の外は御
名字付け申さざる様に。」と仰せ付けられ、別名字になり申し候。

勝茂公御代御懸視方諸岡長左衛門、北島五左衛門奸謀致し差違へ候。傳右衛門も同類なり。傳右衛
門子兄弟、湛然和尚弟子、種福寺、玉林寺先住なり。

鍋島雅樂助正儀は和泉守忠茂の三男にて候。此の末善兵衛なり。

西目一向宗科銀の事 關ヶ原以後西門跡へ御禮の爲、御領中一向宗西門跡派に仰せ付けられ候節、罷
成らざる旨申したる者、西目に數人有レ之候に付、御意を背き候間、死罪に仰せ付けらるべき由、仰せ出
され候に付、漸く畏り候。其の節勝茂公御立腹成され、御殺し成さる筈に候へども、相助けられ、科
銀毎年差出し仕り候様にと仰せ付けられ候。右銀願正寺取立て、西門跡炭料に毎歳差上げられ候由。

柳川七騎の事 七左衛門、牛島監物、相浦三兵衛、秀島四郎左衛門、源兵衛親、田代猪之助、田代大右衛門、丸堀の橋板^{まう}迦し置きたるを、勢に乗じて乗越え、對ふ所に、城中より大勢討つて出づ。味方引色^{ひきいろ}に成りし處に、唯此の七人一足も退かず、踏留りて戦ひけるなり。茂里軍慮には敵を橋の此方に偽り引き出し、飛懸りて川に追ひはめんと思ひ、七左衛門にも申合の處、速り過ぎて橋を越えしとなり。

牛島監物へ御褒美の事(安藝殿書付に有之) 太刀、槍、白猪空穗、知行五十石、小與五十、五人内、弓二十五挺、鐵砲三十挺

「九州記」には

立花三太夫は、武雄の士今泉軍助鐵砲下、軍助從者末藤四右衛門首取る。信國^{かぎと}甲添。薦野九左衛門は、茂里從士牛島新右衛門討つ。内田久助は同杉町勝藏討つ。

鍋島平五郎(此の時左衛門太夫と申し候)兄弟人質に差登置かれ候。太閤様薩摩入の時先陣仰せ付けられ、差返され候節の書狀寫、

其境の者共忠節を致すべきの由申し、人質差出し、爲一禮使者上着被御覽候、此節島津一類爲何御訖言申上候とも被討果、九州平均可被仰付候條各抽忠勤次第恩賞可被充行候、粉骨肝要^{かみこ}の由、よく可申進候也。

十月七日

小早川左衛門佐

安 國 寺

黒田勘解由

(天正十四年か、御年譜には御朱印遣はさるとあり)

倉町勘左衛門亂心切腹の事 勘左衛門江戸相詰め罷在り候處、綱茂公より御急用の御使仰せ付けられ罷越し候處、宮に參り懸り、時切れさやに廻り候道にて、亂心^{らんしん}致し、馬より飛下り御文箱に火を付け、自害致し候を、所の者押留め御文箱の火を消し、居込置き、江戸御國へ尾州御役人より告來り候に付、御國より中野前又兵衛遣はされ候。勘左衛門を牢輿に入れ置き、役人出會ひ、又兵衛に面を見せ、擬牢輿に向ひ、勘左衛門殿と呼び候節答へ候上にて、聞召し届けられ候哉と申し候て、引渡し申し、大阪迄連れ越し仰せ付の如く、彼地にて切腹仕らせ候。介錯^{かいさく}は河原與右衛門にて候由。勘左衛門自害を押留

められ候節、忽ち本氣に成り候由。

勘左衛門は田原次左衛門次男にて候由、又勘左衛門母死去火葬の節の事、亂心の様子與左衛門へ物語仕り候由。

村上源左衛門亂心自害の事 綱茂公の御代、源左衛門江戸御使者仰せ付けられ、道中急ぎ罷越し、三嶋にて亂心致し、馬より飛び下り、喉に刀を立て候を、宿の者取留め、江戸御屋敷へ註進致し候に付て、留守詰の者を遣はし、源左衛門は籠輿にて御國へ差下し、御用物江戸へ取寄せ申し罷着き候上、浪人仰せ付けられ候なり。

源左衛門後の咄に、三島罷通り候時分、向より参り候馬方、夕越はならぬぞと申し候を承り、扱は日限に合せ江戸参着相叶はず、無念の儀とせき上げ、自害可仕と致し候を、取留められ候へば、忽ち本氣になり候由。數日疲れ、心せき候に付て、右の通の由なり。

意安事五歳の時、主水殿御養子淡路殿、小城屋形殿養子不愛にて取返され、十四歳にて彌平左衛門殿家督仰せ付けられ候。主水殿御死後、意安道圓並勝左衛門三人にて、「淡路殿を守立て候様に。」と直茂

公仰せ付けられ、一つになり心遣ひ有之候。有馬陣の時一雲十四歳より十五歳迄にて候由。

左仲咄。おひがしの事 安住殿建立の天神の社御座候を、勝茂公東田代に御移し成され、其の跡に御茶屋御建て成され候を、お東と申し候。天神は今の安住天神なり。お東にて十八町踊、同燈籠など御覽成され候由。

向陽軒の事 御社、兩大神宮、住吉、玉津島、人丸、天神、右の通り光茂公御建立成され候。棟木の銘に寛文二壬寅の年社務山村外記と有之候由。萬部島に八幡、水無瀬、春日、彦山、山王、東照宮、右同時に御建立成され候。

右の外は、其の後に光茂公、段々に御勸請成され候。

辨財公事の時百姓共相詰め候事 境目御見分の上使御下向に付、久保山公役相當り候へば、百人の所に三百人も罷越し候。夫に付山中多人數相見え、十左衛門殿より相尋ねられ候處、百姓共申し候は、「大事の時節の公役にて候へば、餘分に罷出で候。」由申し候に付、「耕作の爲に罷成らず候間、相當の

分罷出で候様に。」と申され候。然れども人数相減らず、野も山も人ばかりにて候故、又々穿鑿有之候處、「明後日に當り候夫丸ども今日より罷越し候。此の時節、公役と承りながら内に居り申す儀罷成らず。」と申し候由。

綱茂公御卒去の時藝者共評判の事 御抱の藝者ども数人御國元へ罷下り居り候。御卒去の時分評判仕り候は、「鍋島家は古き家にて手厚く候こと平素承り及び罷越し候へ共、曾て替りたる事も無之、唯窮屈なる田舎とばかり心得候處、今度不慮の節思ひ知られ候。若殿は在府、當主人年盛にて大役を請取り、不圖死去の時分、何方ならば家中浮足立ち、騒敷罷成る事、所々を廻りよく見及び候。然るに御國中鳴を鎮めて御親類を始め、御家中残らず御寺に相詰め、唯落涙ばかりなり、扱又江戸、長崎への人數くばり、國中萬事の仕組、少しも滞り無く候。あれは何時の間に誰が捌く事に候哉、さりとは厚き御家にて候。」と申し候由。

牛島天神は牛島氏筑後より當國に引越の節、天満宮を守り奉り、勸請致し候由なり。牛島清右衛門屋敷其の時よりの屋敷なり。

昔は館屋敷と申し候なり。

城原勢伊福寺城今城跡あり、勢伊福寺明神ましますなり。

高傳寺の事 本庄村に高傳庵、高楊庵と申して水上派の總かの庵跡有之候。清久公本庄村御領知の後、高傳庵を御歸依寺に成され、直茂公御取立にて、清久公を開基に成され候。開山は箱川妙雲寺住持玄波和尚にて候なり。本寺長州瑠璃寺に定められ候なり。

御城歳暮年始御祈禱の事 十二月十三日大般若執行、正月十一日御鑑祝前に、年始御祈禱、大般若高傳寺相勤められ候。玄波和尚相勤められ候例にて、莫菴一枚敷き、古机を据ゑ候。土器に香を燒き、土瓶に櫛を立て、鳥目百文の御布施にて候。天國和尚現住の時、勝茂公より、「只今よりは國守に成り候へば、壇を飾り御布施等も改め可申。」と仰せられ候へども、天國合點仕らず、「斯様の古風有之が古き御家の驗にて候。少しも改め候ては宜しからざる。」由申され候。「さ候はば御布施ばかりなりとも改め可申。」と仰せられ候へども、合點無之候を色々仰せられ、銀少しづつに成り申し候。今以て相替

らず候なり。

天國事、勝茂公御歸依なされ、兩親に御面談なさるべき由仰せられ候へども、「百姓にて御座候間、御斷申上げ候。」と申され候を、頻に仰せ下され候故、御寺參の時分門前に兩親罷出で、天國差圖にて簀笠にて農具を持ちながら、御目見仕り候處、御懇の御意にて候由。

御本丸御式臺の事 唐津名護屋の御家御引移し成され候。又一説に、伏見御屋敷にて、太閤様の御成なされ候節の御家にて候。夫故車寄これありたりとも申し候。右に付て御家低く候へども、御改め成されず候由。(馬渡氏書附に、御城初に慶長七年御本丸に御建て成され候御家の残り御式臺計りの由。然れば此の兩説覺束なき由。)又一説に龍造寺の天守を名護屋に移し、蓮池の天守を佐嘉に移す。(馬渡氏書附に佐嘉の天守は新に建て候由。)

藤八郎様御座所の事 櫻田御屋敷南長屋西の方なり。此所にて御自害なされ候。護摩堂の地と申すは誤にて候なり。

富士形御道具の事 勝茂公御部屋住の時より、御持たせ成され候由なり。一説に肥前様へ公方様より御拜領にて、葵崩しと申傳へ候は、不慥に候。有馬陣前年の圖鑑屋忠兵衛所に候由なり。

道中自分駕籠乗り候者有之に付御目附浪人の事 勝茂公終の御參府の御道中御駕立ち候所より、御跡を御覽成され候へば、駕籠に乗り候者數人相見え候。平素御免無くて道中駕籠乗り候儀御法度に仰せ付けられ候處、目附共言上仕らざる儀、不届の由にて、川浪(先)權兵衛、石井十助浪人、御年寄中野左佑御呵にて候。翌春御死去前に差免され、左佑御供仕り候なり。

權兵衛、十助光茂公御代召直され候。長門殿へ御成の時十助山崎十左衛門殿長門殿へ悪口仕り候事有之て兩人共に浪人仰せ付けられ候。其の後歸參、孫の十助及び十郎兵衛兩人共に謀判先納銀一類にて追放、十郎兵衛は其の後追剉仕り候に付、牢屋にて死罪一門中より請取者無之候由なり。

小川前舍人嫡子左兵衛早世の時、若黨一人寺に駈込み自害仕り候なり。

勝屋孫太夫浪人の事 孫太夫事綱茂公御部屋住御近習頭相勤め罷在り候内に、宮部左助御仕送銀の

事に付罷越し、孫太夫小屋にて夜咄の節、何か上の批判共仕り候末出入有之、兩人共に浪人仰せ付けられ候。孫太夫事西目に引入り、二度人前に罷出す、きびしく整居仕り、影姿見たる者も無之候。近所の永壽寺へ了爲和尚罷越しされ候時、使を遣はし、「浪人以後一向人前に罷出られず候故、御目に懸らず候。相應の御用共御座候は、仰せ聞けらるべき。」由申し候も、終に面談仕らず候由なり。田代（前）九兵衛綱茂公御臺所役不念にて閉門仰せ付けられ候。三年の間茶の間の敷居を越し申さず候由。

多久長門殿（天叟）死去の時古賀彌太右衛門日頃の懇意報じ難しとて追腹仕り候。

直茂公下村生運へ御意成され候。段々年行き、世話をする事心に任せず、「誰にがな打任せて置き度し。」と仰せられ候に付、「高楊庵住持得縁と申し、器量にて候間、還俗仰せ付けられ、御頼み成され可然。」由申上げ候。「合點仕る間敷。」由仰せられ候に付、「御使、某相勤むべく。」とて、數十度通ひ繰り説伏せ候。「髪立て候儀は差免され候様に。」と申し候て、正三にて御奉公相勤められ、姉川知行下され候なり。

びれいの先祖梅崎作兵衛と申し、馬醫を仕り候敷、政家様御判の馬醫の書、作兵衛も合判仕り候が、今に持ち傳へ罷在り候由。直茂様御代に召立てられ、首尾にても有之候哉、知行新庄村にて拜領爲られ、「藝などは無之哉。」と御尋に付、「其の頃有徳に候て、能を仕習ひ罷在り候。」と申上げ候へば御城御祝などに召出され候。光茂公御代に田地御加増下され候由。當時宗八郎左衛門組にて御留守居組内にて候なり。一説に隆信公御代中國より梅崎作兵衛罷越し候由。

利叟様本庄社に年越の籠り成され候時、尼一人參籠仕り罷在り候。御尋ね候へば、一生行脚仕り候、在所も父母も存ぜざる由申し候に付、召連れられ、元朝の祝御振舞成され候。御不憫に思召され、五日御介抱成され候處、何事をも心懸け働き申し候に付、御約束候て御夫婦に成らせられ候。程なく男子御出生、後に清房公と申し、清房公御三歳の時母堂暇乞ひ候て、御立出で候故、追ひ懸けられ候へども、追ひつかれず、筑後川を越え、高良山の方へ御越し、行衛相知れず候由。御前妻は、松月妙榮（英とも）と申し候。

高傳寺へ直茂公より知行六十石御付成され候。勝茂公より僧祿料に三十石御加増成され候。其の後二十七石御加増成され候。扱又釋迦免五石、同燈明料五石同地にて御寄附成され候。寺中十八石七斗

御免地に仰せ付けられ候。泰盛院様三十三年御法事の時分、光茂公より御加増成され三十三石相付けられ、都合百五十石に相成り候。但し三十三石御加増の内に寺中地米十八石七斗釋迦免五石御燈明料五石も相加へ申し候。吉茂公御代に寺中地米、釋迦免、御燈明料分は別に差出され、知行分百五十石に仰せ付けられ候なり。扱又開山の像同堂了爲和尚建立にて候。

馬渡氏咄。赤司黨は元來筑後衆にて候。隆信公の御味方仕り候以後、境目用心に召置かれ候由。

馬渡氏咄。直茂公より與賀、本庄、大堂三社へ常燈御上げ成され候(慶長十五年の事なり)。御隠居料、月堂様御繼ぎ成され候に付て、今に小城より常燈料差上げられ候。勝茂公より白山八幡、川上、千葉、榑田四社へ御上げ成され候。

御一門の外、御名字差免され候人数

千葉(鍋島玄蕃)

千手(鍋島六之允入道喜雲。同五郎左衛門)

後藤、須古(鍋島伯耆守代々)

山代、姉川(鍋島正三代々)

澁川、深堀(鍋島安藝守代々)

伊萬里(鍋島六左衛門代々)

太田(鍋島式部・鍋島帶刀)

納富(鍋島市佑代々)

蒲原(鍋島大膳)

鍋島正兵衛

堤(鍋島采女)

朝倉(鍋島傳右衛門、但鍋島齊跡式、齊は高源院様御拾子なり)

松崎(鍋島彦右衛門)

武雄(鍋島民部・同伊織)

初おらん、采女)

多久(鍋島圖書引取以後)

倉町(鍋島式部)

小田(鍋島左馬之介)

嬉野(鍋島織部)

同彌次右衛門)

馬渡氏咄。御國古來の受領は、寺井神通院にて有之たる由。

御領分相減り候儀、政家公高山御遅參故と、肥陽軍記に相見え候。一説に、御禮金無之候て筑後召上げられ候とも申し候。馬渡氏聞書に、島津、大友、龍造寺、九州の三大家にて候故、秀吉公御削り成され候由。

御家根元佐々木氏の事（馬渡新七書附の寫）

一 紹龍様より先年常住寺と申す出家を以て、御先祖道壽様は御俗名佐々木長岡三郎兵衛殿と申し候由。其身様御若年の時分、泰盛院様御咄遊ばされ候を聞召覚えられ、「若し左様の書附など無レ之哉。」と仰せ下され候。田手村石塔院古き書附の内に、一紙の系圖御座候を見當り、所持仕り候を差上げ申し候處、御大慶成され本書は召上げられ候。其の寫今に所持仕り候。

一 小城の岩藏寺如法經の過去帳に、永徳四年四月十六日鍋島宗元と御座候。御假名御實名御座なく候。

一 野田家の書附には、道壽様は洛陽北野の御素性と御座候。

一 良本様御事、中頃左近將監經房。道濟様御事、中頃の御實名茂久。此の兩儀世上にしかと相知れず候。泰盛院様御代、御先祖様並御一門御改めの御控に相見え申し候。

一 松月妙英様御父、野田大隅守清忠にて候。正妙様御爲には御姪子にて御座候。

興國院様の御靈屋の後に、塔二つあり。御局日置殿、（馬場十兵衛伯母なり）御乳人（伊藤權之助母なり）、光茂公仰出にて後年、歸依寺よりそれぞれ御靈屋後に直し候由なり。

直茂公、多布施御隱居所御取立の時分、今宮殿の社有レ之候を、移し可レ申やの段相伺ひ候處、「在世の時分は、心安き間に候へども、今は神に崇め候へば、凡夫の居宅と一所には憚あり。然れども闇に任せ候様に。」と仰せ付けられ候に付、闇を取り候へば、「移し申さざる様に。」と有レ之、其の儘にて差置かれ候。然れども猶御憚り候て、道は外より行き通り候様に相建てられ候。今宮殿は倉町殿（左衛門大夫か）を崇め申し候社なり。

高麗陣中澤邊源左衛門、村上源太夫は職大將なり。源左衛門職の立て所悪き由。生三下知の時返答（口達あり）。源左衛門末、平左衛門（實は中野又兵衛子）切腹にて斷絶なり。

福地孫之丞介錯、小城の蒲池仕損じ、浪人仕り候由なり。

大津肥前屋九左衛門御扶持願に罷越し候に付、由緒相尋ねられ候處、「若年にて古來の儀存ぜず、書附等も無レ之、御首尾有レ之、唯御本陣とばかり相心得罷在り候。泰盛院様、御本陣に召成され候時分、唐破風作りに仕り候様に、と仰せ付けられ、其の後町屋に唐破風御法度に相成り候節、右の由緒を申上

げ、大津宿中に唯一軒の唐破風にて御座候。修繕仕り候時分は御代官様へ御届仕り候。其の節仕替へ候と申し候儀は罷成らず、元の唐破風を持出で御目に懸け、修覆仕り候。段申上げ候。夫れに付、泰盛院様仰せ付けられ候節の唐破風、今に所持仕り候由申し候。

正徳五年、桑名太田惣太夫へ十人扶持、九左衛門へ三人扶持下され候なり。

鍋島御紋の事 元來四つ目結の由。直茂公御隠居以後、慶長八年家康公より召させられ、御登の節の御召船の御幕には、最初の四つ目結を仰せ附け成され候。之に依り御隠居方小城の御召船並御陣具等には四つ目結御用ひ成され候。勝茂公江戸御在府の中、松平若狭守殿御料理に御出での節、御尋ね成され候は、「御手前様御先祖は佐々木にて御座候由、内々承はり及び候。左候は、御紋は四つ目結にて御座あるべく候。唯今の御紋は如何様の謂れにて御座候哉。御切取りの様に承はり候。」由に付勝茂公御答に、「いかにも其の通りに候。佐々木相續の紋は四つ目結にて候。」と御會釋遊ばされ候由。

一寄懸四つ目結は、少貳殿の先祖、武藤兼仗頼氏、往昔八幡太郎義家朝臣奥州征伐の刻、禁裡より兼仗（御目附なり）の爲相添へられ、奥州に至り合戦、一番に大城戸を打破り戦功有之候に付、義

家朝臣之を賞せられ、則ち其の城戸の形を以て子孫永々家の紋に致さるべきの由仰せられ、其以來武藤少貳の紋にて候由。此段少貳系圖の傳なり。

一目結と申し候は、其の形四つ目も寄懸も同じ事にて相紛れ申し候。其の内、よせかけとは木戸がまちの事にて御座候故、目結の中に繩結の形少し御座候。

寄懸 目結
少貳殿の紋



四つ目結
佐々木殿の紋



總領は豎に二男三男
よりは筋違ひなり

一佐々木正統嫡傳の系圖は、近江國の浪人正嫡にて所持、金泥の巻と申し候由。浪人ながら今に禁裡より諸太夫に任ぜらるゝの由。朽木殿、京極殿など庶流の由。

一御番所幕の紋劍菱の事、天正十三年政家公御代、御城築地大堀御構へ、其の後慶長六七年より總曲輪相増され、御家段々出來、同十三年より四十間堀御堀らせ、同十四年に天守御成就、同十六年に悉皆相調ひ候上、黒田甲斐守長政（如水の御子）の御見舞、前廉相知れず、俄かの事にて御門幕出來合不申候故、其の砌の執權鍋島生三老、取敢ず自分の劍菱の幕を打ち置かれ候。其の後幕替へ候刻も其の儘にて劍菱相附けられ候由。

生三老は姉川殿の遺地御相續候故、劍菱の紋を用ひられ候か。姉川氏元來菊池の分れにて、本紋

は鷹の羽なり。征西將軍宮より菊の御紋下され、其の略紋形似たるを以て劍菱にて御座候。執行新助種直内方は中務少輔息女にて諸道具皆菊の紋を附けられ候由。

一杏葉御紋の儀、元龜元年直茂公今山に於て大友夜討に御勝利を得られ候、御吉例の御紋にて御座候。私に云ふ。大友八郎下陣の幕、藥研の子なり。成松刑部少輔紋所に仕り候由。

右一々、馬渡新七書附の内なり。

佐嘉郡の内小津郷と申すは、水ヶ江邊より唯今の御城地にかけ、土地八十丁の處にて御座候。其の内に龍造寺御座候故、龍造寺村と申し候。其所は唯今の御城の西北に懸り、寺の舊跡は當時鍋島能登殿屋敷の東北、楠など有之邊の左右にて御座候由。龍造寺八幡宮は寺の西脇に勸請あり。龍造寺村、今には「佐嘉」と稱へ申し候。小津郷の事、舊き郷村帳共には相見え可申哉。

右馬渡新七書附の寫なり。私に云ふ。龍造寺村の地、唯今龍造寺供日の地なるべし。

勝茂公御上下は掲布小紋、上方にては、かちんといふ粘加減御好み有り。芝田道甫に仰せ付けられ候。

光茂公は栗梅無地召させられ候。攝州、加州、備州、帶刀殿も同様上下召され候に付て、江戸にては右の染色を鍋島柿と申し候。

綱茂公は花色唐松小紋召させられ候。

右御代々染色小紋の手本、糊加減の書附、芝田五左衛門所持仕り候なり。

勝茂公御參觀の節は、御供御家老は御遠慮にて、召連れられず候由。了關様御物語の旨承り候。

江上家種文祿二年二月二日、朝鮮にて卒去。知行二千七百町並に家中残らず、その以前より伊平太様御相續、家種隱居分物成千二百石を、此節實子兩人へ御分け遣はされ候。八百石江上孫太郎（後名佐野右京亮）四百石同左近允（後名勝山大藏）右京知行段々に上り唯今の分に相成り候なり。（馬渡氏書付）

勝茂様、高源院様御腹に、萬千代様御出生、鍋島安藝守預りにて、御養育の處、三歳にて御死去。

龍雲寺へ御收り成され候。御法名幼花童子、慶長十九年甲寅三月十四日御卒去なり。忠直公は慶長十八年御出生なり。

御紋所、御本主は若荷の丸、御部屋住御一門衆は花若荷のわかりの事。總じて家の紋は、諸家共に總領筋庶子筋の違ひ有之。龍造寺御紋なども御本主は十六日足、其の外は十二日足、八つ日足を附けられ候。若荷の丸御紋も、御本主は若荷の本體にて候。餘は若荷を二つにわり申し候形にて、内に花の様なる所有之候由。馬渡氏咄なり。

高麗御陣中ちやわんと申す所にて、直茂公御手前に鐵砲の玉きれ申し候。堤雅樂其の邊の在家を見廻り候處、唐銅の大はんど有之候を無理に買ひ取り、切り割り候て鐵砲の玉に仕り候。切り玉の始にて候由。同人はなしなり。

但戦功書出には、堺織部、切り玉を仕出し、此の節の御用に立ち候由、相見え候。馬渡氏覺え違ひか。

辨財公事の時、山内の者共襟えりに小き切れ縫附け居り申し候。普周へ深堀新左衛門尋ね候處に、仔細ある事なり。先祖鍋島六左衛門八十石下され、山内住居の時分太鼓門の番を仕り居り候。其の時分直茂公御慰みに番帳を御覽成され、「何某はいくつに成るべし。是は何某子成るべし、孫なるべし。」と仰せられ、御伽に御覽成され候。六左衛門番の所御覽成され召出され、「其方は我が死後に信濃に意見申す事成るべき哉。」と御意成され候に付、「御意に候はゞ御意見申上ぐべし。」と御請け仕り候時、「能き返答なり、さらば申し聞かすべし。山内の者共は勝利家來なるを、其方遣はし置き、歸服の分にて従ひ候者共に候。信濃守狩などに參り候時分、山内の者に酒を吞ませ申され候節、後には御勝手に吞ませ可申と申す者も有るべし。其の時其方心遣致し、信濃が前にて吞ませ候様可仕候。總じて俸祿は勝軍の時に用に立ち候。負軍に成り候時は一言の情を懸け候者ならでは用に不立候。」と御意成され候。數年の後、勝茂公山内にて雉狩なされ、日暮に御歸り御洗足なされ候處へ、誰か罷出で、「當所の者へ御酒拜領は勝手に可仕候。御前にては恐れ候て、心よく下され候儀罷成らず候。緩々と勝手に吞ませ可申。」と申上げ候へば、「其の通り可然。」と仰せられ候。六左衛門之を承り、御前へ罷出で、「御酒拜領の儀は御前にて下され候様に。」と申上げ候。其の時樽に残り居り候水を御かゝり成され、御上下召させられ、六左衛門を床脇に御据ゑ御平伏成され候て、「唯今某誤り申し候。御

免遊ばされ候様に。」と仰せられ、六左衛門申し候儀、日峯様の御意にて有るべし。扱て有難き御事。」と仰せられ候由。御父子様より折節に御上下、御小袖など下され候者共の末々、少しづつ裁ちさき、御守に仕り置き候が、此の節皆襟に縫附け罷出で候と、咄し申され候。此の事先年鍋島庄兵衛、大木八右衛門へ新左衛門咄仕り候へば、庄兵衛申され候は、「綱茂公様御家督脇、山内の者共御目見、御酒拜領は勝手に可仕哉と、原田吉右衛門伺はれ候處、夫は僉議に及ぶ事にて無之候。大事の御口傳の内なり。我が前にて酒を吞ませ候様に。」と御意の由。

右近刑部は歴々にて候を、御約束にて町人に召成され、伊勢屋町にて旅人宿仕り候様に仰せ付けられ候。刑部死後、青龍院へ刑部菩提の爲に、勝茂様より御知行御附けなされ候。拜領の鉞、薙刀、太刀、御書數通持傳へ候由。又自然の時、罷出で候様にと、割符下し置かれ候。原城の時出候へば、割符一方月堂様御手前に有之、御手に相附き候由。

團氏も歴々にて候を、町人に召成され候とも申し候。江副修理は八幡、宮崎掃部は祇園の社家に召成され候由。斯様の仔細、小城の御文庫に相知れ居り候由。日峯様の御書附皆月堂様へ参り候由。

萬部の事

- 永正二年三月 剛忠様御執行 導師天亨和尚 奉行野田石見
- 天文十四年十一月 御同人様御執行 導師水上和尚 奉行堀江兵部
- 元和三年六月 勝茂公御執行
- 寛永九年三月 御同人様御執行 導師背振山東福院僧正玄純
- 寛治元年九月 光茂様御執行
- 明曆四年五月 御當家御一族並諸士等
- 寶永二年六月 綱茂様御執行 導師本庄神社別當(大乘院僧正覺賢)

善應庵は、左内様御部屋を遣はされ、御早世の御子様方御菩提の爲、光茂様御建立、寺號御引き成され候由。

「北山筋の寺々に薪山無之候間、御國家御祈禱仕り候爲に、寺裏の山少し宛御附け成され候様に。」と光茂様へ鍋島内記(普周)申上げられ、「見計ひ相附け候様に。」と仰せ出され、内記判形の書附を以

て薪山銘々相附け申し候由。

此の儀、北山の寺持中、今に於て光茂公御厚恩、深く難有奉存、御國家御長久の御祈禱抽_二丹誠_一候。

善應庵御建立の覺

一延寶七年己未十二月十日 寺號引地仰せ付けられ、圓通院様御部屋、客殿に相建てられ候。

一元祿二年己巳九月十六日 圓通院様御開基所に仰せ付けられ、寺領切米十二石御寄附御印差出され候。尤切米十二石の内、藏前にて十石六升九合殘米は寺内御免地に引け申し候。

一元祿二年己巳九月廿六日 に御本丸御持佛堂、善應庵へ御移し、御早世の御子様方位牌御立て成され候。御持佛堂圓明院様御部屋にて候。

一元和二年壬戌七月廿三日より御早世の御子様方御追善の爲め、法華一萬部、十七ヶ年に成就可仕の由仰せ付けられ、元祿十一年戊寅七月廿三日結願仕り候。尤御塔相建てられ候。

寛永十八年青山御屋敷御請取、此年より兩御屋敷になり候。

慶安三年三月江戸西丸御普請に付、諸手献上物あり、勝茂公より金箔十萬枚、同九月廿日、家綱公御移徒御祝儀登城献上物あり。勝茂公より御廣蓋二（梨子地御繪金具）御手水鉢二御手拭掛二御手水盥二。

明曆三年大村のきりしたん此御方御預けに付て、請取の爲大木兵部、永山十兵衛差越され、十二月朔日諫早にて出會、八十人之を請取り、今泉村に新に籠屋相立てられ、入れ置かれ候なり。心遣人兵部、中野數馬、中野又兵衛、十兵衛仰せ付けられ候。翌年七月二十七日籠屋に於て生害、長崎より檢使遣はされ候。首は高尾にて獄門相掛けられ候。心遣人中野嘉右衛門（後名又兵衛）、永山十兵衛、大目附大木兵部、中野數馬仰せ付けられ候。切手御歩行の内より御選び、一人にて三つ宛切り候。終りの三つは三谷千左衛門功者故仰せ付けられ、無類の手際仕り候。其の外武富三之丞、三浦治郎左衛門、野副三郎兵衛、野副八太夫、鈴木安太夫、久米惣之丞、水町六之丞、此の外未だ知らず、死體は舟より肥後海に遣はされ御沈め遊ばされ候。

寛文三年三月八日長崎下筑後町樋口惣右衛門亂心、自家に火を付け巳の時より出火、九日巳の時迄燒

失、近端より米穀差廻され候に付、此方より米三千八百四俵遣はされ候。右火事に付、籠屋焼失罪人御預け、邪宗門の女三十一人大村預り、同男四十人島原預り同男六十一人此御方御預り出島に召置かれ、番人足輕數十人、侍三人、差越され候。且又籠屋御普請大工、人足、竹木等仰せ付けられ候通、差遣はされ候。同四月出来立、囚人入籠仰せ付けられ候。

葉 隱 第七卷

此の一卷は武勇奉公方、御國の諸士の褒貶記し候なり。

成富兵庫申され候は、「勝といふは、味方に勝つ事なり。味方に勝つといふは、我に勝つ事なり。我に勝つといふは、氣を以て體に勝つ事なり。かねて味方數萬の士中、我に續く者なき様に、我が心身を仕なして置かねば、敵に勝つ事はならぬなり。」と。

田崎外記物具の事 原の城にて外記事、光り輝く物具を着用致し候に付、勝茂公御氣に入らず、其の後、際立つて見ゆる物を御覽せらるゝときは、「外記が具足の様にある。」と御意毎度の由。右の咄に付、武具衣裝等、目に立ち申す様に仕るは手薄く見え強みなく、人の見すかし申すものにて候となり。

大石小助の事 光茂公の御代に、小助儀(初めは御歩行)御側に相勤め居りしが、御參觀御往來の御道中、御本陣にて御寢所あたりを外より見廻り、無用心なる所と存じ候あたりに藎を敷き、只一人夜を明かし居り申し候。雨天の時分は、笠、合羽を着し、終夜雨にぬれ候て、終に一夜も懈怠仕らず候由。

天和二年十一月十一日澤邊平左衛門切腹仰せ付けられ候。十日夜、内意これあり候に付て、介錯の儀、山本權之允へ相頼み申し候。權之允の返書に(權之丞廿四歳の時なり。)

御覺悟あつばれに候。介錯の儀相頼まるゝ由、其の意を得候。一遍は御斷りをも、申し上ぐべき儀に候へども、明日の儀、只今と相成り何角と申す場合にもこれなく候故、則ち御請合ひ致し候。人多き中に、私へ仰せ聞けらるゝ段、身に取つて本望に存じ候。此の上は萬端御心安んぜらるべく候。夜中ながら追附御宅へ罷出で、御目にかゝり委細申し談すべく候。以上。

十一月十日

右返書平左衛門披見致し、「無双の手紙なり。」と申し候由。昔より侍の頼まれて不祥なる事は介錯に極り候由申傳へ候。その仔細は、首尾よく仕舞ひ候ても高名にならず、自然仕損じ候へば、一代の怪我に成り候。右紙面常朝師控へ置かれ候。

徳久殿殿中にて刃傷の事 徳久何某、性常人と異なり、ちと、ぬけたる風ありしが、或時、客人招待候て鱒脰といふをせしかば、其の頃、諸人「徳久殿の鱒脰」と申して笑ひしが、出仕の節、何某右の事を申出で、なぶりたるを以て、拔打に切捨てしかば、此の事御詮議の末、「殿中にて粗忽の振舞なれば、切腹仰せ付けられ然るべき。」旨年寄より申上げしかば直茂公聞召され、「凡そ武士として人よりのなぶられて、ぬらりとして居るは腰拔にてすくたれなり。殿中なりとて場をのがす筈なく候。抑々人をなぶるものは阿呆者なり、切られ損なるべし。」と仰せられ候由。

神代勝利より小刀を得候川副小左衛門切腹の事 隆信公の御使として、直茂公神代勝利と、御來會成されしに其の時、熟瓜を、小姓川副小左衛門に、「調理せよ」と仰せられしかば、小姓手水いたし、調理せんとせしが、小刀なかりしを以て、勝利小刀を出しぬ。小姓これを以て調理いたし候が、勝利は、小刀を其の儘、小姓に與へ候。小姓押し戴き、やがて歸城せしが、後に直茂公小姓を呼び出され、「小柄を打碎き見よ」と、仰せられしが、小姓不合點にて候ひしかば、重ねて御詞あらく仰せ付けて、打碎き候へば、上は赤銅にて候が、下は金にて候。「かゝるべきことゝ存するが、若年

の時分より、仕立てし其の方、不憫ふびんの至りながら、行懸り上、切腹仕らねばならぬ。」と仰せられ候故、即座に切腹仕り候由。

永山六郎左衛門組の者へ物語の事 組の者振舞の節、六郎左衛門申し候は、「秋津島といふ事を知りたる哉。」組の者ども、「存ぜず。」と申す。「日本の事なり、其の日本秋津島は廣きものと思ふか、狭きものと思ふか。」と問ふ。何れも、「廣きもの」と申す。「その廣きものを六尺の棒にて打ちたれば打當つべきか、打迦はたすべきか。」と問ふ。皆、「打中て申すべし。」と申す。「よく心得たり、確しかと聞き覺えよ。今天下泰平なりと雖も、不意は今の事も不_レ知、若し唯今にても、素破すはといはゞ三十人の其方共を召連れ、眞先に進んで命を捨てん事、六尺棒にて日本秋津島を打中つるよりは慥かなる事なり。此の六郎左衛門より先には一人にてもやらぬなり。心得たるか。」といふ。皆、「心得ました。」と勇み進む。「然らば飲め。」とて、振舞候となり。

松浦洞雲有馬咄の事 洞雲申され候は、「若年の時分、有馬陣に罷越し候。今存じ候に、防戦の場にての手柄は、仕合せ次第にて候。陣屋にての嗜かんえうが肝要にて候。嗜と申すは一寸なりとも敵陣の方に

坐り候者は、諸人剛の者と見申し候。夜咄なども有_レ之候が、先の陣屋へ參るは、よく見え申し候。後の陣屋へ參る者は、早臆病者と見え申し候。若き衆の心得置くべき事。」と申され候由。馬場氏咄。

大木前兵部勇氣勸めの事 組中參會の節、諸用濟み候て、談話のをりには、「若き侍衆は随分心懸け、勇氣を御嗜み候べし。勇氣は心さへ附くれば成る事にて候。刀を打折られたにせよ、手にて仕合ひ、手を切り落されても肩節にてはうり倒し、肩切り離されても、口にて相手の首の十や十五は、喰切るべし。」と、毎度申され候由。

生野織部教訓の事 常朝師年若き時分、御城にて寢酒の時、織部殿申され候は、「奉公の心入れの事申せと將監殿申され候間、心安に付て申し候。我等は何も存ぜず候。さりながら首尾よく召使はるゝ間は、誰も進みて奉公をするものなり。下目な役になる時は、氣味をくさらかすものなり。これが即ち悪しきことなり。勿體もったいなきことなり。只今、結構な役を仕る者にも、水汲め、飯たけと仰せ付けられ候時、少しも若にせず、一段とすゝみてするがよろしと、我は覺えたり。年若くして而も氣過ぎに見え候間、心入れ入るべし。」と申され候由。氣味をくさらかすべからず。何も、お家の爲なればなり。

生野織部食事半ばに被_レ爲_レ召候時申され候事 織部殿、小川殿兩人御城にて支度半ばに、「織部殿召しまする。」と申し候に付て、其の儘立つて手水使はれ候。舍人申され候は、「年配にも似合ひ不_レ申候。先づ支度御仕舞ひ候て御出で候へかし。」と申され候へば、「夫は利發なる人の事なり。我等は召しますると聞いてよりは食物の味がせぬ。」と申して罷出でられ候由。惣じて實義第一の人なり。夫故、子孫よきかと思はるゝなり。

多久何某と云ふ人、瘡瘡半ばに島原濱の城に出陣せんとす。親類共大事の病を持ちながら、彼處に到るとも、何の用にか立つべきと、頻に是を留む。彼者曰く「若し途中に死せば本望なり、君の厚恩に預りながら、何ぞ今度の御用に立たぬと云ふ事あらんや。」と云ひて出陣す。冬陣なれば寒氣甚しけれども、衣を重ねる事もなく、夜晝共に具足ばかりの體にて、養生と云ふ事もせず、況して不淨を忌むと云ふ事もせざりしかども、結句速かに本復して、其の陣に忠を盡されたり。然るときは又さして不淨を嫌ふとも云はれぬ事なりと云ふ。師正三聞きて曰く、「君の爲に一命を捨てたる程の清淨なる事あらんや。義の爲にツンと捨切りたる人ならば、瘡瘡の神は云ふに及ばず、諸天諸神も皆守護を加へ給ふらん。」と。

成富兵庫高麗にて船軍の事 高麗にて船軍の時、明朝合圖の太鼓を聞きて一同に乗取るべき旨御下知にて、夜中船を掛け置き候。兵庫、船碇を入れながら、終夜水主を櫓を漕がせ、合圖の太鼓打出すとひとしく、碇綱を切り候に付、眞一番に敵船に飛入り、高名仕られ候由。

田雜清左衛門追腹の事 田雜大隅守の子五郎右衛門を中野式部掣に約束候故、式部兄の娘を養ひ、五郎右衛門へ遣はし候。其の子清左衛門と申し候が、浪人仕り候。中野内匠甥の首尾に候處、知行所におき二十五石くれ候て、介抱仕り候。然る處内匠死去に付、清左衛門事、一生の厚恩忍び難き由にて、追腹仕り候。清左衛門子與助と申し候て、中野數馬被官になり申し候。其孫主膳様へ召出され候。田雜事由緒有_レ之ものにて候故、名跡田雜助左衛門に仰せ付けられ候。大隅女房方の者共に候。助左衛門子甚左衛門、兵右衛門、其外田雜の分家數多有_レ之、田澤、田藏取々に書き候と相見え候由なり。

執行越前殿討死の事 島原にて具足は陣屋にかざり置き、袴羽織にて働き、そのなりにて討死申し候由。

興國院様御供江副金兵衛は、御骨を持ち高野に納め、庵をむすび、御影をきさみ、御前に我が身畏まり居り候自影をも作り置き、御一周忌に罷下られ、追腹仕り候由。右の御影追て高野より参り候。高傳寺に御座候。

大石小助御内頭人の時分、夜中に御内女中部屋の邊に紛れ者忍び入り候に付、捕へ申すとて、上を下にかへし、男女上下走り廻り候に、小助相見えず候故、老女など方々尋ね候へば、御打物の鞆をはずし、御次の間にすわり、黙り候て居り申し候。御身邊に人無之候故、心許なく存じ候て、守り居り申し候。氣の附く所違ひ申したる事にて候由。右忍び入り候者は成富吉兵衛なり。濱田市左衛門が一类、密通事にて御仕置仰せ付けられ候。

大石小助龍造寺八幡宮へ光茂公御社參の時御供仕り、土足にて白洲に罷在り候が、拜殿へ御通り遊ばされ候節、社人共御札を差上げ候とて、我先にとあらそひ、數人一度にはつと立上り申し候を、小助白洲より見申し候て、即ちかけ上り、公の御前に立ちふさがり、「皆々退さり候て一人宛御札差上げ候様に。」と申し聞かせ候由。

副島善之丞事 勝茂公西目にて御狩の時分、何事か御立腹成され、御腰物を鞆ながら御抜き、善之丞を鞆打成され候が、取りはずされ、御腰物谷へ取落され候。善之丞ひつ附いて谷へころび落ち、御腰物を取り申し候。さ候て、御腰物を襟にさし、岸を這ひ登り、其のなりにて差上げ申し候。氣の働き遠慮等、無雙の仕方なり。

石隈（子）五郎左衛門の事 申の年江戸大火事、光茂公・綱茂公麻布御屋敷に御座成され候處、御屋敷に火懸り、急に焼け塞がり、御出成さるゝ道無之、御馬に召し御座成され候を、御側、外様の者大力量を出し、塀を切崩し、そこより御出で、御立退き遊ばされ候。五郎左衛門は御馬の脇に立ち、御鎧に手を懸け、始終何の働きも不仕候。右の火鎖まり候後、何れも御感を蒙り候に、第一石隈事、有馬にて名を取り候者の子ほど有之、其の志御感心淺からざる由にて、御褒美成され候。氣の附け所、格別なる由なり。此の事は、江副彦次郎其の節の儀能く存じ候由にて、咄し申され候となり。

佐野右京殿大力の事 或時、右京殿高尾を通られ候に、橋架直し候時分にて、大橋杭一本何と抜きてもぬけず候。右京殿おり立たれ、抜きて可見とて、しかと抱き、ゑい聲を出し、抜き上げられ候へ

ば、きびしき音して身たけに抜け候へども上り不_レ申、其の分にて沈み申し候。歸宅以後病氣出で、相果てられ候。城原の寺に葬禮の時、高尾の橋を通られ候へば、棺より死骸飛出で、江に落入り申し候。種福寺の僧の内十六歳の小僧續いて飛入り、骸に取付き申し候。人々駈入り取上げ申し候。師の房感ぜられ、引導を右の小僧にさせ可_レ申と申され候。後には名高き出家になり候由。

島内新左衛門事 勝茂公御禮日に、御目見仰せ付けられ候時分、新左衛門計り、御禮を不_レ仕、數人の中に延びあがり居り申し候。御這入成され候時分、「新左衛門、めでたい」と御詞懸り候節、御禮仕り罷り立ち候。毎度斯様に仕り候。時代の風儀にて候なり。

山本吉左衛門は、親神右衛門指圖にて、五歳にて犬を切らせ、十五歳にて御仕置者を切らせ申され候。昔の衆は十四五歳より内にて有_レ無_レに首を切らせ申され候。勝茂公御若輩の時分、直茂公御指圖にて御切習ひ成され候。その内續け切りに十人も遊ばされ候由なり。昔は上_レつ方さへ斯様に遊ばされ候に、今時は下々の子供にも終に切らせ申さぬ事は、油斷千萬にて候。せで濟む事、縛り者切りたりとて手柄にもならず、科_レなるの、けがるゝのと申すは、口ふさげにて候。畢竟は武勇の方疎々しき

故、爪根みがき、綺麗なる事ばかりに、心懸け候故かと思はるゝなり。いやがる人の心の内を僉_レ議して見候へば、氣味わるき故に利口にまかせ、切らぬ様に云ひなし申さるゝかと存じ候。せでならぬ事なればこそ、直茂様御指圖成され候。先年、嘉瀬にて切り候て見申し候が、殊の外心持になり申すものにて候。氣味わるく思ふが、臆病のきさしにて可_レ有_レ候。

友田正左衛門切腹の事 光茂公御供立、前髪御小姓の内に、正左衛門召連れられ候。浮氣者にて、芝居役者多門正左衛門と申す立役者に戀慕致し、紋所も替名も、正左衛門と改め申し候。野郎狂ひに衣類諸道具迄打込み、其の末手立盡き、馬渡六兵衛の刀を盗み、槍持に持たせ質に置き申し候。この段槍持申出で候。御究_レめの上、正左衛門並に槍持死罪仰せ付けられ候。究_レ役山本五郎左衛門にて候。披露_レの時、聲高に、「主人の上を訴人仕り候が、槍持何某にて候。」と申上げ候。即座に、「打ち殺せ。」と御意成され候。扱正左衛門へ仰渡し_レの節、五郎左衛門も參り、「最早跡の事は廢_レり申し候。死場御たしなみ候へ。」と申し候へば、「扱々忝き御一言にて候。その意を得候。」と、落着き居り申し候が、誰の智慧にて候哉、介錯人を誰と申聞け、だまし候て、御歩_レ行直塚六右衛門、脇より切り申す仕組にて候。さて死場に直り候へば、介錯人は向ふに居り候に、成程落着きたる會釋_レ仕り候處を、脇にて刀を

抜き候を見候て、「そなたは誰にて候哉。其方に首は切らせ申さぬ。」と、云ひて立上り候が、夫より心みだれ、散々未練に仕り候を、取伏せ引張り、切落し候由。「だまし不申候はゞ、見事に死に申す事も可_レ有_レ之候ものを。」と、五郎左衛門隱密咄の由。

介錯仕_り様野田喜左衛門咄の事 死場にて正氣なく這廻り候者を、介錯の時多分仕損じ有る物に候。左様の時は先相控へ何事にてなりとも力み候様に仕り、少しスツクとなり候處をのがさず切り候へば、仕済し申すと承り候由なり。

大木權左衛門事 山城殿御方へ、正月十一日に權左衛門參り候處、具足召され、馬上にて竹刀しなごを持ち、家中衆を相手に成され、御仕合ひ候たかばにて候。「權左衛門成るまじき。」と御申し候へば、「さらば一槍可_レ仕。」と申し、竹刀追取り、山城殿を馬より、さかさまに突落し申し候。漸く御起直り今一槍と候を、左京殿御立「某可_レ仕候。權左衛門突て見候へ。」とて、馬上より御仕かけ候を、又々突おとし、「正月初に馬上武者の首、一二つ取りたり、氣味よし〜。」と申して歸り候よし。時代の風と云ふ物を、ゆるさるゝだけなり。

牛島久次兵衛の事 寒水にて旅芝居有_レ之時分、久次兵衛編笠をかぶり、見物人の中を通り候が、けまつれ候て、うつぶけに倒れ申し候。久次兵衛草履垣竹にかゝり、はね候に付て、側に居り候見物人の頭の上に落ち申し候。久次兵衛起き上り、「扱々粗相なる事仕り候。但し我等も可_レ仕とは不_レ存、衣裳もよごし迷惑に候。御免々々。」と申して草履を取り候時、右の見物人三四人同道と見え候が、「刀など差し、其の方は人の頭に草履を打懸け、御免々々と申して濟むものか。」と、咎めかゝり候。久次兵衛立歸り、笠ぬぎ捨て、「扱々理不盡者かな。我知らずにしたる事ながら、手前の履物故斷りをいふに、不_ニ聞立_一、我を咎め申すか。こゝは人中なり。外に出で候へ。片端より撫切りしてくるゝべし。」と申し候。その時、相手色振りわろく相見え候。久次兵衛又引替へて申し候は、「早く合點いたし候へ。さなければ、そなたの首もなし、我が首もなし。だまりて狂言見候へ。」と申して笠を被り、通り申し候。右の始終だるみなく、實に、ほきれ者と思はれ候。

内田氏御咄。牛島久次兵衛殿中にて仕形の事 御本丸御式臺にて、御番衆碁打ち申され候。久次兵衛脇より見物いたし候に、松浦嘉左衛門（洞雲の子、實は甥の由）と申す人、久次兵衛顔を見申され候へば、澁面じふめん作り申し候。碁にて、せき候て居り申し候たかばにて、たまり兼ね、抜打仕る所を、有田權

之承脇より取り申し候。其の時、久次兵衛少ししざり、「うぬし、御城にてなくば。」と一言を残し候。此の一言を其の頃感じ、「久次兵衛ほどある。」と申し候。松浦は切腹、權之丞は御腰物拜領なり。久次兵衛は、筋氣の煩にて、時々目口を引張り申し候。これを澁面作ると見誤り申され候なり。

助右衛門殿咄。主水殿御養子の事。直茂公御男子御座なく候に付て、御養子成さるべくと思召され、太郎五郎殿（後に平五郎其後主水佐）十二三歳の頃、御呼寄せ召置かれ、様子御覽成され候。或時、筑後舞まひを召寄せられ、御一門衆御寄合ひ、舞御聞き成され候。羅生門にて、綱、鬼の手を切り、後に取返され候所を舞ひ申し候。一段濟み候てより、皆々御感なされ候。直茂公の御後ろに、太郎五郎殿御座候を御見返り、「何と思ふぞ。」と仰せられ候へば、「各々様御感なされ候所は、私は感じ申さず候。唯私共成り申さぬ事御座候。これを感じ申し候。」と御申し候故、「何事にて候哉、申せ。」と仰せられ候へば、「鬼の手を切り候事も、札立てに参り候事も、私は成るまじきとは存じ不申候。今にても参り可申候。鬼にまで親孝行の者と思はれ候事、又一夜になり候物忌を、母分の人の恨み候とて、門を明けて入れ候様に、ふうけ候事、是等は私共は成り申すまじき。」と御申され候故、直茂公御見返り、「こしやくなる奴かな。」と御呵り成され候。此の以後、しかと御養子に御決定なされ候由。

志波喜左衛門（最前は福山）御小姓役の時の事。勝茂公御代には、御家中の者、大身小身によらず、幼少の時分より御側に召使はれ候。喜左衛門相勤め候時分、或時御爪を御切りなされ、「是を捨てよ。」と仰せられ候へば、手に載せ候て、立ち不申候に付て、「何ぞ。」と仰せられ候へば、「一つ足り不申候。」と申上げ候。「爰に有り。」とて、御かくし召置かれ候を、御渡しなされ候由。

中野數馬御小姓役の時、西目にて御鷹野の時分、鶴取御秘藏の御鷹にて候故、御脇差にて鶴を御さし成され候。數馬も在合ふ鶴をおさへ居り申し候が、指に御脇差中り、血流れ候へども何とも不申、「其處を、此處を、御突きなされ候へ。」と申上げ候由。後日に、「あいつは大膽の童なり。」と御意の由。又或時、御腰を御打たせなされ、頓て御寝入り遊ばされ候故、徐と引取り、御納戸へ糸針御用と申し候て請取り、針をまげ御泉水に投入れ、魚を釣り申され候に、大きな鮎かゝり候をはね申され候へば針にはづれ、御座の内にはね込み、公の御顔にあたり申し候故、御目さめなされ御覺候へば、鮎飛廻り申し候。「扱は、あいつが仕事。」と思召され、御呼び成され候へ共、御庭にかくれ居り申し候。「どこに居り候哉。」と御さがしなされ候に付て、かくれ所なく候故、縁の下よりふと出で、ワンと申し候て、逃げ申し候由。若輩の時分より右の通りの器量にて、廿歳の時分は粗忽手荒く候由。

御仕置者など有レ之時分は参り候て、頸、胴など乞ひ候て宿元へ持たせ参り、庭に据ゑ、ためし首は木の枝に懸け、弓、槍にてためし申され候由。

金丸郡右衛門籠居御免の節申し達し候事、鍋島靱負殿、數年病氣にて御奉公も罷成らず候故、息左衛門殿何卒御用に相立てられ候様にと、彼の御内方思召立たれ、御側の衆にも御頼み、若輩には候へども江戸御供仰せ付けられ、御懇に召使はれ候。然る處、寶永三年綱茂公長崎御越の御留守に石井傳右衛門（年寄役）を左衛門殿部屋に招請、御袋も御面談候由。此の儀御耳に達し、その座の爲體猥に相聞え候由にて、傳右衛門浪人仰せ付けられ候。靱負殿隠居、左衛門殿へ半知下され候。内方の事は靱負殿へ相任せらるの旨にて候。右靱負殿へ仰せ出一通、金丸郡右衛門前廉に内通仕り候と相聞え、寄親彌平左衛門殿へ御預け、番人附け御究め數度有レ之候へども、素より無實に付て段々申譯仕られ候。其の央、綱茂公御重病に付て大赦成され、郡右衛門も差免され、御城へ罷出で、年寄衆へ申し達し候は、「私素より科少しも無レ之候を、無實の難に逢ひ、御改めに罷成り、一々申披き仕り、一箇條も落度御座なく候。然るを今度大赦に付て大盗人多久藏など同然に差免され候とて、有難きとは存じ奉らず。然れども殿様御病氣の段、籠屋にて承レ之、御機嫌伺ひ奉らざる儀、猶々無念に存じ罷在り候處、今日罷出

で御容體相伺ひ候事、本望至極に奉レ存候。」と申し達し候由。郡右衛門直の咄なり。此の始終色々口達あり。郡右衛門科無レ之事、右一言にて晴れ申し候。

大野千兵衛追腹の事 千兵衛兄何某と、蓮池の鍛冶（一説他國の研とも）何某と、衆道の遺恨にて双方申募り候を、一門朋輩、色々扱ひ候へども不レ治、訴へ出で候。其の頃、勝茂公は御在府にて御留守の儀、甲州様御捌き成され候。右の段聞召され、「相手向に可三打果候。一人も助太刀致す間敷候。若し見次ぎ候者候は、御仕置可被成。」と仰せ出され、高尾繩手に垣を結び廻し、其の内にて討果し候仕組有レ之候。其の日に成り、見物人杳の子を打ちたる如し。鍛冶は先に入り、大野は後に入り、「扱も待遠かるべし、暇乞に隙入りたり。いざ。」と云ひて扱合はせ、切先より火を出し、切結びけり。諸人片唾を呑んで見る所に、大野高股を打落され、ばつたりと倒れしと見る時に、何者か垣を破つて飛込み、「のがさぬ。」と詞を懸け、鍛冶を只一刀に切伏せたり。大野が弟千兵衛なり。大野も即座に死したり。此の事言上に及び候處、「堅く仰出され候助太刀、不屈者に候。御仕置成さるべく。」御僉議の時分、勝茂公御下國、右一々聞召されし上、「千兵衛は曲者なり。能く仕たり。目の前に兄を切られ、我が命の惜しきとて、見て歸るものか。」とて、則ち御助け成され候。扱甲州様御事は粗相なる御

捌き、旅人の往還にて討果させらるゝ事は、以の外の事共とて、稠敷御呵りにて候。右千兵衛は追つて御鷹師に迄仰せ付けられ、御一代御懇に召使はれ候。此の御恩を以て、追腹仕り候由。此の事、千々岩長右衛門實母明圓尼、御覺え居り候。右千兵衛子千兵衛は、長右衛門姉婿にて候。

此の事、後年大木道貫咄に承り候趣、少々相違有り。道貫咄には、親兵部幼稚の時分にて、召使の肩に乗り、仕合を見申し候由にて、語り申され候由。高尾繩手ふたつきの北の方に矢來を結び、構口より見候へば、橋の真東に當り申し候由。扱大野は早く参り居り、見物人大勢参り居り候へども、相手不参に付、晩景になり候故、最早相手不参と申し候て、見物人段々歸り申し候處に、「唯今参る。」と申し候て又立歸り候。相手は唯一人、刀一本さし、編笠を被り、矢來の内に入り、笠をぬぎ捨て、左の手を出し、立たせられい。」と詞を懸け候。其の時、大野は諸肌ぬぎ居り候を、脇より押し出し候。刀をふりかくめ打ち候時、相手抜合はせ、高く受け引逃し、大野が肩より背にかけ切り申し候。如此二太刀仕り候へども、曾て切れ不申、皮計り切れ候様に相見え候。其の時、弟千兵衛走り懸り、相手を大げさに一太刀に切伏せ申し候。右の段御耳に達し、大野は切腹、千兵衛は御免、後に御鷹師に召成され候。相手は他國の研師にて候由。刀持ち不申候て遅く参り候と、後の沙汰なり。其の刀、後日に兵部求め候て、ためし習ひに仕り候が、鈍刀にて候由。根元、衆道の

遺恨の由。千兵衛は追腹なり。

何某京都にて刀の鏝はづされ候事 御供立に何某罷登り、當春御借用銀御用にて、江戸より京都へ罷越し候。一夕町の所へ参り、歸りさまに刀を取り候へば、抜けかゝり居り申し候。はや氣つきさらぬ體にて暇乞いたし歸り候。扱鏝を見候へば、突たゝらかし有之候由。此の事心安き衆に江戸にて咄仕り、是非に及ばざる次第、御家に恥をかゝせ候と、口惜く候は焼付鏝にて候故、突たゝらかし候て召置き候。手前ならぬ故に恥をかき候。斯様の時分は金鏝をはづさせ候てこそ、御外聞迄取り申すなど申し候由。

田中彌兵衛下人切り候事 彌兵衛江戸詰の時分、中間不届故、稠敷呵り申し候。其の夜半時分、階子を上り候音を、彌兵衛聞付けて不審に存じそろりと起き候て、脇差をひつたて、うかゞひ居り候へば、右の中間脇差をぬき参り候。飛びかゝり一刀に抜打仕り候由。

高木金左衛門江戸にて男立切り候事 夜中三谷土手の中程にて、男達と見え、金左衛門を付け参